住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査
－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－

結 果 報 告 書

令和７年３月

総務省行政評価局

前　書　き

低額所得者や高齢者、障害者などの住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）については、国土交通省の調査によると、その入居に関して、一定割合の大家等の賃貸人から拒否感を抱かれているとされており、住宅の確保等に係る支援（以下「居住支援」という。）が必要とされている。

住宅確保要配慮者に対する居住支援に係る施策は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の整備など、住宅の市場環境の整備にとどまらず、安心して生活を続けるための入居後の生活支援など多岐にわたっており、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）や、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）等により、施策が進められてきた。また、住宅確保要配慮者への居住支援については、専ら、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局のほか、住宅確保要配慮者に対する居住支援として住宅情報の提供や相談対応、見守りなどの生活支援等を業務として行う住宅確保要配慮者居住支援法人等により行われている。

そうした中で、近年の単身高齢者世帯の増加等を背景として、居住支援のニーズの高まりが見込まれること等を踏まえ、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に向け、入居前の相談対応から入居中や退去時の支援までの切れ目のない支援体制の構築を図ることなどのため、令和 6 年通常国会において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）及び生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）が成立し、今後、住宅部局と福祉部局の連携が一層求められる状況となっている。

本調査は、上記 2 本の改正法の全面施行に向け、国土交通省及び厚生労働省が、市区町村の住宅部局と福祉部局の連携に係る内容も含め、市区町村等が行う居住支援の取組を支援するための方策について検討・展開することとしている状況を踏まえ、市区町村等における居住支援の取組の実態等を調査し、国における今後の効果的な施策の立案・実施に資するために実施したものである。

目　次

第１　調査の目的等　……1

第２　調査結果　……2

１　住宅確保要配慮者への居住支援施策の概要と報告書の構成等　……2
(1) 住宅確保要配慮者への居住支援施策の概要　……2
(2) 調査の観点及び報告書の構成　……3
(3) 調査対象機関の選定、調査手法等　……4

２　市区町村における居住支援の取組　……6
(1) 住宅部局と福祉部局の各取組における連携　……6
(2) 居住支援に当たっての個人情報の取扱い　……38

３　市区町村における居住支援法人をいかした取組　……43
(1) 都道府県から市区町村への居住支援法人の情報の提供　……43
(2) 居住支援法人の円滑な活動　……58

４　都道府県による市区町村の取組への支援　……66
(1) 都道府県居住支援協議会による支援　……66
(2) 居住支援協議会以外の都道府県による支援　……70

資料編　……73

用語集

本報告書で複数の項目に登場する用語（略称を含む。）は、次のとおりとする。

用語	用語の意味
住宅セーフティネット法	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）
令和 6 年住宅セーフティネット法改正法	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）
改正住宅セーフティネット法	令和 6 年住宅セーフティネット法改正法による改正後の住宅セーフティネット法
令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）
改正生活困窮者自立支援法	令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他国土交通省令又は都道府県や市町村が住宅セーフティネット法に基づき定める賃貸住宅供給促進計画により、住宅の確保に特に配慮を要する者として定められる者をいう。
基本方針	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（平成 29 年国土交通省告示第 965 号）
居住支援[1]	住宅確保要配慮者に対して行われる、入居先に関する相談への対応などの入居前の支援から、入居中の見守りや退去時の遺留物の撤去までも含めた居住に係る様々な支援をいう。
居住支援法人	住宅セーフティネット法第 40 条に基づき、都道府県知事により、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定を受けた法人をいう。
居住支援協議会	住宅セーフティネット法第 51 条に基づき、地方公共団体や居住支援法人、賃貸住宅を管理する不動産事業者などから構成され、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するために設けられた住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。
セーフティネット登録住宅	住宅セーフティネット法第 8 条に基づき、都道府県知事により、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅として登録を受けた住宅をいう。

[1] 法令上、「居住支援」の定義はなく、地方公共団体や居住支援法人等により様々な支援の取組が行われているため、本報告書では、このような包括的な定義とした。

自立相談支援事業	就労及び居住の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業をいう（改正生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項第 1 号）。
県	本調査において調査対象とした都道府県については、「県」と表記する。
市	本調査において調査対象とした市区町村については、「市」と表記する。

第１　調査の目的等

１　目的

本調査は、令和６年住宅セーフティネット法改正法及び令和６年生活困窮者自立支援法改正法の全面施行に向け、国土交通省及び厚生労働省が、市区町村の住宅部局と福祉部局の連携に係る内容も含め、市区町村等が行う居住支援の取組を支援するための方策について検討・展開することとしている状況を踏まえ、市区町村等における居住支援の取組の実態等を調査し、国における今後の効果的な施策の立案・実施に資するために実施したものである。

２　対象機関

（1）調査対象機関

国土交通省、厚生労働省

（2）関連調査等対象機関

都道府県（15）、市区町村（48）、関係団体（45）

３　担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

４　実施時期

令和６年８月～7年３月

第２　調査結果

１　住宅確保要配慮者への居住支援施策の概要と報告書の構成等

(1)　住宅確保要配慮者への居住支援施策の概要

住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 6 条では、「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行われなければならない」とされている。

この基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅[2]の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的に、住宅セーフティネット法が制定されている。

この住宅確保要配慮者の具体的な範囲については、住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）において規定されているほか、都道府県又は市町村が住宅セーフティネット法、基本方針などを踏まえて定めることができる賃貸住宅供給促進計画[3]において定められている。そのため、各地域で施策の対象となる住宅確保要配慮者の範囲については、低額所得者、被災者、高齢者、障害者など主要な者は共通しつつも、地域の実情に応じ、若干の違いがある。

こうした住宅確保要配慮者については、国土交通省の調査によると、その入居に関して、一定割合の大家等の賃貸人から拒否感を抱かれているとされており、住宅の確保が難しい場合の入居先としては、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく公営住宅や、セーフティネット登録住宅などがある。

住宅確保要配慮者に対する居住支援に資する施策は、住宅セーフティネット法のほか、生活困窮者自立支援法等の福祉関係法令によっても講じられている。

住宅セーフティネット法では、居住支援を行う主体として、地方公共団体のほか、居住支援法人が規定されている。居住支援法人となる法人は、NPO 法人や一般社団法人、一般財団法人、営利を目的としない法人、住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社となっている。

また、住宅セーフティネット法では、地方公共団体や居住支援法人などから構成される居住支援協議会を設置する場合、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することとされている。

なお、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法により、居住支援協議会の設立が地方公共団体の努力義務とされている（当該規定は未施行）。

---

[2]　この「賃貸住宅」には、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく公営住宅などの公的な賃貸住宅とそれら以外の民間賃貸住宅の双方を含む。

[3]　「賃貸住宅供給促進計画」の策定は任意であるが、策定する場合は、住宅確保要配慮者の範囲のほか、公営住宅等の供給促進に関する事項、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項等も定めることとなっている。令和 6 年 12 月末時点で、47 都道府県及び 22 市町で策定されている。

次に、生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者[4]に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことを目的に制定されている。

自立相談支援事業は、都道府県、市区及び福祉事務所を設置する町村（以下「福祉事務所設置地方公共団体」という。）が直営又は委託により、生活困窮者の相談を受け、①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズの把握、②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画の策定、③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整の実施等を行うものとされている。

一般に、生活困窮者の状況は複合的な要因によるものであるため、生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならないとされている（生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項）。

このように様々な法的枠組みによる居住支援が行われてきた中で、近年の単身高齢者世帯の増加や持家率の低下等により、今後、更に住宅確保要配慮者への居住支援のニーズが高まることが見込まれることなどを踏まえ、令和 6 年通常国会において、住宅セーフティネット法の改正、生活困窮者自立支援法の改正が行われた。

住宅セーフティネット法の改正では、①民間賃貸住宅の大家と住宅確保要配慮者のいずれもが安心して利用できる市場環境の整備や、②住宅確保要配慮者の入居中のサポートを居住支援法人が行うことができる賃貸住宅の供給促進の実施のほか、③住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化のための改正も行われている。

なお、改正住宅セーフティネット法の施行は、一部を除き、公布の日（令和 6 年 6 月 5 日）から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされている。

また、生活困窮者自立支援法の改正では、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、自立相談支援事業における居住支援の強化のための措置や支援関係機関の連携強化等の措置に関する改正が行われている。

なお、改正生活困窮者自立支援法の施行は、一部を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとされている。

(2) 調査の観点及び報告書の構成

このような住宅セーフティネット法及び生活困窮者自立支援法の改正の状況を踏まえると、今後の住宅確保要配慮者への居住支援においては、特に、住宅確保要配慮者との接点のある市区町村において、住宅部局と福祉部局とが連携して取り組むことの重要性

[4] 生活困窮者自立支援法において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者とされているが、具体的な資産・収入要件はない。一方で、住宅セーフティネット法における住宅確保要配慮者のうち「低額所得者」とは、その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者とされている。両者は定義が異なるため全く同一とは言えないが、おおむね、住宅についての課題を抱える生活困窮者は住宅確保要配慮者に該当するとみられる。

が一層高まるものと考えられることから、本調査では、居住支援法人や都道府県との関係も含め、市区町村の住宅部局と福祉部局が連携して居住支援に取り組む際の課題を明らかにするとともに、これに対する国の施策（支援策）を検討することとした。

この観点から、本報告書では、調査結果について、市区町村の住宅部局と福祉部局の取組及び連携に関することを項目 2 に、市区町村における居住支援法人をいかした居住支援の取組に関することを項目 3 に、都道府県による市区町村の支援に関することを項目 4 に整理[5]した。

(3) 調査対象機関の選定、調査手法等

上記（2）の観点から、本調査では、各制度を所管する国土交通省及び厚生労働省のほか、以下の基準で選定した地方公共団体及び居住支援法人を対象とすることとした。

ア 市区町村

前記のとおり、本調査は、市区町村における住宅部局と福祉部局との連携に着目していることから、調査対象市の選定に当たっては、次の点を総合的に考慮し、48 市を選定した。

- 当該市で公営住宅の事業が行われていること。
- 当該市で自立相談支援事業が行われていること。
- 当該市の区域を活動エリアとする居住支援法人が同じ市の区域にあること又は、ない場合でも隣接する市の区域にあること。
- 選定結果の市の人口規模に著しい偏りが出ないこと。
- その他本調査に充てられる期間や調査体制等

本調査では、住宅部局として、公営住宅担当と住宅セーフティネット法関係事務担当に対して、調査への協力を求めた。また、福祉部局については、高齢者担当や障害者担当など様々な担当があり、いずれも地域における居住支援の体制の整備を図る上では重要であるが、本調査では、令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法 により居住に関する相談支援が法律上明確化されたことを踏まえ自立相談支援事業担当を調査対象とし、調査への協力を求めた。さらに、居住支援協議会を設立している市においては、その事務局担当に対しても調査への協力を求めた（居住支援協議会がない市における居住支援協議会に関する調査については、主に住宅セーフティネット法関係事務担当に対して協力を求めた。）。

なお、居住支援協議会の事務局担当は、住宅部局が務めている市もあれば、福祉部局が務めている市もあり、市によって異なっている。

イ 居住支援法人

居住支援法人については、選定した 48 市の区域において活動している居住支援法人を市ごとに 1 法人ずつ選定することとした。ただし、選定した市の区域で活動している居住支援法人を 1 法人ずつ選定できなかった市においては、当該市を活動区域に含む他の市に所在する居住支援法人（3 法人）を選定することとした。

---

[5] その他、本調査において得られた居住支援に関する意見・要望については、資料 1-①から④に整理した。

これにより選定した45居住支援法人に対して、調査への協力を求めた[6]。

ウ　都道府県

都道府県については、選定した48市を区域に含む15県を選定した。調査においては、公営住宅担当と住宅セーフティネット法関係事務担当（居住支援協議会の事務局担当でもある。）に、それぞれ調査への協力を求めた。

[6] 45居住支援法人のうち、42法人に対しては居住支援における1市との連携状況等について調査への協力を求め、3法人に対しては2市との連携状況等について調査への協力を求めた。

2　市区町村における居住支援の取組

(1)　住宅部局と福祉部局の各取組における連携

ア　居住支援協議会の設立等

【制度の概要】

居住支援協議会については、都道府県又は市区町村のほか、①住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者（例えば、居住支援法人や不動産事業者など）、②住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者（例えば、社会福祉協議会など）を構成員として設立するものとされている（改正住宅セーフティネット法第 81 条第 1 項）[7]。基本方針においては、「関係者が密接に連携するためのプラットホームとして居住支援協議会を設立し、相互の情報共有、住宅確保要配慮者や賃貸人に対する情報提供等に取り組む必要がある」とされており、居住支援の取組における居住支援協議会の活用が推奨されている。そのため、国土交通省は、令和 3 年 4 月に作成した「居住支援協議会　設立・運営の手引き」の周知、優良事例の紹介等のほか、居住支援協議会の設立の検討を支援するための必要な専門家の派遣等に係る支援事業[8]の実施、居住支援協議会の運営に係る経費の補助[9]等により、居住支援協議会の設立と活動の普及を図っている。

そうした中で、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法により、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化のため、従来設立が任意であった居住支援協議会について、地方公共団体は単独又は共同して設立することが努力義務とされた（当該規定は未施行）。

既に全ての都道府県において居住支援協議会が設立されているが、市区町村においては多くなく、設立されているのは令和 6 年 3 月末時点で 100 市区町村となっている。

一方、生活困窮者自立支援法では、福祉事務所設置地方公共団体は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う場として、関係機関や生活困窮者の支援団体等から構成される支援会議を組織できるとされている（同法第 9 条第 1 項）。

この支援会議は、関係機関のはざまで適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、平成 30 年の法改正により創設されたものであり、支援会議のある福祉事務所設置地方公共団体は、令和 6 年 3 月末時点で 354 となっている。

そうした中で、令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法により、早期発見・継続的な見守り機能の強化のため、従来任意であった支援会議について、設立することが努力

---

[7] 令和 6 年住宅セーフティネット法改正法による改正前の住宅セーフティネット法第 51 条第 1 項においては、居住支援協議会について、地方公共団体又は上記①の者が組織することができるとされている。

[8] 居住支援協議会伴走支援プロジェクトをいう。居住支援協議会の設立意向がある市区町村や、市区町村における居住支援協議会の設立を支援する都道府県に対し、①有識者、国土交通省・厚生労働省職員等の派遣（勉強会の講師、関係者との調整役等）、②課題の相談及びアドバイス、③制度や他の居住支援協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供、④第一線で活動している行政職員や実務者の紹介等の支援を実施するもの

[9] 居住支援協議会等活動支援事業をいう。居住支援協議会や居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う事業

義務化された（改正生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項。令和 7 年 4 月 1 日施行予定）。

なお、居住支援協議会は住宅セーフティネット法に基づく取組であり、支援会議は生活困窮者自立支援法に基づく取組であるが、いずれであっても住宅部局、福祉部局の関係者が連携して支援に当たることが重要であるとして、令和 2 年 12 月に国から地方公共団体に対して発出された通知[10]において、「生活困窮者自立支援制度における支援会議等への住宅部局の参加や、居住支援協議会への福祉部局の参加、両会議の一体的開催など、複雑かつ多様な課題を抱える方に対し効果的な支援が行えるよう、関係部局・団体との連携をお願いいたします」と依頼されている。

【調査結果】

（ア）こうした制度の状況を踏まえ、調査対象 48 市のうち、居住支援協議会を設立済みの 9 市においては活動の実態を、居住支援協議会を未設立の 39 市においては設立に向けた検討状況及び設立に係る課題等について調査したところ、次のような実態がみられた。

居住支援協議会を設立済みの 9 市においては、住宅部局及び福祉部局が居住支援協議会の構成員となっており、定期的に居住支援協議会を開催することで、両部局における居住支援に関する情報の共有、取組の検討等がされている状況がみられた。

他方、居住支援協議会を未設立の 39 市についてみると、このうち 7 市は、居住支援協議会の設立に向けて、住宅部局及び福祉部局が検討しているとしており、定期的に勉強会等を開催するなど、両部局で情報共有等が行われている状況がみられた（事例 2-①）。また、他の 2 市では、現在、居住支援協議会の設立に向けた検討は行っていないが、住宅部局及び福祉部局が参加する居住支援に関する勉強会等を継続的に開催し情報共有等を行っている状況がみられた（事例 2-②）。

残る 30 市では、調査時点において、居住支援協議会の設立などの居住支援に関する住宅部局及び福祉部局の連携体制の整備について、特段検討している状況はみられなかった。

[10] 都道府県、政令市及び中核市の再犯防止等施策担当、福祉担当及び住宅担当に対して発出された「住まい支援の連携強化の推進に向けて（依頼）」（令和 2 年 12 月 25 日付け法務省矯正局更生支援管理官及び保護局更生保護振興課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室、総務課、保護課、障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室及び精神・障害保健課、老健局高齢者支援課並びに子ども・家庭局家庭福祉課並びに国土交通省住宅局住宅総合整備課及び安心居住推進課連名事務連絡）（資料 2-①）

表 2-①　居住支援協議会の設立及び検討の状況

（単位：市）

区分	居住支援協議会の設立及び検討の状況	該当市
A	居住支援協議会を設立済み	9
B	居住支援協議会は未設立であるが、設立に向けて検討している	7
C	居住支援協議会は未設立で、設立に向けて検討していないものの、居住支援に関する勉強会等を継続的に実施中	2
D	居住支援協議会は未設立で、上記 B 及び C のいずれでもない	30

（注）当省の調査結果による。

事例 2-①　居住支援協議会の設立に向けて検討している住宅部局（住宅セーフティネット法関係事務担当）の主な例

No.	事例の概要
1	今般の国の制度改正の動きや、住宅セーフティネット法関係事務担当である当課における居住支援についての相談受付件数及び同相談のうち福祉部局との連携が必要な案件数が増えてきていることを踏まえて、居住支援協議会の設立に係る検討を開始した。現在、居住支援協議会の設立に関して、市としての合意を整えているところ、住宅確保要配慮者の入居中及び入居後の支援が複数課に関係することから、関係各課との役割分担等の調整を行っている。
2	住宅確保要配慮者への居住支援に係る情報について関係部局課室の情報共有等を進めるため、平成 29 年 10 月に設立した「住宅セーフティネット連絡会議」において、当市における居住支援の在り方について検討を重ね、令和 5 年度に居住支援の体制等に係る方向性を確認した。 その後、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法への対応が必要であること、また、居住支援協議会設立の参考としている「居住支援協議会　設立・運営の手引き」が令和 7 年 3 月以降に改正されることが分かり、改めて、当市における住宅部局と福祉部局の連携の仕組みについて検討することとした。
3	国土交通省や厚生労働省による法改正の説明会があったこと、県から居住支援協議会伴走支援プロジェクトを活用するための予算は確保しているといった話を受けていること、居住支援法人から居住支援協議会等活動支援事業の申請要件について相談を受けたことが契機となり、当課及び福祉部局（自立相談支援事業担当）が主体となって検討を始めた。 検討を始めたばかりであり、居住支援協議会の構成員をどうするか（居住支援法人と関係各課だけでよいのか、外部の専門家が必要なのか、弁護士や大学教授等の専門家を呼ぶには謝礼が必要なのかなど）、住まいの総合相談窓口と居住支援協議会は連携することになっているが具体的に何をしていけばよいのかなど検討していく課題は多い。 福祉部局や居住支援法人等との間で、問題認識の共有ができ、連携し始めたことなどから、居住支援協議会の設立に向けて更に検討を進めていかなければならないと考えている。

（注）1　当省の調査結果による。
2　本事例はいずれも、表 2-①の区分 B に該当する市の事例である。

事例 2-②　居住支援協議会の設立に向けた検討は行っていないが、住宅部局が福祉部局と共に居住支援に関する勉強会等を継続的に開催している主な例

事例の概要
当市における住生活基本計画を策定する際に、福祉部局からの意見を反映させるため「住環境施策勉強会」を開催して以後、年 2 回程度の頻度で同勉強会を継続して実施しており、開始から約 7 年経った。同勉強会は居住支援協議会の設立準備・検討のために開催しているものではないが、住宅部局と福祉部局の関係者が参加し、それぞれが所管する制度や取組状況等について情報を共有している。 なお、現在当市では社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 6 に基づく「重層的支援会議 [11]」を設立しており、同会議の場を通じ、居住支援に関しても関係部局間で協力した対応が可能となっている。「住環境施策勉強会」及び「重層的支援会議」により、住宅確保要配慮者に関わりのある部局間での連携体制が確立されており、関係者同士が協力し居住支援を実施することができていると考えている。

（注）1　当省の調査結果による。
　　2　本事例は、表 2-①の区分 C に該当する市の事例である。

（イ）前記（ア）のとおり、調査対象市においては居住支援協議会の設立に向けた検討を行っていない市が多くみられたことを踏まえ、居住支援協議会を未設立の 39 市及び調査対象 15 県に対し、居住支援協議会の設立に係る課題等について調査したところ、次のような実態がみられた。

居住支援協議会の設立に向けて検討している 7 市のうち 5 市（住宅セーフティネット法関係事務担当）からは、現在の「居住支援協議会　設立・運営の手引き」はゼロから居住支援協議会を設立する場合の参考にならない、予算措置や体制づくりなど、居住支援協議会の設立に向けた具体的な手順が分からず苦慮するなどの意見があり、市における居住支援協議会の設立を支援する県からは、市と県の居住支援協議会での役割分担が不明確であるとする意見があった（表 2-②）。

また、上記 7 市のうち残る 2 市及び居住支援協議会の設立に向けた検討は行っていないが居住支援に関する勉強会等を継続的に実施する 1 市（3 市いずれも住宅セーフティネット法関係事務担当）からは、居住支援協議会の新設という形を整えることに伴う負担感があり、居住支援に関係する既存会議体を居住支援協議会とみなしてほしいとする意見があった（表 2-③）。

さらに、居住支援協議会の新設という形を整えることに伴う負担感に係る意見については、居住支援協議会の設立に向けた検討はしていない市ではあるが、福祉部局における既存会議体が居住支援の一端を担っているとする複数の市（いずれも自立相談支援事業担当）からも聴かれた（表 2-③）。これらの意見をみると、居住支

[11] 重層的支援会議とは、社会福祉法第 106 条の 4 に定める重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、社会福祉法第 106 条の 6 に基づき市区町村が設立する会議体である。なお、重層的支援体制整備事業は、従来の相談支援や地域づくり支援の取組をいかし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものであり、市区町村が任意で行う事業とされている。

援協議会の設立に係る負担について、例えば、生活困窮者一時生活支援事業[12]（以下「一時生活支援事業」という。）等を受託する居住支援法人と社会福祉協議会等を構成員とする支援調整会議[13]を置く市であっても、既に当該会議により住宅確保要配慮者への居住支援に関する協議ができているにもかかわらず、居住支援協議会の設立のためには不動産事業者や団体が参加する会議体を別途立ち上げることが必要であると認識していることがうかがわれた。

くわえて、居住支援協議会の設立に向けた検討を行っていない 30 市の住宅セーフティネット法関係事務担当の中には、「他市の居住支援協議会には、民間事業者、学識経験者等、様々な分野の者が構成員として参画している状況にあり、こういった組織体を新たに作るのはかなりハードルが高い」と述べるところもみられた。

このように、調査対象市の中には、居住支援協議会の設立に向けて検討しているかどうかにかかわらず、居住支援協議会の設立の負担は大きいものと感じている市がみられたが、改正住宅セーフティネット法第 81 条第 1 項において、居住支援協議会の構成員として外部からの参画が必要な者は、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者とされており、上記の支援調整会議の例のように、同項の要件を満たしている場合には、適切な運営に留意しつつ、そうした既存の会議体をいかして居住支援協議会を立ち上げることも可能とみられる。

しかし、多くの市では、既存の会議体をいかして居住支援協議会の設立につなげることを検討している状況はみられず、新たにこれを立ち上げなければならないと認識していることで、その負担を感じている状況がみられた。

---

[12] 住居のない又は住居を失うおそれのある生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与又は提供する事業（以下「シェルター事業」という。）と、自立支援センター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある者等に対して、日常生活を営むのに必要となる支援等を行う事業（以下「地域居住支援事業」という。）を総称していう。令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法において、一時生活支援事業は「生活困窮者居住支援事業」に改称されるとともに、「行うことができる」とされていたところ、地域の実情に応じた必要な事業を「行うように努めるものとする」と、その実施が努力義務化された（令和７年４月１日施行予定）。

[13] 個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものとして、主に自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）が開催するもの

表 2-② 居住支援協議会の設立に苦慮している意見

意見の類型	主な内容
設立に係る具体的な手順の明確化等について（5市）	・ 住宅確保要配慮者の支援については、入居前から入居後にわたって、複数の部局課に関係することから、どの部局課が担当するかといった調整に手間がかかっている。 ・ 国から紹介されてきた先進事例は、例えば関係者の熱意など何らかの要因で取組が進んだ成功事例がほとんどである。「居住支援協議会　設立・運営の手引き」はこれらを基に整理されているため、ゼロから設立する当市のような市には余り参考にならない。もっと実務的な内容、例えば、ゼロから設立する場合、どこから手を付けていけば設立しやすくなるかといった手法や事例の紹介があればよい。また、設立準備に係る予算措置や体制づくりなど事務的なことも知りたい。 ・ 「居住支援協議会　設立・運営の手引き」には、人口規模が大きい都市の事例や居住支援法人数が多い都市の事例が掲載されていないため、自ら、当市と人口規模や居住支援法人数が近い市区町村の情報を収集し、参考とした上、今後、居住支援協議会設立について検討したい。
都道府県と市区町村の役割分担の明確化について（2県）	・ 市区町村における居住支援協議会の設立促進に当たっては、居住支援に関する市区町村の役割を法令や基本的な方針等で具体的に示した方がよい。当県の市区町村の中には、居住支援の窓口であるという意識がないところがある。 ・ 市区町村における居住支援協議会の設立が進まない大きな原因は、都道府県の居住支援協議会と市区町村の居住支援協議会の役割分担が明確ではないからである。現在当県が実施している居住支援の事業は、本来は市区町村が実施した方がよいと思うが、県が一元的に行っている状況である。県の居住支援協議会が様々な取組を行っていることが、県内の市区町村が新たに居住支援協議会を設立する必要性を感じない原因となっている可能性もあると考えている。

（注）当省の調査結果による。

表 2-③　居住支援協議会の新設という形を整えることに伴う負担感に関する意見

区分	意見の概要
居住支援協議会の設立に向けて検討している市の住宅セーフティネット法関係事務担当からの意見（2 市）	・　地域によって居住支援協議会の在り方が変わってくるため、居住支援で最も大切である「住宅確保要配慮者に合った住宅を個別にマッチング・提供すること」ができれば、必ずしも居住支援協議会という形にこだわらなくてもよいと考えている。最初から協議会という形ではなく、随時必要に応じて、関係者間で情報共有を事実上できれば、それでも十分だと考えている。 ・　異なる協議会が複数ある福祉部局に対し、更に居住支援協議会の新設が必要であることを理解させることの調整に手間がかかっている。
居住支援に関する勉強会等を継続的に実施する市の住宅セーフティネット法関係事務担当からの意見（1 市）	・　居住支援協議会の役割について、重層的支援会議や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 に基づく協議会などの役割と重なるところがあるため、居住支援協議会と同等の機能が発揮できる会議体が既にある場合は、当該会議体を居住支援協議会とみなしてほしい。
福祉部局における既存会議体が居住支援の一端を担っているとする市の自立相談支援事業担当からの意見（3 市）	・　当市では、月 1 回、支援調整会議を開催しており、必要に応じて臨時に開催する場合もある。同会議には自立相談支援機関、社会福祉協議会のほか、一時生活支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業[14]（以下「家計改善支援事業」という。）の委託先である居住支援法人等も参加している。その他、ケースに応じて関係部署にも参加を依頼しており、令和 6 年度に開催した支援調整会議において、相談者が公営住宅への入居も選択肢として検討していたことから、会議に住宅部局を呼び、制度概要を説明してもらったことがある。市区町村では、居住支援協議会に限らず、様々な会議体を設立することが求められているが、会議関係の業務は委嘱や費用弁償等、負担が大きい。そのため、機能を兼ねられるのであれば、既存の会議体を居住支援協議会とみなすことができると有り難い。 　ただし、市として居住支援協議会が設立されたと認められるためには、構成員に不動産事業者の参加が必要と考えており、支援調整会議の構成員と異なるため、難しいのではないかと思われる。 ・　当市における支援調整会議の構成員は、当課、自立相談支援機関、家計改善支援事業の委託先の法人の三者であるが、住宅部局や居住支援法人とは支援調整会議を開催する

[14]　生活困窮者に対して、家計の収支状況の適切な把握や家計改善の意欲を高める支援、貸付けのあっせん等を行う事業をいう。

	前の段階において必要に応じて個別に協議等を行うことで対応できている。 　また、その他、当課主催の生活困窮者対応に係る関係機関が集まる合議体には、福祉・就労支援運営協議会及び生活困窮者・多重債務者等対策担当者会議がある。その上、更に居住支援協議会を新規に設立となれば、相当のマンパワーが必要なところ、現状の市の体制ではそれを行う人的余裕はなく非常に厳しい状況である。支援調整会議や他の福祉部局が担当している重層的支援会議に住宅部局が加わることで居住支援協議会と同等と認めてもらえれば助かる。このような方法であれば居住支援協議会設立を進めやすく、現実的と思われる。 ・　当市における支援調整会議の構成員は、当課、自立相談支援機関、家計改善支援事業等の委託先である法人であり、住宅部局との調整が必要な案件については、個別に調整をしている。規模の小さい当市においては住居に関する相談はそれほど多くなく、そのような中で新たに居住支援をテーマにした協議会を設立する必要性が感じられない。しかし、関係法令の改正により、市区町村における居住支援協議会の設立が努力義務化されたため何もしないというわけにはいかず、関係する補助金等の予算が計上されればなおさらである。例えば、支援調整会議に住宅部局などが参加することにより、居住支援協議会と同等の機能を発揮できる場合は、同会議を居住支援協議会とみなすことにしてほしい。そうしてもらえれば、当市でも対応は可能と思われ、有り難い。規模が小さな市区町村の場合は、このような対応をするのが現実的であると考える。

（注）当省の調査結果による。

【まとめ】

調査対象市の状況をみる限り、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法の施行を控える状況下において、努力義務とされた居住支援協議会の設立に向けた検討が順調に進められているとは言い難い状況である。居住支援協議会の設立を検討する市及び市における居住支援協議会の設立を支援する県からは、具体的な手順や、都道府県居住支援協議会との役割分担等の提示を求める意見が聴かれた。これら調査結果については、令和 7 年 2 月 4 日に、国土交通省に対して情報提供を行い、当該調査結果も踏まえて同省が令和 7 年 3 月 19 日に改訂した「居住支援協議会　設立の手引き」において、具体的な手順や都道府県居住支援協議会との役割分担に係る説明が盛り込まれたところである。

また、居住支援の一端を担って活動する自立相談支援事業担当においては、必要に応じて住宅部局と調整した上で、住宅に係る相談に対し、支援調整会議等の既存会議体を活用して対応している状況がみられ、それらとは別に更に居住支援協議会を新設

することに負担感を示す意見があった。これまで住宅に係る相談についても対応してきた既存会議体を活用することで新設に係る事務負担を軽減して居住支援協議会の設立・運営が可能であることを示すことは、市区町村における居住支援協議会の設立の検討に資するものと考えられる。

以上のことから、市区町村居住支援協議会の設立に必要な具体的な手順及び都道府県居住支援協議会との役割分担について周知の徹底を図ること、並びに既存の会議体を活用して市区町村居住支援協議会を設立・運営することができる旨及びその際の留意点を明確化することが必要であると考えられる。

【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村における居住支援協議会の設立の検討に資するため、市区町村に対して、市区町村居住支援協議会の設立に必要な具体的な手順及び都道府県居住支援協議会との役割分担について周知徹底を図ること。

また、市区町村に対して、これまで生活困窮者等の住宅に係る相談についても対応してきた既存の会議体を活用して市区町村居住支援協議会を設立・運営することができる旨及びその際の留意点を明確化し、提示すること。

イ　住宅部局と福祉部局における居住支援の取組

【制度の概要】

国土交通省及び厚生労働省は、生活困窮者自立支援法が施行された平成 27 年 4 月に合わせ、住宅の確保に向けた支援や住宅を含む生活全般の包括的な支援の効果的な実施のため、居住支援協議会の構成員となっている不動産団体とのネットワークを活用し、住宅に関する課題を抱えている生活困窮者の住宅の確保に向けた支援をするなど、生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携した取組の推進について、地方公共団体に通知[15]を発出している。

基本方針においても、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るためには、賃貸住宅の供給の促進と併せて、自立支援、福祉サービス等の提供や良好な居住環境の形成を促進すること、賃貸住宅の供給の促進に関する施策と福祉施策等との連携が重要であるとされ、住宅部局と生活困窮者自立支援等を担当する福祉部局等との連携を積極的に推進する必要があるとされている。

また、平成 31 年に、国土交通省及び厚生労働省は、公営住宅の管理等を通じて生活困窮者を把握し得る住宅部局が生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、公営住宅入居者のうち支援が必要と思われる者を同部局につなぐなど、両部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要であるとし、両部局の連携の推進について、地方公共団体に通知[16]を発出している。

さらに、前記アのとおり、国は令和 2 年 12 月に発出した通知（「住まい支援の連携強化の推進に向けて（依頼）」）において、複雑かつ多様な課題を抱える者に対し効果的な支援が行えるよう、生活困窮者自立支援制度における支援会議等への住宅部局の参加など、関係部局・団体との連携の推進について、地方公共団体に依頼している。

このほか、令和 3 年 3 月には、昨今の住宅確保要配慮者への支援の重要性の高まりを踏まえ、社会福祉法人や居住支援法人、NPO 法人等が行う支援のために公営住宅を使用させることが可能な場合の取扱いを国土交通省が整理し、地方公共団体に通知[17]を発出している。当該通知においては、地域の住宅事情や住宅確保要配慮者の状況等を勘案し、社会福祉法人等と連携して、公営住宅の空き住戸を活用した自立支援を積極的に推進することも依頼している。

このように、地方公共団体における住宅部局と福祉部局の連携に係るこれまで発せられた国からの通知を踏まえると、市区町村においては、住宅確保要配慮者への居住

15　都道府県、指定都市及び中核市に対して発出された「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 13 号・国住心第 217 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）（資料 2-②）。なお、本通知は、平成 30 年 10 月 1 日に第一次改正、平成 31 年 3 月 29 日に第二次改正されており、令和 7 年 3 月時点における通知名は「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」である。

16　都道府県、指定都市及び中核市に対して発出された「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 7 号・国住備第 492 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長及び国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）。生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。平成 31 年 4 月 1 日全面施行）が、平成 30 年 10 月 1 日以降、順次施行されていることに合わせ発出されたもの（資料 2-③）

17　都道府県及び指定都市に対して発出された「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」（令和 3 年 3 月 25 日付け国住備第 639 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）（資料 2-④）

支援の観点から、公営住宅の管理業務を行う住宅部局と生活困窮者自立支援制度所管部局を始めとする福祉部局との連携した取組が期待されているところである。

また、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法及び令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法の成立により、市区町村においては、住宅施策と福祉施策の連携、住宅部局と福祉部局の連携が一層求められることとなるため、国土交通省は、令和 6 年 9 月に開催した都道府県及び市区町村向け説明会において、公的賃貸住宅や空き家等の住宅ストックについての状況や「都市計画」、「まちづくり」、「福祉的支援」の状況等、各市区町村の居住支援に関する現在の状況・課題等の確認を依頼している。

こうした制度の状況を踏まえ、本調査では、市区町村の住宅部局として公営住宅担当及び住宅セーフティネット法関係事務担当を、福祉部局として自立相談支援事業担当を調査しており、以下、担当ごとの取組状況等について詳述する。

（ア）公営住宅担当の取組

【制度の概要】

公営住宅法に基づく公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものとされている（同法第 1 条）。

公営住宅の入居者資格については、収入が一定の基準以下であることのほか、住宅困窮要件（現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。）を満たす者であることとされ（同法第 23 条）、その入居については公募により決定することが原則とされている（同法第 22 条第 1 項）。

公営住宅の事業主体である地方公共団体は、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うことが可能とされており[18]、その内容や家賃に関する事項、入居者資格等は条例で定められるため、詳細は地方公共団体により異なっている。

また、本来の公営住宅入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であれば、社会福祉法人や NPO 法人等に対し、公営住宅を目的外使用させることができるとされている。この目的外使用については、①厚生労働省令・国土交通省令で定める事業等を運営する社会福祉法人等に使用させるもの（公営住宅法第 45 条第 1 項）、②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅の不足等を理由として、公営住宅の入居者資格のうち、収入に係る要件を中堅所得者等まで緩和し、当該中堅所得者等に使用させるもの（公営住宅法第 45 条第 2 項）[19]、③高齢者向けの賃貸住宅の不足等を理由として、公営住宅の入居者資格のない高齢者に使用させるもの（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 51 条第 1 項）[20]、

---

[18] 都道府県に対して発出された「公営住宅管理の適正な執行について」（平成 17 年 12 月 26 日付け国住総第 138 号国土交通省住宅局長通知）

[19] 地方公共団体は、所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当する者等に対して、公営住宅を使用させることが必要であると認める場合において、国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

[20] 地方公共団体は、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。）に対し、国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を使用させることができる。

④解雇離職者等の現に居住している住居から退去を余儀なくされる者等に該当することが客観的に証明される者に対し使用させるもの（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項）[21]、⑤住宅に困窮する者を入居させ見守り等の自立支援を行うものであって、上記①の厚生労働省令・国土交通省令で定める社会福祉事業等に該当しない事業を実施する社会福祉法人等に使用させるもの（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び地方自治法第238条の4第7項）といった類型がある。いずれの類型の目的外使用であっても、国土交通大臣の承認を得る手続が必要であるが、住宅に困窮する者に対する迅速な住宅の提供等のため、国から発せられた各種の通知[22]において、国土交通大臣の承認を得る手続を簡素化できるものが明示されている。

【調査結果】

調査対象48市の公営住宅担当における居住支援の取組状況及び公営住宅担当側からみた福祉部局との連携状況について調査したところ、次のような実態がみられた。

a　居住支援の取組状況

調査対象48市ではいずれも、公営住宅の事業を行っており、公営住宅は住宅に困窮する者に対する住宅の提供に資することから、公営住宅の管理業務を通じて居住支援に取り組んでいるといえる。具体的には、公営住宅への入居を希望する者からの相談や申込み、選考の過程で住宅確保要配慮者と接し、入居可能な公営住宅を案内することで住宅確保を実施している。また、入居者に対する家賃の減免や滞納者への納付指導等の機会に、入居者の心身の状況や家計の状況等を把握して、生活保護の受給の勧奨を行うなどの対応がみられた[23]。

他方、調査対象48市のうち15市の公営住宅担当は、同市における住宅確保要配慮者が公営住宅入居者資格を有するか否かについて「不明」（住宅確保要配慮者との関係を整理していない場合を含む。）としており、同市における住宅確保要配慮者の範囲を確認していないなど、正確な認識を持っていなかった。また、調査対象48市のうち5市の同担当は、令和3年3月に国土交通省から通知された「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」を承知していなかった。

---

[21] 地方公共団体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく大臣承認を得て、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可に係る承認を経て、解雇離職者等に使用させることができる。

[22] 都道府県に対して発出された「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成16年3月31日付け国住総第191号（令和6年4月1日最終改正）国土交通省住宅局長通知）（資料2-⑤）、都道府県に対して発出された「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」（平成20年12月18日付け国住備第85号国土交通省住宅局長通知）（資料2-⑥）、「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」（資料2-④）（再掲）等

[23] この「生活保護の受給の勧奨」を家賃滞納者に行うことの主な理由としては、当該家賃滞納者が生活保護として受け取る住宅扶助は、原則、本人を経由せず直接公営住宅の家賃として納付される制度（代理納付）が適用されるためと考えられる。

調査対象48市の公営住宅担当のうち、上記令和3年3月の通知において推奨される社会福祉法人等に使用させる目的外使用（公営住宅法第 45 条第 1 項に基づくもの並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条及び地方自治法第238条の4第7項に基づくもの。以下当該目的外使用を「自立支援等のための公営住宅の目的外使用」という。）を実施するものは6市（事例 2-③）[24]にとどまり、自立相談支援事業担当からの目的外使用の要望が受け入れられなかった事例（事例2-④）もみられた。さらに、自立支援等のための公営住宅の目的外使用等に消極的な意見（表2-④）を述べる市もみられた。

このように、調査結果からは、公営住宅管理業務を通じた福祉施策との連携した取組が基本方針等により推進され、更なる連携を求める令和 6 年住宅セーフティネット法改正法の施行を控える状況下にあっても、自立支援等のための公営住宅の目的外使用の取組に消極的であるばかりか、住宅部局の中では公営住宅担当は住宅確保要配慮者と接する機会が多いにもかかわらず、住宅セーフティネット法に対する関心は、当該機会の多さに比して低い傾向にあることがうかがわれる。

事例 2-③　自立支援等のための公営住宅の目的外使用を実施する主な例

事例の概要
市内で活動する居住支援法人に対し、令和6年9月現在で公営住宅の7室について目的外使用の許可を出している。当該居住支援法人は、配偶者からの暴力被害者等のためのシェルターとして、当該7室を使用している。 このため、例えば生活保護担当課から、生活保護申請者の住居に関する相談が当課にあった場合には、当該居住支援法人に照会し、当該 7 室の空室状況を回答することがある。

（注）当省の調査結果による。

[24] 自立支援等のための公営住宅の目的外使用を実施する市は7市みられたが、このうち1市については、県営住宅について、当該市の居住支援協議会の事務局業務を受託する社会福祉協議会が、目的外使用として貸与を受け活用しているものであり、県営住宅担当と市の居住支援協議会の取組であることから、調査対象 48 市の公営住宅担当の取組としてはここでは計上していない。

事例 2-④　自立相談支援事業担当からの目的外使用の要望が受け入れられなかった例

事例の概要
他の市区町村において、公営住宅をシェルターとして使用した例を聞き、「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」の通知について把握したことから、一時生活支援事業等の開始に併せ、公営住宅担当に対し、公営住宅の目的外使用について要望した。 公営住宅の空き住戸率を減らすという点で公営住宅担当にもメリットがあるため、公営住宅に空きがあるのであれば一時生活支援事業のシェルターとして使用することができないか相談したが、公営住宅担当は、空き住戸が多いことは問題ではないとし、目的外使用については手続が必要であることを理由に断られた。 令和 6 年住宅セーフティネット法改正法を踏まえ、公営住宅の目的外使用について再度要望したが、公営住宅担当からは、目的外使用には手続が必要であると説明されるにとどまり、話が進展せず、目的外使用には至っていない。

（注）1　当省の調査結果による。
2　同市の公営住宅担当は、目的外使用に関し、「公営住宅のような行政財産には目的が定められており、目的外使用は飽くまで例外と考えている。そのような例外を積極的に行うことにより、本来の目的で公営住宅に入居したい人が入居できなくなってしまうおそれがあるのではないかと考えられるため、目的外使用を積極的に行うべきとは考え難い」と述べている。

表 2-④　自立支援等のための公営住宅の目的外使用等に消極的な意見

No.	主な意見
1	被災者の緊急避難用として公営住宅の 1 部屋の目的外使用を認めているが、住宅確保要配慮者用としての使用はしていない。公営住宅は申込みがあって初めて修繕等を行うことから、入居までに 1 か月ないし 2 か月掛かること、住宅確保要配慮者は即時入居を求め、入居時に家具家電を整える費用にも苦慮する者が多いと思われるが、そういった者の入居を可能とするためには、空調設備等の居住に耐え得る程度の設備を公費で用意する必要があると考えられ、そういった公費負担の対応は、他の入居者との公平性が担保できないことから困難であることが理由である。
2	解雇離職者等の現に居住している住居から退去を余儀なくされる者等に該当することが客観的に証明される者に対し使用させる目的外使用は行っているが、自立支援等のための公営住宅の目的外使用は行っていない。 目的外使用の使用期間は原則として 1 年を超えない期間とされていることから、社会福祉法人等が居住支援を実施する住宅確保要配慮者の抱える問題を根本的に解決することにはならないのではないか。

（注）当省の調査結果による。

b　公営住宅担当側からみた福祉部局との連携状況

公営住宅担当が接する者が生活に困窮していると考えられる際の自立相談支援事業担当へのつなぎに関し、自立相談支援事業担当から文書による依頼があり、ルール化された組織的な対応を実施しているところが 2 市においてみられた（事例 2-⑤及び後記（ウ）事例 2-⑪）。一方で、福祉部局に案内を行うことに関し、福祉部局と事前調整を行ったり、福祉部局から依頼を受けて実施したりしているものはないと述べる市も複数みられた。

また、調査対象市のうち上記 2 市を除く 46 市の中には、部局間の依頼等に基づくルール化された組織的な対応ではないものの、公営住宅入居者について、公営住宅担当から福祉部局につなぐことで、支援につなげた事例がみられた（事例 2-⑥）一方で、つなぎが遅れ、当該入居者の状況が悪化したと考えられる事例もみられた（事例 2-⑦）。

事例 2-⑤　自立相談支援事業担当へのつなぎに関し、ルール化された組織的な対応が行われている主な例

事例の概要
当市では、生活保護に係る相談や申請等を行わず自ら援助を求めることができないような生活困窮者世帯の情報を把握した際には、当該世帯に関する情報を自立相談支援事業担当に提供することとされている。 情報提供の具体的方法は、真に生活に困窮していると思われる世帯があった場合、下記のチェックポイントを参考に、「『生活困窮世帯に関する情報提供』受付票」（チェックシート）を用いて情報提供を行うこととされている。 ＜チェックポイント＞ ア　定期的な収入がない、あっても僅かであり、自立能力に乏しいと思われる世帯 イ　生活に意欲が感じられないと思われる世帯 ・　家の中が雑然としている ・　換気がなされず異臭がする ・　服装がひどい状況である ・　精神的に不安定な状況である ・　親類・近所との交流がない様子（社会的孤立） ・　電気・ガス・電話等が止められている様子　など 公営住宅担当である当課からも、実際に、上記チェックリストを基に、情報提供の対象に該当する公営住宅の家賃滞納者について、自立相談支援事業担当に報告したことがあり、このような仕組みは、福祉施策の担当外であっても報告しやすい。

（注）当省の調査結果による。

事例 2-⑥　公営住宅担当から福祉部局につなぐことで、支援につなげた主な例

事例の概要
公営住宅の入居者について、当該入居者の知人から当該入居者に認知症のおそれがあるとの相談を受けたこと、当該入居者が来庁した際、同じ話を何度も繰り返すなどの認知症とみられる症状をみせたことから、福祉的支援の必要性があると判断し、介護保険担当及び地域包括支援センターに情報共有した。 地域包括支援センターは当該入居者の状況を以前から把握していたが、当該入居者が支援を望んでいないと回答するため、当課から情報提供をした時点では、支援をできておらず、同センターから、当課が公的機関との関係づくりに一役買ってほしいとの要請を受け、当該入居者の来庁時に話を聞く等の対応を続けた。 なお、当該入居者は、介護認定を受け、支援を受けられるようになったことで来庁することはなくなり、施設入所により公営住宅退去に至った。

（注）当省の調査結果による。

事例 2-⑦　公営住宅担当から福祉部局へのつなぎが遅れ、公営住宅入居者の状況が悪化したと考えられる主な例

<table>
<tr><th>No.</th><th>事例の概要</th></tr>
<tr><td>1</td><td>○市（公営住宅担当）からの調査結果
公営住宅の単身入居者による家賃滞納が発生したことから、入居後 3 か月目から継続して納付指導を実施していた事例について、公営住宅担当から福祉部局に当該入居者の情報が共有されたのは、滞納分の分納交渉が困難なほど認知機能が低下した時点であった。

事例の経過
<table>
<tr><td>入居3か月後</td><td>・　家賃滞納発生、納付指導開始
・　以降、度々家賃滞納が発生し、来庁時に追納する状況</td></tr>
<tr><td>入居約1年後</td><td>・　来庁時、納付計画の説明に苦慮した記録として、「滞納している自覚がない様子」との記載
・　その後も度々家賃滞納が発生し、来庁時に追納する状況</td></tr>
<tr><td>入居約2年後</td><td>・　滞納 11 か月分の事実を説明した際の記録として、「こんな滞納があるなんて知らない。そんな長く入居していない。家族が払わなかった金だろうとかんしゃくを起こし出す」、「結局滞納の事実に納得されず、一旦帰られた直後に戻ってきたため、再度説明するとともに、2 か月後に来庁し納付することで了承した」との記載
・　その後、来庁による追納の記録なし</td></tr>
<tr><td>入居約2年半後</td><td>・　法的措置呼出通知（来庁期限までに来庁なし）
・　当該入居者宅に訪問し、発話による意思疎通が困難で、痩せ細り、生活に困窮する様子を確認
・　当該入居者の近況について、地域包括支援センターと情報共有し、支援につながる</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>○当省の考察
当該入居者が滞納分の分納交渉が困難なほど認知機能が低下した時点から約 1 年半前（入居約 1 年後）に来庁した際、認知機能低下の兆候を示す言動をしていたことや定期的な家賃納付がなされず家賃滞納が累積する状況から、公営住宅担当は、より早期に福祉部局につなぐことが可能であったと考えられる。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>○市（自立相談支援事業担当）からの調査結果
公営住宅に家族（名義人）及び本人が入居していたところ、名義人である家族が居室内で亡くなったものの、詳細は不詳であるが、同居人である本人は死亡に係る手続をとらず、第三者の通報により警察に届けられ、死亡に係る手続が行われるに至った事案において、本人の知人から自立相談支援事業担当に相談があり支援が開始された。

事例の経過
<table>
<tr><td>事案発生日</td><td>・　公営住宅の名義人である家族が居室内で死去（第三者の通報により警察に届けられ、死亡に係る手続開始）</td></tr>
<tr><td>事案発生から約 4 か月後</td><td>・　本人の知人から自立相談支援事業担当に対し相談があり、本人に係る以下の心配ごとを把握
ア　がん治療を中断していること
イ　うつ症状が疑われること
ウ　電話がつながりづらく訪問しても応答がないときが多いこと
エ　休職中であること
・　自立相談支援事業担当が本人と面談し、以下の困りごとを把握、支援開始
ア　葬儀費用の未納、本人の入院費の未納、知人からの借金、電気・ガス・水道料金等の滞納、公営住宅の家賃滞納
イ　公営住宅の名義変更に必要な連帯保証人の確保</td></tr>
<tr><td>同約 8 か月後</td><td>・　公営住宅の名義変更手続完了</td></tr>
</table>
○当省の考察
公営住宅の名義人が居室内で亡くなったことが発覚（注 2）した後、早期に、公営住宅担当から福祉部局につながれていれば、本人の体調や生活環境の悪化を防げた可能性があったと考えられる。</td></tr>
</table>

（注）1　当省の調査結果による。
2　本事例において、警察から公営住宅担当に対し連絡はされておらず、同担当が名義人の死亡を知ったのは、家賃滞納について本人が相談のため来庁した日（事案発生から約 1 か月後）である。なお、同担当は、当該時点において、本人からは体調不良の訴え等がなく、その他気になる様子もなかったことから、福祉につなぐ必要があると判断することは困難であったとしている。

（イ）住宅セーフティネット法関係事務担当の取組

【制度の概要】

市区町村が住宅セーフティネット法に基づく必須事務として行う事務は、住宅セーフティネット法第 58 条により、指定都市及び中核市が住宅セーフティネット法第 4 章（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業[25]）に規定される都道府県の事務として、セーフティネット登録住宅の登録の申請を受け、審査事務を行うことのみである。基本方針においては、市区町村において、住宅セーフティネット法関係事務として、居住支援協議会の設立や、市区町村の実情に応じて住宅部局と福祉部局とが連携した取組を行うことが期待されている。

市区町村における居住支援の関係者となり得る居住支援法人については、都道府県知事が指定しているところ（詳細は後記 3（1））、国は各種通知[26]により、市区町村に対し、居住支援法人を活用した居住支援の取組の推進について依頼している。

また、民間賃貸住宅の供給の促進に関する施策は、一義的には住宅部局に期待されるものと考えられるところ、地方公共団体における具体的な取組の一つとして、住宅確保要配慮者の円滑な入居について、不動産事業者・団体等に対し協力を求め、協力的な不動産事業者の情報を集約する等の事業（以下同事業を「協力不動産店事業」といい、同事業における不動産事業者・団体等を「協力不動産店」という。）がある。

【調査結果】

調査対象 48 市における住宅セーフティネット法関係事務担当の居住支援の取組状況として、住宅確保要配慮者への対応、居住支援法人との関係及び民間賃貸住宅の情報の把握・提供に係る取組、並びに同担当側からみた福祉部局との連携状況について調査したところ、次のような実態がみられた。

なお、前記 1（3）アのとおり、住宅セーフティネット法関係事務担当に対して、調査への協力を求めたものであるが、調査対象 48 市のうち 35 市においては、公営住宅担当が住宅セーフティネット法関係事務担当を兼務する等[27]としていたため、前記（ア）に関し調査した担当から、住宅セーフティネット法関係事務担当としての回答を得た。

a　住宅確保要配慮者への対応

住宅セーフティネット法関係事務担当において、住宅確保要配慮者に対してどのような案内を行っているか調査したところ[28]、調査対象 48 市のうち、セーフティネット登録住宅、協力不動産店又は居住支援法人に関する情報を住宅確保要配慮者に案内するといった対応のいずれも実施していないとするところが 15 市みられた（表 2-⑤）。

25　この「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」に係る賃貸住宅は、セーフティネット登録住宅である。

26　「住まい支援の連携強化の推進に向けて（依頼）」（資料 2-①）（再掲）等

27　住宅部局の中でどの職員が住宅セーフティネット法関係事務担当であるか明確でないとする市を含む。

28　調査対象 48 市のうち、公営住宅担当が住宅セーフティネット法関係事務担当を兼務する 35 市は、住宅確保要配慮者に対し、公営住宅の入居に関する相談対応として、当然に公営住宅を案内するとしている。残る 13 市のうち 12 市は、住宅セーフティネット法関係事務担当として、住宅確保要配慮者に対し必要に応じ公営住宅を案内するとしている。

また、上記 15 市に加え、表 2-⑤の区分において、セーフティネット登録住宅や居住支援法人を案内するとした市においても、公営住宅の入居に関する相談として受けたものは住宅部局で対応しているが、福祉的支援を要する等の住宅確保要配慮者が抱える複合的な課題に対しては、福祉部局を案内するにとどまっている事例がみられた（事例 2-⑧）。こうした福祉部局への案内については、住宅セーフティネット法関係事務担当による住宅確保要配慮者への対応に限らず、通常の市民対応として実施されているものと考えられる。

なお、住宅確保要配慮者に対し、福祉的支援を要すると認知した場合には、福祉部局につなぐ対応をとるとする意見があった一方で、福祉的支援の必要性の判断は難しく、福祉部局につなぐことができるのは、本人が希望した場合に限られるとする意見もあった。

表 2-⑤　住宅セーフティネット法関係事務担当における住宅確保要配慮者への対応

（単位：市）

住宅確保要配慮者への対応に係る区分	該当市
セーフティネット登録住宅を案内	21
協力不動産店を案内	2
県が実施する協力不動産店事業の協力不動産店等を案内	8
居住支援法人を案内	21
市の居住支援協議会の相談窓口を案内	6
県の居住支援協議会の相談窓口を案内	5
上記いずれも実施していない	15

（注）1　当省の調査結果による。住宅確保要配慮者への対応として、案内したことがある類型及び案内可能な類型について調査した。
2　複数の区分に該当する市があることから、合計は 48 市とはならない。
3　「協力不動産店を案内」する 2 市は、住宅部局が不動産協会と協定を締結し、協力不動産店事業を実施している。
4　「県が実施する協力不動産店事業の協力不動産店等を案内」については、協力不動産店となっていない不動産事業者を案内するものを含む。

事例 2-⑧　住宅確保要配慮者からの相談について、公営住宅の入居に関する相談として受けたものは住宅部局で対応するが、住宅確保要配慮者が抱える複合的な課題については、福祉部局を案内するにとどまっている主な例

No.	事例の概要
1	日々の業務において、住宅セーフティネット法関係事務担当として意識して行っている業務はほとんどない。個別事案に関し各部署が協力・連携して対応する取決め等は特段ないが、相談内容に応じて対応可能な福祉部局の担当課はおおむね判断できる。当課においては、相談者に対して、公営住宅担当としての対応をし、必要があれば、福祉関係部局の窓口を案内する。（表 2-⑤の類型において「セーフティネット登録住宅を案内」に該当する市）
2	当課に対し生活困窮者が来た場合や福祉関係を含む相談を受けた場合は、公営住宅に係る案内をした上で、福祉事務所の窓口や福祉事務所が事業委託している自立相談支援機関を案内するようにしている。相談等を受けた記録は取っていない。（表 2-⑤の類型において「居住支援法人を案内」に該当する市）
3	住宅セーフティネット法関係事務及び公営住宅の両方を担当しているが、公営住宅関係以外の相談については回答せず、福祉部局の担当課を案内することとしている。（表 2-⑤の類型において「居住支援法人を案内」に該当する市）
4	生活貧困等からの住宅確保の相談について、当課に相談に来る市民はおらず、来庁した場合は、庁内での取決め等はないものの、深掘りせずに自立相談支援事業担当などに直接出向くよう案内することとしている。 当課では、基本的に公営住宅の管理・運営に係る業務については対応するが、それ以外の福祉関係の相談に関することは他の部署の所管であるので、当該担当部署において対応されるものと考える。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市）
5	当課は公営住宅担当と住宅セーフティネット法関係事務担当を兼務しており、住宅確保要配慮者からの相談対応としては、公営住宅担当として、一般的な公営住宅の入居相談を行っているのみである。複合的な相談のうち、公営住宅に関すること以外の部分は、担当部署を案内するにとどまる。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市）
6	当課の窓口に相談があるのは、公営住宅の入居に関する問合せであるため、入居資格の確認はするものの、相談者が抱える課題等の状況については基本的に聴取していない。 なお、相談者が明らかに低額所得者や高齢者、障害者であり、支援を受けていないようであれば、生活保護担当、高齢介護担当、障害者福祉担当などに相談することを提案している。 現状、住宅セーフティネット法に基づく取組は特に行っておらず、公営住宅の管理担当課としての対応にとどまっている。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市）

（注）1　当省の調査結果による。
2　上記の市はいずれも、公営住宅担当が住宅セーフティネット法関係事務担当を兼務する等としている市である。

b　居住支援法人との関係

調査対象 48 市のうち、居住支援法人との意見交換会を開催するなど、市内で活動する特定又は複数の居住支援法人と交流があるとするところが 14 市みられた[29]一方で、居住支援法人との直接の関わりはないとするところが 22 市みられた。

当該 22 市の中には、居住支援法人の情報を業務上得られるはずの住宅セーフティネット法関係事務担当であっても同情報を収集しておらず、市内の居住支援法人の存在を知らないとする市もみられた（表 2-⑥）。当該市の住宅部局においては、居住支援法人をいかした居住支援の取組が検討できない状況にあると考えられる。

表 2-⑥　居住支援法人との関わりがないとする意見

No.	意見の概要
1	現在のところ、居住支援法人との接点や、居住支援法人からのアプローチはなく、当市内には存在しないと思っていた。居住支援法人とつながる必要性は、現時点で特段感じていない。 県が居住支援法人の指定をしており、市は関わりがないため、居住支援法人のことはよく分かっていない。（表 2-⑤の類型において「県が実施する協力不動産店事業の協力不動産店等を案内」に該当する市）
2	業務において居住支援法人と関わる機会がないため、市内を居住支援業務の対象エリアとする居住支援法人について把握していない。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市）

（注）1　当省の調査結果による。
2　上記市のいずれも、市内で活動する居住支援法人が存在する。
3　令和 4 年度に指定を受けて No.1 の市内で活動する居住支援法人は、同市の住宅部局を訪れ、挨拶し、法人の事業紹介の説明のほか、近隣の居住支援法人や関係機関等と勉強会を開催する際に同市の参加を呼び掛けたが、欠席する旨の連絡が来ており、いまだ同市の住宅部局との関係構築に至っていないと述べている。

c　民間賃貸住宅の情報の把握・提供に係る取組

前記表 2-⑤のとおり、住宅確保要配慮者への対応において案内するものとして、セーフティネット登録住宅や協力不動産店といった民間賃貸住宅に関する情報を挙げる市がみられた。

一方、協力不動産店事業を実施するところは 2 市にとどまり、所在する県の居住支援協議会が協力不動産店事業を実施しているがこれを知らないとするところも 1 市みられた。また、セーフティネット登録住宅を含め、民間賃貸住宅に関する情報提供について慎重な意見を述べる市もみられた（表 2-⑦）。

住宅セーフティネット法関係事務担当における住宅確保要配慮者の住宅確保に係る対応として、公営住宅を案内することが基本となっているのは、調査対象 48 市のうち 35 市で公営住宅担当を兼務していることに起因するものと考えられる。

[29] 居住支援協議会を設立済みの市において、居住支援法人が居住支援協議会の構成員である場合を含む。

しかし、住宅確保要配慮者の中には、住民税の滞納がある[30]、持家がある[31]など、公営住宅の入居対象とならない者も存在し得る（詳細は後記（ウ）表 2-⑨）ため、住宅セーフティネット法関係事務担当が、住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅を案内することへの抵抗感を持つ状況は望ましいものではなく、改めて、住宅確保要配慮者に対する居住支援に当たっては、民間賃貸住宅を含めた賃貸住宅の供給を促進していく必要があることを市区町村に対して示す必要があると考えられる。

表 2-⑦　民間賃貸住宅に関する情報提供について慎重な意見

No.	意見の概要
1	公営住宅の募集期間外等における相談対応としては、空きがあればすぐに入居可能な「定住促進住宅」[32]を案内することとしており、それ以外は、自立相談支援事業を受託している居住支援法人を案内し、公営住宅と比較し家賃の割高な民間賃貸住宅やセーフティネット登録住宅、市内の不動産事業者を案内することはしていない。 住宅部局では公営住宅に関わる業務しか担えず、民間賃貸住宅は所掌の範囲外である。（表 2-⑤の類型において「居住支援法人を案内」に該当する市）
2	民間賃貸住宅やセーフティネット登録住宅、市内の不動産事業者を案内することは、特定の民間事業者を優遇するかのようにみられる懸念も考慮し行っていない。（表 2-⑤の類型において「上記いずれも実施していない」に該当する市）

（注）当省の調査結果による。

d　住宅セーフティネット法関係事務担当側からみた福祉部局との連携状況

調査対象市のうち、居住支援協議会を設立済みの 9 市、居住支援協議会の設立に向けて検討している 7 市及び居住支援に関する勉強会等を継続的に実施する 2 市を除く 30 市においては、両部局の連携体制の整備の検討が調査時点で行われておらず、また、住宅確保要配慮者からの相談を受けた際に、福祉的支援を要する等の複合的な課題を抱える者について、福祉部局を案内するにとどまるところがみられるなど、福祉部局と連携した居住支援に積極的に取り組むところはみられなかった。

[30] 多くの市の公営住宅に関する条例では、公営住宅の入居者の資格として、「納税義務を怠っていない者であること」など、住民税の滞納者でないことが要件として定められている。

[31] 「納税義務を怠っていない者」と同様に、「現に住宅に困窮していることが明らかな者」という要件が条例で定められている場合に、持家があることで、その要件を具備しないと判断される可能性がある。しかし、持家があったとしても、例えば同居する親族から暴力を受けていて転居先を確保したいということがあり得る。そうした相談を実際に受けたことがある居住支援法人は、当該相談者について市に相談したが、公営住宅の入居には至らなかったとしている。なお、当該市は、公募によらない速やかな入居を可能とする「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」に基づく公営住宅の目的外使用を行っていない。

[32] 市内への定住化を促進し、地域の活性化及び住民福祉に資するため、市が設置する住宅

（ウ）福祉部局（自立相談支援事業担当）の取組

【制度の概要】

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業は、前記１（1）のとおり、福祉事務所設置地方公共団体が直営又は委託により行うものであり、生活困窮者等からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、支援が包括的に行われている。

同法では、自立相談支援事業について、「就労の支援その他の自立に関する問題」について相談に応じて行うものとしているが、近年の単身高齢者世帯の増加等を背景として、居住支援のニーズの高まりが見込まれること等を踏まえ、令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法により、その対象が「就労及び居住の支援その他の自立に関する問題」と改正され、居住の支援に関する問題について相談に応じる旨が法律上明確化されている（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）。

また、福祉事務所設置地方公共団体は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとされている（同法第 8 条第 2 項）。

【調査結果】

調査対象 48 市の福祉部局（自立相談支援事業担当）における居住支援の取組状況として、住宅確保要配慮者への対応、居住支援法人との関係及び民間賃貸住宅の情報の把握・提供に係る取組、並びに自立相談支援事業担当側からみた住宅部局との連携状況について調査したところ、次のような実態がみられた。

a　住宅確保要配慮者への対応及び民間賃貸住宅の情報の把握・提供に係る取組

自立相談支援事業担当として、住宅確保要配慮者に対してどのような案内を行っているか調査したところ、調査対象 48 市においては、無料低額宿泊所や居住支援法人等を案内するといった様々な対応がとられており、自立相談支援事業の一環として、民間賃貸住宅を取り扱う不動産事業者を案内するところは 28 市みられた（表 2-⑧）。

また、当該 28 市では、相談者の状況に応じて不動産事業者に同行支援する、その際に居住支援に理解があった不動産事業者とのつながりを維持するなどして、民間賃貸住宅の情報収集に取り組んでいる状況もみられた（事例 2-⑨）。さらに、調査対象 48 市のうち 17 市からは、自立相談支援事業で対応する相談者の中には、公営住宅の入居資格がない者や、緊急に住宅の確保が必要であり公営住宅の募集時期や公募手続を待つ余裕のない状況にある者などがいることから、居住支援には公営住宅だけでは不足があるといった意見もあった（表 2-⑨）。

表 2-⑧　福祉部局（自立相談支援事業担当）における住宅確保要配慮者への対応

（単位：市）

住宅確保要配慮者への対応に係る区分	該当市
セーフティネット登録住宅を案内	9
民間賃貸住宅を取り扱う不動産事業者を案内	28
上記を除く住宅類型・宿泊施設等を案内	40
居住支援法人を案内等	39
上記いずれも実施していない	0

（注）1　当省の調査結果による。住宅確保要配慮者への対応として、案内したことがある類型及び案内可能な類型について調査した。

2　複数の区分に該当する市があることから、合計は 48 市とはならない。

3　「民間賃貸住宅を取り扱う不動産事業者を案内」については、県が実施する協力不動産店事業を案内するものを含む。

4　「上記を除く住宅類型・宿泊施設等を案内」については、一時生活支援事業における宿泊施設や無料低額宿泊所等の一時的な居住の場となる宿泊施設、救護施設等の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく施設、高齢者福祉施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）、障害者福祉施設等、母子生活支援施設や女性自立支援施設等、民間シェルターを案内するものをいう。

5　「居住支援法人を案内等」については、自立相談支援事業を居住支援法人に委託している場合を含む。

事例 2-⑨　民間賃貸住宅の情報の把握・提供に関して取り組む主な例

No.	事例の概要
1	必要に応じて、本人の意向に沿うような場所や家賃等を民間賃貸サイトで検索し、可能な範囲で不動産事業者のもとに本人が行く際は同行するなどの支援を行っている。 なお、民間賃貸住宅であることを考慮して、特定の物件を勧めることのないよう配慮している。
2	普段から懇意にしている地元の複数の不動産事業者に対し、定期的に空室などを確認するようにしている。これは、従前から生活困窮者支援に対する理解のある事業者とのつながりで行っている取組である。
3	当課は、自立相談支援事業等を通じて、実質的に当市の居住支援を担っているが、セーフティネット登録住宅の中には住宅確保要配慮者が利用できるような低額な物件はないことから、居住支援でセーフティネット登録住宅を活用した例は皆無である。現状、当課の担当者が地元の不動産事業者等と交渉するなどして受入れ可能な民間賃貸住宅等を探している状況にある。
4	地域密着型の不動産事業者で、敷金・礼金を支払えば、保証人は不要という業者も存在しているため、相談を受ける生活困窮者の実情に応じて、具体の不動産事業者を案内することもある。
5	日頃から付き合いのある市内の不動産事業者が 2～3 社あるため、相談内容に応じて、当該不動産事業者を案内することもある。

（注）当省の調査結果による。

表 2-⑨　相談者への居住支援には公営住宅だけでは不足があるとする意見

No.	主な意見
1	公営住宅は、募集要項で募集期間が定められており、相談があった時点でタイミングが合わなければ案内が難しいため、相談内容に応じて、民間シェルターなどの救護施設を含めた民間施設を案内する。
2	1～2 週間で住宅を確保しなければならないような緊急性の高い事案が多いことから、入居までに 1～2 か月要する公営住宅は案内していない。居住支援法人につなぎ、民間賃貸住宅で速やかに入居可能な物件を確認してもらっている。
3	相談者のニーズにより公営住宅が最適となった場合には案内するが、公営住宅は入居までに最低 1～2 か月を要するため、失業し社員寮も追い出され今日の寝泊りにも困っているような相談者のニーズには対応できない。また、空室はあっても入居に際して様々な準備（費用、手続等）が必要であることや、高層階しか空いておらず、高齢者、障害者のような住宅確保要配慮者のニーズには合わない場合が多い、といった使い勝手の悪さがネックとなっており、相談者に対し、公営住宅を案内するケースは少ない。
4	生活困窮者の場合、税金を滞納している場合が多く、その時点で公営住宅の入居資格はなく、結局、民間賃貸住宅を探すほかない。
5	こどものいる世帯などは、今の住宅と同じ学区の住宅を希望する傾向にあることなどから、公営住宅の空き住戸は条件に合致せず、結果的に入居に至らないケースがみられる。

（注）当省の調査結果による。

b　居住支援法人との関係

調査対象 48 市の福祉部局（自立相談支援事業担当）の多くは、居住支援法人の存在を認識しているところ、中には、住宅部局を介すことなく、直接、居住支援法人を活用し、一時生活支援事業を実施している市もみられた（事例 2-⑩）。また、市内で活動する居住支援法人に自立相談支援事業を委託する市や、住宅確保要配慮者への対応に関して居住支援法人との連携・協力に係る協定を締結している市があるなど、居住支援法人と直接のつながりを持っている状況がみられた。

事例 2-⑩　居住支援法人を活用して一時生活支援事業を実施する主な例

事例の概要
当市では、生活困窮者自立支援制度のうち、任意事業である一時生活支援事業を令和 5 年 9 月から実施している。 事業実施に当たっては、市内で活動する居住支援法人に業務を委託し、シェルター事業の利用者には、当該居住支援法人が保有するシェルターを貸与している。また、地域居住支援事業として、当該居住支援法人の支援員がシェルター事業の対象者やその他住居を失うおそれのある生活困窮者に対し、入居に当たっての支援や入居後の見守り支援を行っている。 生活困窮者自立支援制度のうち、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）に限って実施していた際は、経済対策として行っている他の給付金による支援が、必要としている生活困窮者に届いているかといった問題意識があった。そのため、一時生活支援事業などを開始し、生活困窮者の自立支援を強化したが、その際、市内で活動する居住支援法人が、これら事業を引き受けてくれたことが事業開始に大きく寄与している。

（注）当省の調査結果による。

c　自立相談支援事業担当側からみた住宅部局との連携状況

調査対象 48 市の中には、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業担当に情報提供するよう、住宅部局を含む関係各課に対して文書で依頼したところ、公営住宅の家賃滞納者への納付指導の際に把握された生活困窮者に対して同担当に相談するようつなぎが行われ、支援につながったことがあるとする市がみられた（事例 2-⑪）。

また、調査対象市においては、住宅部局に照会するなどして、住宅確保要配慮者の住宅の確保先として、公営住宅の情報を得られる状況にあるところ、中には、前記（ア）事例 2-④のように、公営住宅の目的外使用の働き掛けをしたことがあるとする市もみられた。

しかし、自立相談支援事業担当では、住宅確保要配慮者の住宅の確保先としては公営住宅だけでは足りず、協力不動産店の管理する民間賃貸住宅もできるだけ多く必要と認識しながらも、住宅部局に対し、それら民間賃貸住宅の情報を福祉部局に積極的に提供すべきであるとの要望や民間賃貸住宅の供給拡大に資するような施策を推進すべきであるとの要望を行ったとする市はみられなかった。

なお、住宅部局を生活困窮者自立支援制度の支援会議又は支援調整会議の構成員としている市が 7 市みられた一方で、同構成員としていない市の自立相談支援事業担当からは、公営住宅の空室情報や入居状況の確認を会議前にすれば足りるといった意見が聴かれ（表 2-⑩）、支障を挙げる意見は聴かれなかった。

事例 2-⑪　生活困窮者を把握した場合の対応について文書で依頼し、公営住宅の納付指導等を端緒として、必要な支援につなげられている例

事例の概要
当市では、自立相談支援事業による支援につながっていない潜在的な相談者を早期に発見する取組の一つとして、保険料や公営住宅使用料の滞納者に接する各課に対し、事務連絡を発出し、①生活困窮者自立相談支援窓口の周知、②自立相談支援事業の利用勧奨、③支援会議の活用を依頼している。①及び②については、生活困窮者を把握した場合に、生活困窮者自立支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されていることから、従来から各地域の実情に応じて取り組まれていたところであるが、市域において統一的な取扱いとなるよう整理し依頼したものであり、これらに加え、③の取組の実施についても依頼したものである。 ③支援会議の活用とは、各事業担当が業務遂行に当たって生活困窮者を把握し、当該者に対し、自立相談支援窓口を利用するよう案内してもなお、当該者が自立相談支援窓口への相談に前向きでない状況が把握され、かつ、自立相談支援窓口への個人情報の共有について、本人の同意が得られない場合に、必要な支援が届いていないことがうかがわれる「気になる事案」について、支援会議を活用し、当該者に係る個人情報を関係機関と共有する取組である。 各事業担当から支援会議の事務局に情報提供した案件が、結果的に支援会議での審議に至らなかった場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 1 項における「法令に基づく場合」による情報提供であると整理されたことから、積極的に情報提供してもらえるよう依頼したものである。 その後、公営住宅担当が実施する納付指導の際等、自立相談支援窓口への相談が必要な状況を把握した場合に、同窓口の利用を案内するなどの対応がとられている。

（注）当省の調査結果による。

表 2-⑩　住宅部局が支援会議又は支援調整会議の構成員になっていないことに支障はないとする福祉部局（自立相談支援事業担当）の意見

No.	主な意見
1	当市の住宅部局は公営住宅の運営・管理を中心に業務を行っており、居住支援に関係する相談を通常担当しておらず、また、構成員ではないため、支援調整会議に参画していないが、特段支障はない。都市部と異なり公営住宅に空きがないのが現実であり、これまで、公営住宅の空きに関する相談等を除き、住宅に困っているという相談であるから住宅部局につなぐということは、ほとんどなかった。 なお、当市では自立相談支援事業を居住支援法人に委託しており、当該居住支援法人が住宅確保要配慮者の相談を受付・支援することも可能であるため、自立相談支援事業の窓口で住宅関係の相談をすれば、居住支援法人の機能をいかした相談対応として解決・支援できる体制となっている。
2	住宅部局の業務は基本的に公営住宅の管理であると認識しており、当課が対応した相談者のうち公営住宅への入居希望がある者については、住宅部局を案内している。それ以外に住宅部局と特別な連携はしていないものの、困っていることはない。

（注）当省の調査結果による。

（エ）住宅部局と福祉部局（自立相談支援事業担当）の両施策に関わる取組

【調査結果】

前記（ア）から（ウ）までのとおり、調査対象市における住宅部局側からみた福祉部局との連携の取組も福祉部局側からみた住宅部局との連携の取組もいずれも低調とみられたことから、住宅部局及び福祉部局の連携に係るそれぞれの認識について調査したところ、次のような実態がみられた。

居住支援協議会を未設立の理由や状況について、居住支援協議会を未設立の 39 市のうち、30 市の住宅セーフティネット法関係事務担当は、「住宅確保要配慮者からの相談に対しては、各部署が必要に応じ事実上連携して対応できている」、「住宅確保要配慮者からの相談はあるが、公営住宅等により対応可能」、「住宅確保要配慮者からの相談が少ない」の複数又はいずれかを挙げている。

住宅確保要配慮者からの相談が少ないとする認識に関して、調査対象市の中には、住宅セーフティネット法関係事務担当兼公営住宅担当が受けた相談件数が年間 2 件[33]しかなく、福祉部局（自立相談支援事業担当）においても、住宅に関する困りごとを含んだ相談は年間 5 件といった状況にあり、市全体でみても「住宅確保要配慮者からの相談が少ない」と考えられるところはみられた。

なお、当該市で活動する居住支援法人からも、市単独での居住支援協議会は必要がない旨の意見[34]があった。

他方、福祉部局においては、公営住宅の入居資格のない者への対応を通じて、民間賃貸住宅を含めた住宅確保に取り組む状況がみられた。そのような市の中には、福祉部局（自立相談支援事業担当）においては、住宅確保要配慮者の住宅の確保先として公営住宅のみでは足りず、民間賃貸住宅の確保を要すると認識している一方、住宅部局においては、「住宅確保要配慮者からの相談はあるが、公営住宅等により対応可能」と認識しており、両部局における居住支援に係る現状認識及び連携した取組の必要性に係る認識に齟齬（そご）があるところがみられた（事例 2-⑫）。

また、調査対象 48 市の住宅部局からは、国土交通省に求めることとして、「居住支援に関し、住宅セーフティネット法関係事務担当が担う範囲・役割等を明確化して示してほしい」が最も多く挙げられ（22 市）（表 2-⑪）、「住宅確保要配慮者からの相談対応に関するマニュアルを提供してほしい」を挙げる市も複数あった（15 市）ことから、居住支援に関し、住宅部局は自部局が担う業務が不明確であると認識し、住宅確保要配慮者への対応に不慣れな状況にあるとみられた。

調査対象 48 市の福祉部局（自立相談支援事業担当）からも同様に、厚生労働省に求めることとして、「居住支援に関し、自立相談支援事業担当が担う範囲・役割等を明確化して示してほしい」が最も多く挙げられた（26 市）（表 2-⑫）。

これまでの各種通知により、市区町村における住宅部局及び福祉部局の連携が求められているものの、両部局においては、居住支援に当たり自部局が担うべき事務

---

[33] 公営住宅担当において、公営住宅の入居申込件数のほかに相談件数を記録しているとする市はまれである。

[34] 当該居住支援法人からは、居住支援協議会を設立するのであれば、人的・物的移動が多い同じ文化圏の近隣市区町村が一体となった居住支援協議会が必要だと思われるとの意見も聴かれた。

の範囲・役割等が定かでないとして、両部局が担うべき事務の範囲・役割等の明確化に資する情報を求めている状況がうかがわれる。

事例 2-⑫　住宅部局の認識が福祉部局の認識や取組と異なる主な例

事例の概要
○住宅部局の認識 住宅確保要配慮者にとって必要な支援を実施することができるように、人的資源（福祉部局の担当者）及び物的資源（市営住宅及び県営住宅の募集状況）の把握に努めている。また、現状の取組で十分な対応ができていると判断しているため、これら資源の拡大に向けた取組を実施していない。 なお、上記資源の把握に際して課題を感じることはない。 市営住宅の定期募集は年 2 回実施しており、落選者には県営住宅や、市役所近隣の不動産事業者を案内[35]することにより、市の居住支援協議会がなくとも、住宅確保要配慮者への対応ができていると考えるため、「住宅確保要配慮者からの相談はあるが、公営住宅等により対応可能」である。 また、福祉的支援が必要な相談者については、福祉部局に引き継ぐなどの対応により、福祉部局で対応できていると認識しており、新たに関係者が協力して居住支援の取組を行う必要性を感じていない。 ○福祉部局の認識 当課で受け付けた相談者の多くは、家賃滞納をしているなど公営住宅の入居要件を満たさない者であるため、公営住宅の申込件数は住宅確保要配慮者の実態を示す数値にはならない。 当課は、上記のような相談者の住宅を確保できるように関係部局が集まって協議する場が必要と考えているが、住宅部局には上記のような相談者からの相談が寄せられる機会が少ないことから、居住支援協議会の設立の必要性が理解できず、設立に前向きでないのではないかと考えている。 当課では、住宅のあっせんについて詳しい知識を持ち合わせていないため、不動産事業者やオーナーと関係性が深く、住宅について詳しい知識を持ち合わせている居住支援法人が相談対応に関わることで円滑な支援となることを期待し、当該居住支援法人との間で、住宅確保要配慮者の居住支援に係る連携・協力に関する協定書を締結し、個別相談事案については、両者で協力して解決することとしている。 また、上記の居住支援法人とは別に、住宅確保要配慮者への住宅のあっせんに熱心な不動産事業者が市内に 1 社あり、公営住宅に入居できない相談者については、当該事業者に住宅の確保を依頼することがある。生活保護受給者の住宅を確保する際にも以前から協力をお願いしていることもあり、度々連絡を取っている。

（注）当省の調査結果による。

[35] 当該市は協力不動産店事業を実施していないことから、選択肢の一つとして提示したものと考えられる。

表 2-⑪　住宅部局が担う範囲・役割の明確化等を求める意見

No.	主な意見
1	住宅部局が担う役割や業務量の把握が難しい現状では担当部署を決めることは困難であり、現状、住宅セーフティネット法関係事務担当は決まっていない。
2	住宅セーフティネット法関係事務担当部署が確定していないところ、今後、市の内部で役割分担を明確化することが想定されるため、その際の参考となるよう、住宅セーフティネット法関係事務担当が担う範囲・役割等を明確化して示してほしい。
3	様々な法令等において「居住支援」というワードが出てくるが、具体の業務範囲やイメージ等がつかみ切れておらず、居住の支援に関する問題について相談に応じる旨が法律上明確化された自立相談支援事業担当との間で「住宅セーフティネット法と何が違うのか」と議論になったこともあるため、居住支援に関し、それぞれの担当が担う支援の範囲・役割等を示してほしい。
4	住宅セーフティネット法に関連する業務や相談事案がなく、現状、年度初めに文書をつづる程度の業務量である。課内で業務の具体的な取扱いが分からない。制度や業務内容を示したマニュアル等があれば、業務の参考になる。
5	居住支援の制度の趣旨は理解できるものの、検討すべき事項が列挙されているだけなので、例えば、その中で住宅部局がすべき事項はどれかが分かるよう示されるなど、国から住宅部局と福祉部局との具体的な事務レベルの分担が示されないと動きづらい。
6	改正住宅セーフティネット法及び改正生活困窮者自立支援法に定められていることは市として実施するが、福祉部局と住宅部局のどちらが担当すべきかが曖昧であるため、相互に自分の部局の担当ではないと主張してしまい、役割分担が難しい。国には、例えば「居住サポート住宅について、構造的な耐震基準等に係る認定については住宅部局が、認定後の監査については、貧困ビジネスにつながる懸念があるため福祉部局が、それぞれ担当することを想定している。」等の一つの目安を示してもらえると、現場が動きやすくなる。

（注）当省の調査結果による。

表 2-⑫　福祉部局（自立相談支援事業担当）が担う範囲・役割の明確化等を求める意見

No.	主な意見
1	居住支援は厚生労働省及び国土交通省の 2 省が関係する施策であるが、市区町村段階でどの部署が何をするのかが明確に示されておらず、互いの部署が「どちらが担当するのか。そちらではないのか」と思ってしまい動きづらいため、国から役割を明確に示してほしい。
2	「家賃滞納している入居者がいる」という相談であれば福祉部局が受ける、「空室があるから誰か住まわせたい」という相談であれば住宅部局が受ける等のように、想定される相談内容ごとに、両部局の役割や範囲を示してほしい。
3	住宅に関する問題を抱える相談者の特性は様々ある中、当該相談者を生活困窮者自立支援制度における生活困窮者と一括りにされると、高齢、障害等の分野のニーズが分かりづらくなることから、まずは、住宅部局が住宅に関する相談体制を整え、住宅に関して支援を行い、それでもなお残る福祉的支援に係るニーズを明確にしてもらいたい。高齢者支援、障害者支援といった福祉的支援を実施するに当たっては、当該者を受け入れる住宅が確保されていることが前提であるので、住宅に関する相談対応の主体は住宅部局であることを明示してもらいたい。
4	住宅部局には、住宅確保要配慮者が居住することができる住宅を開拓することや、公営住宅の空室を貸し出すことについて検討してほしいので、その旨を明確にしてほしい。

（注）当省の調査結果による。

【まとめ】

調査対象市の状況をみる限り、住宅部局及び福祉部局の連携に係る取組は全般的に低調であった。中には、市全体でみても居住支援を要する相談件数は少なく、市内の居住支援法人も同市単独の居住支援協議会は必要ないという市もみられた。他方、福祉部局の認識と異なり住宅部局が現状の対応で問題ないと認識していることで両部局が連携した居住支援体制の構築を検討する動きが低調となっている市もみられた。

住宅部局においては、前記（ア）及び（イ）のとおり、住宅確保要配慮者に対して公営住宅以外の民間賃貸住宅の情報を案内することに積極的ではなく、福祉的支援を要すると認知した場合には福祉部局を案内するなどの一定の対応を行うのみで自らの対応は十分とられていると認識する傾向がみられる。一方で、福祉部局では、前記（ウ）のとおり公営住宅に入居できない者や入居申込に至らない者など、住宅部局が対応していない幅広い住宅確保要配慮者に対応している状況がみられた。これら対応状況の違いにより、住宅確保要配慮者についての両部局の担当の認識に大きな差異が生じるものとみられる。居住支援の現状に係る住宅部局及び福祉部局の認識が不一致であることは、当該市区町村の実情に応じた居住支援の取組が検討されず、ひいては支援を要する住宅確保要配慮者を見過ごす可能性がある。

国土交通省及び厚生労働省は、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法及び令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法の円滑な施行に向けて、各市区町村において居住支援に係る住宅ストックや福祉的支援等の現況や課題等の確認を求めているが、各市区町村の住宅部局と福祉部局の間には、このような認識の隔たりがあることを踏まえる必要がある。すなわち、そうした認識の隔たりの解消に資するよう、まずは双方の部局でどのような情報が保有され、どのような業務がなされているかを認識できるよう、例えば、住宅部局では公営住宅の家賃滞納者への対応記録等といった入居者対応情報を保有していることや、福祉部局（自立相談支援事業担当）では、公営住宅の入居申込が困難な者もいるため民間賃貸住宅を含めて住宅確保の支援を実施していることなどを互いの部局に対し具体的に明示して、両部局において現状の確認及び確認結果を踏まえて実施が期待される取組等の検討を促すことが必要である。

また、住宅に困窮する者への公営住宅の目的外使用の取組について、幾度も通知が出されているが、前記（ア）のとおり、その必要性について両部局の認識が一致していない事例もみられたこと等から、改めて、その必要性や留意点を示す必要がある。

さらに、公営住宅の入居者に関し、公営住宅担当から福祉部局へのつなぎが遅れ、当該入居者の状況が悪化したと考えられる事例（前記（ア）事例 2-⑦）もみられた。福祉的支援を要すると認知した住宅確保要配慮者について、福祉部局につなぐ対応をとるとする住宅部局の対応は、応対する職員の福祉制度に係る認識の度合いに左右されるものであり、万能とはいえない。公営住宅の管理等を通じて生活困窮者を把握し得る住宅部局と自立相談支援事業担当の連携等の部局間の連携方策については、福祉部局からの依頼に基づきつなぎを行った公営住宅担当から、「福祉施策の担当外であっても報告しやすい」との意見が聴かれた（同事例 2-⑤）ことを踏まえると、ルール化した組織的な対応を行う取組が効果的といえる。

【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村の住宅部局及び福祉部局における連携した居住支援に資するため、市区町村に対して、各部局が把握可能で他部局に共有可能な居住支援に関する情報（居住支援法人の情報、公営住宅の管理等に関する情報、生活困窮者への支援策等）の例を提示すること。

また、市区町村に対して、上記情報を活用して実施が期待される取組の例及びその取組が求められる具体的な状況や留意点を提示すること。

(2) 居住支援に当たっての個人情報の取扱い

【制度の概要】

地方公共団体の関係部局等が住宅確保要配慮者への居住支援に当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき[36]適正に行うことが必要である。具体的には、個人情報の利用目的を特定し（同法第 61 条第 1 項）、本人から直接書面で取得する場合には当該利用目的を明示（同法第 62 条）すること、また、文書や電磁的記録等により保有された個人情報（以下「保有個人情報」という。）に関しては、利用目的内での利用・提供（同法第 69 条第 1 項）、本人の同意があるときの利用目的外での利用・提供（同条第 2 項第 1 号）、その他利用目的外での利用・提供（同項第 2 号～第 4 号）についての規定が定められている。利用目的内で保有個人情報を利用・提供することが原則であり、法令に基づく場合、本人の同意があるとき、相当の理由があるとき又は特別の理由があるときといった例外を除き、利用目的外での利用・提供はできない。

居住支援を要する住宅確保要配慮者の状況は様々であるが、複雑かつ多様な課題を抱えている場合も多いことから、切れ目のない効果的な支援が行えるよう、関係部局・団体が連携して対応に当たることが求められている。その際、住宅確保要配慮者の支援方策を多角的に検討するため、住宅確保要配慮者に関する情報として、例えば、介護認定や障害者手帳取得の有無、同居家族の状況、公営住宅の家賃滞納の有無などの住宅確保要配慮者の保有個人情報を共有して必要な支援を検討する場面が十分に想定される。

国土交通省は、住宅確保要配慮者の個人情報の取扱いに関し、「居住支援協議会　設立・運営の手引き」において、住宅確保要配慮者などから居住支援の申込みを受ける際に同意を取得するようにしている市区町村の事例を紹介している[37]。

厚生労働省は、自立相談支援事業における個人情報の取扱い等を示したものとして「個人情報に関する管理・取扱規程」（資料 2-⑦）を作成して、福祉事務所設置地方公共団体に対して周知している。また、同省が作成して福祉事務所設置地方公共団体に対して周知している「自立相談支援事業の手引き」別紙の「自立相談支援機関使用標準様式」の一つである「相談受付・申込票」には、相談の申込時に、相談者の個人情報については支援に当たり必要となる関係機関・者と情報共有することに同意する旨を確認する本人同意欄が設けられている（資料 2-⑧）。

また、生活困窮者自立支援法第 9 条に基づく支援会議における構成員は、正当な理由なく支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとの守秘義務の適用を受けるとともに、支援会議は、支援会議の構成員に対し、生活困窮者に関する情報の提供を求めることができるところ、厚生労働省は、「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設立及び運営に関するガイドライン」（平成 30 年 10 月厚生労働

---

[36] デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 51 条による改正に係る部分（地方関係）（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律は、個人情報の保護に関する法律に一覧的に規定され、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。個人情報保護委員会からは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和 4 年 1 月策定（令和 6 年 11 月一部改正））、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和 4 年 2 月策定（令和 6 年 12 月一部改正））、「個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関等編）」（令和 4 年 2 月策定（令和 6 年 3 月更新））が示されている。

[37] 「居住支援協議会　設立・運営の手引き」では「個人情報が連携の壁にならないように、福祉等支援機関、関係行政機関、不動産事業者、賃貸人との個人情報を含めた情報共有をして、入居後支援等を行うため、申込みの際に同意書を得ている自治体もあります」と記載されている。

省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室策定）において、本人の同意なく情報共有が可能となる場合の考え方を含め、個人情報の共有の在り方について、福祉事務所設置地方公共団体に対して周知している。

【調査結果】

調査対象市が住宅確保要配慮者への居住支援に取り組むに当たって、関係機関との間の個人情報の取扱いに苦慮している等の実態がないか調査したところ、次のような実態がみられた。

自立相談支援事業担当においては、厚生労働省から示された「個人情報に関する管理・取扱規程」や「相談受付・申込票」を活用するなどして、自立支援に当たり必要となる個人情報の利用・提供に係る相談者の同意を得た上で、地域包括支援センターや社会福祉協議会等が参画する支援調整会議において、相談者の個人情報の共有を可能としていた。また、当該同意を得られない事情がある場合であっても、支援会議を設置する市においては、支援会議を活用した相談者の個人情報の共有を可能としていた。調査対象 48 市のいずれにおいても、関係部局・団体と協力して支援を実施する上で住宅確保要配慮者への居住支援に当たり個人情報の取扱いに関して特段の課題があるとの意見は聴かれなかった。

一方、住宅部局においては、調査対象 48 市のうち、関係部局・団体と連携して住宅確保要配慮者からの相談に対応する 2 市の住宅セーフティネット法関係事務担当から、福祉部局や不動産事業者等との住宅確保要配慮者に係る個人情報の共有について、判断に苦慮することがあるため、情報共有を円滑に行うための個人情報の取扱いについてガイドライン等により示してほしいといった意見があった（表 2-⑬）。また、公営住宅の入居者の異変等を端緒に福祉的支援につなげようとする 3 市の公営住宅担当から、公営住宅の入居者に係る個人情報を福祉部局と共有することについて疑義があり、個別の入居者の対応に当たって判断に苦慮することがある等の意見もあった（表 2-⑭）。

表 2-⑬　個人情報の取扱いについて課題を挙げる住宅部局（住宅セーフティネット法関係事務担当）の意見

No.	意見の概要
1	当課では、住まいの相談窓口を設け、住宅確保要配慮者からの相談を受けている。相談申込シートのような様式は作成していないため、来庁者については、その場で他課への情報共有の同意を口頭で得ている。個人情報の利用・提供に関して同意を得たものと整理できるか判断し難い電話等で受ける場合の相談対応における福祉部局等との連携については、相談者に対して同部局等の関係課の利用を案内するにとどまる。当課においては、相談者から聴取した氏名、住所、相談内容等を、電磁的方法により記録し、管理しているが、他課への情報共有の同意を得ている場合であっても、個人情報の取扱いには慎重にならざるを得ず、福祉部局等と同記録の共有は行っていない。 例えば、住まいの相談窓口で認知症が疑われる者から相談を受けた場合に、当課から福祉部局に対し、当該相談者が福祉部局に相談に来たことがあるか等の相談歴を照会するケースもあるところ、その際に、相談者の特定に必要な個人情報をどこまで伝えてよいのか分からない部分がある。 福祉部局等と協力して居住支援を実施していくためにも、国においては、「空き家所有者情報の外部提供等に関するガイドライン」（令和 5 年 12 月国土交通省住宅局策定）のように、個人情報の取扱いや個人情報の保護に関する法律との関係について整理してほしい。
2	居住支援に係る担当課として、当課において問合せや相談を受け付けているが、総合的な相談窓口として受け付けているものではないため、他部局等に相談をつなぐことを前提とした記録様式で相談を記録していない。今後、居住支援協議会の設立をした場合、こうした相談を関係者と共有して支援に当たることになると思うが、不動産事業者との情報共有を円滑に行うための個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律との関係をどのように整理すればよいかなどの検討課題が残っている。

（注）当省の調査結果による。

表 2-⑭　個人情報の取扱いについて課題を挙げる住宅部局（公営住宅担当）の意見

No.	意見の概要
1	例えば、精神障害者や認知症高齢者等の公営住宅入居者が日常的に騒ぐなど、近隣の入居者が困って福祉部局等に相談した場合、当課に対し、当該入居者について照会されるケースがある。 この場合、当課と福祉部局等が、当該入居者の個人情報を持っていても、個人情報保護制度により共有し難いと考えていることから、現状、福祉部局等とは個人を特定せずに一般的な相談に例えるなどして、個人情報の提供に至らない範囲の情報でやり取りをしている。 これらの相談は、法令に基づき情報提供が求められる福祉部局等の会議に取り上げられる事案であれば、当課との情報共有は可能と考えられるが、そこに至らない事案であれば解決は難しく、当課としても明確な解決策がない。
2	近隣住民からの通報や公営住宅の修繕などの際に、公営住宅入居者に対する福祉的支援の必要性について把握した場合は、福祉部局と情報の共有を行っている。共有方法は、入居者との対応内容等を記録している当市の住宅管理システムの個人台帳を提供するといった方法ではなく、口頭で行っている。現状において、福祉部局に相談内容を共有できずに必要な支援が実施できなかった等の支障は生じていないと認識しているが、庁内の他部署等や庁外の外部機関とも協力して居住支援を実施していくためには、国において、個人情報の保護に関する法律との関係の整理を示してもらえると助かる。 公営住宅の入居条件としていた連帯保証人を不要とするに当たって、国土交通省から都道府県及び政令市に示された「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 20 日付け国住備第 130 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）は、市の内部でコンセンサスを得る際に役立った。居住支援に係る個人情報の共有についても、同様に示してほしい。そうすることで、福祉部局に対して、入居者との対応内容等の記録を共有できると考える。
3	公営住宅の入居者対応等の際に、福祉的支援が必要と思われる住宅確保要配慮者を把握した場合、福祉部局に対して情報連携する旨の同意を住宅確保要配慮者から得られないときは福祉部局の相談窓口を教示することにとどめ、同意が得られた場合には福祉部局にその個人情報も含めてつなぐこととしている。 住宅確保要配慮者の同意を得られない場合には、高齢等による認知機能の低下や精神的な障害等のため自らの状況を理解してもらうことが難しい場合があり、福祉的支援が必要な状態にあるにもかかわらず、福祉部局につなぐことができないケースがある。 このため、国土交通省においては、住宅部局と福祉部局が連携して居住支援を円滑に進めていくことができるよう、住宅確保要配慮者の個人情報の取扱いについて整理をしてほしい。

（注）当省の調査結果による。

【まとめ】

調査対象市の状況をみる限り、現状では、福祉部局においては住宅確保要配慮者に関する個人情報の取扱いについて特段の課題を認識していないとみられる一方で、住宅確保要配慮者からの相談対応を積極的に実施している住宅部局（住宅セーフティネット法関係事務担当）及び公営住宅の管理業務を通じて把握する住宅確保要配慮者を福祉的支援につなげようとしている住宅部局（公営住宅担当）においては、個人情報の取扱いに苦慮していることがみられた。中には、個人情報の取得時の関係部局等への共有に係る本人の同意の取得の方策、公営住宅入居者の異変等への対応や本人の同意がない場合において福祉部局と個人情報を共有して対応に当たることができる例などの提示を求める趣旨の意見も聴かれた。

今後の住宅確保要配慮者への居住支援においては、市区町村の住宅部局と福祉部局とがより一層連携して取り組むことが求められており、両部局が連携し支援をしていく中で、居住支援法人や協力不動産店等の外部の関係者との連携も今まで以上に行っていくことが想定される。そうした連携をしていく中で、住宅確保要配慮者への居住支援が適切に行われるためには、これら関係部局・者の間における個人情報の取扱いが適正に行われることが必要である。

このため、居住支援の取組の推進に当たっては、住宅部局と福祉部局や外部の関係者との連携の中で、住宅確保要配慮者への居住支援が適切に行われるよう、市区町村に対して個人情報の適切な取扱いについて周知することが必要である。

【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村による居住支援の適切かつ効果的な実施に資するため、市区町村に対して、住宅確保要配慮者の個人情報の取扱いの参考となる情報を整理して提示すること。

3　市区町村における居住支援法人をいかした取組

(1)　都道府県から市区町村への居住支援法人の情報の提供

【制度の概要】

居住支援法人については、住宅セーフティネット法第 42 条に定められる以下の①から④までの全部又はいずれかの業務[38]（以下「支援業務」という。）を行うこととされ、住宅セーフティネット法第 40 条により一定の基準を満たす NPO 法人等の団体が都道府県知事により指定されている。令和 6 年 3 月末現在、全国で 851 法人が指定され活動している。

① セーフティネット登録住宅に係る賃貸事業を行う者からの要請に基づき、セーフティネット登録住宅の入居者の家賃債務の保証をすること。

② 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

③ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

④ 上記①から③までの業務に附帯する業務を行うこと。

居住支援法人の指定を受けようとする者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 27 条第 1 項により、名称、住所、代表者の氏名、支援業務を行う事務所の所在地、及び支援業務を開始する年月日を記載した申請書を都道府県知事[39]に提出しなければならないとされている。また、同条第 2 項により、当該申請書には、支援業務の実施に関する計画として、組織及び運営に関する事項や支援業務の概要に関する事項を記載した書類等を添付しなければならないとされている[40]。これらの申請書及び添付書類の様式等は、各都道府県において定められていることから、細部は都道府県により異なっている。

当該申請を受け付けた都道府県において、住宅セーフティネット法第 40 条各号に掲げられている基準に適合するかを審査しなければならないため、国土交通省は各都道府県等に対して通知を発出し、「審査に当たっての具体的な指定基準の考え方については、都道府県において判断することになる」とした上で、同号に掲げられている指定基準の具体的な考え方を例示している（資料 3-①）。これを踏まえて、各都道府県は、「住宅確保要配慮者居住支援法人指定事務取扱要綱」等の審査基準を定めて審査[41]を行い、基準に適合した者を居住支援法人として指定している。

また、都道府県知事は、居住支援法人を指定したときは、住宅セーフティネット法第 41 条第 1 項に基づき、指定した居住支援法人の名称、住所及び支援業務を行う事務所の

---

[38] 令和 6 年住宅セーフティネット法改正法により、新たに、賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供を行う業務及び住宅確保要配慮者からの委託に応じて同人の死亡後の賃貸住宅契約の解除や残置物の処理等を行う業務が追加されている。

[39] 複数の都道府県の区域で支援業務を行う場合、それぞれの都道府県知事に対して申請する必要がある。

[40] ある都道府県が様式として定める「支援業務の実施に関する計画書」の注記には、「支援業務の実施に関する組織体制・人員体制などについて、具体的に記載してください」、「実施しようとする支援業務の内容などについて、具体的に記載してください」と記載されている。

[41] この指定の審査に関する都道府県の事務は、これまで専ら住宅部局で行われていたが、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法の施行後は、改正住宅セーフティネット法が国土交通省と厚生労働省との共管となることを受け、都道府県の福祉部局においても住宅部局と連携して行われることになると見込まれている。

所在地を公示しなければならないとされている。また、住宅セーフティネット法第 48 条から第 50 条に基づき、都道府県知事は、居住支援法人に対して、監督上必要な命令、報告の求め、検査の実施、指定の取消し等を行うことができるとされている。

以上のように、住宅セーフティネット法の枠組みにおいては、居住支援法人の指定、報告徴収や監督等を都道府県が行うこととされ、専ら都道府県と居住支援法人の関係が規定されている一方で、地域において住宅確保要配慮者への居住支援を行う市区町村と居住支援法人の両者の関係や、居住支援法人の指定に関する都道府県から市区町村への情報提供等の規定は、特段具体的に明記されていない。

都道府県別の居住支援法人数や支援業務の内容など居住支援法人の概況については、次図のとおりである。

図 3-①　法人属性別の居住支援法人数、都道府県別の居住支援法人数（令和 6 年 3 月末時点）

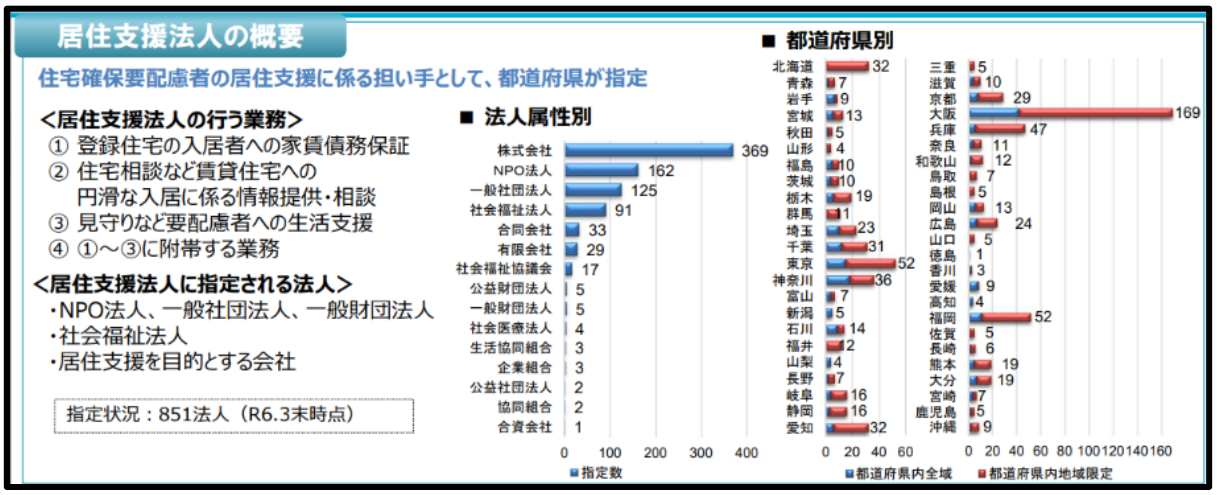

（注）国土交通省の資料による。

図 3-②　居住支援法人の支援内容

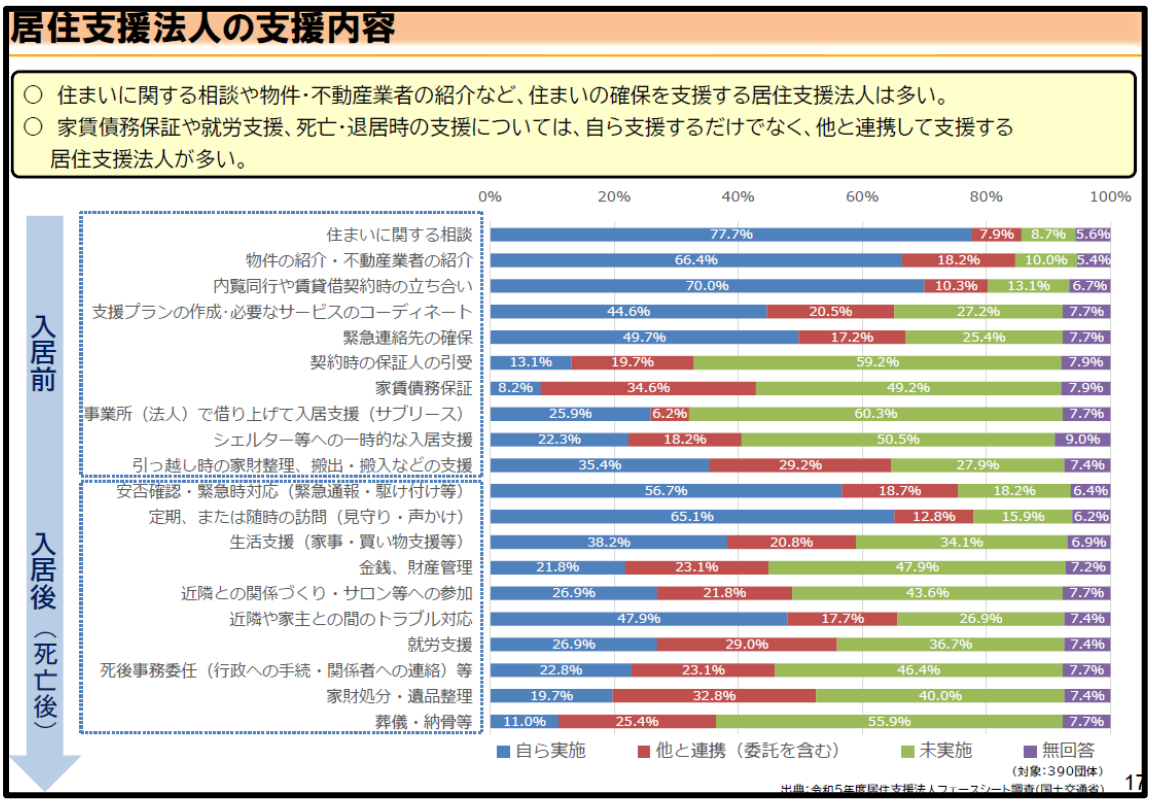

（注）国土交通省の資料による。

【調査結果】

市区町村と居住支援法人とが連携して居住支援に当たる上では、市区町村に居住支援法人の業務内容等の情報が適切に行き渡っていることがまずは重要であることから、国、県及び市における居住支援法人に関する情報の把握状況や共有状況等について調査したところ、次のような実態がみられた。

ア　国土交通省における取組

国土交通省は、毎年、全国の居住支援法人に対し、その活動状況等に関するアンケート調査を行っており、その結果等を基に同省ホームページにおいて「居住支援法人の問い合わせ先」（資料 3-②）として、居住支援法人の情報を掲載している。掲載されている情報は、居住支援法人ごとに、指定を行った都道府県のほか、法人名、業務エリア（特定の市区町村名を掲載又は「○○県内全域」のように包括的に掲載）、支援業務の内容、ホームページの URL、電話番号、メールアドレス、支援の対象としている住宅確保要配慮者の属性（「高齢者」、「障害者」、「低額所得者」等の区分のうち該当するものに「○」）となっている。

また、同省は、「居住支援協議会　設立・運営の手引き」において、「居住支援法人の指定権限を有する都道府県が居住支援法人の情報を市区町村に周知することは、各市町村での居住支援活動を円滑にするため重要」としているが、具体的にどのような情報の周知が重要であるのかについて明確にしておらず、また、都道府県から市区

町村に対して居住支援法人の業務内容や得意分野等の情報が提供されるよう具体的に促す等の取組は特段行っていない。

イ　市の理解

前記２（1）イのとおり、調査対象市の住宅部局の中には居住支援法人との関わりを全く持っていないところや、市内にあることを知らないといったところもみられたことから、居住支援法人の情報に関する要望等を調査したところ、調査対象 48 市のうち、18 市が居住支援法人の情報の把握を希望していた。

把握を希望するとして挙げられた情報を大まかに区分すると、「業務内容・範囲、活動実績」を挙げるところが 11 市と最も多くみられたところ、調査対象市からは、例えば、「県のホームページで公表されている居住支援法人の支援業務の内容は、全ての法人が一様に同じ記載となっている。居住支援法人ごとの違いが分かるように、より詳しく掲載してもらえると助かる」などとして、より詳細な情報を望んでいる状況がみられた。

また、調査対象市の中には、居住支援法人ごとに対応可能な業務が異なることを踏まえ、例えば、「居住支援法人の体制や、各居住支援法人の得意な分野が見守りなのか、物件のマッチングなのかなどが分からなければ、住宅確保要配慮者からの相談等に対し、下手に答えると相談者の希望とのミスマッチを招くおそれもあるため、居住支援法人を紹介しづらい。」などの理由により、希望する情報として、居住支援法人ごとの「得意分野」に関する情報を挙げる市もみられた。さらには、居住支援法人に関する情報や知見がほとんどないことなどから、特定の類型の情報を明示せず居住支援法人の情報全般を希望する市もみられた（表 3-①）。

居住支援法人に関するこうした詳細な情報は、調査対象市からの意見にもあるように、都道府県のホームページで公開されている情報だけでは読み取れないことが多く、また、上記アの国土交通省が公表している情報からも把握することはできない。

他方、こうした市の居住支援法人の活動等への理解不足等に起因して、調査した居住支援法人で、市区町村との関係構築に苦慮している状況がみられた（後記エ(ウ)）。

表 3-①　調査対象市が把握を希望する居住支援法人の情報とその理由・支障等

（単位：市）

No.	希望する情報	主な希望する理由、把握していないことによる支障等	該当市
1	業務内容・範囲、活動実績	・　県から提供された居住支援法人一覧表では、それぞれの居住支援法人がどのような業務を実施しているのか詳細に把握することはできない。 ・　県のホームページで公表されている居住支援法人の支援業務の内容は、全ての居住支援法人が一様に同じ記載となっている。居住支援法人ごとの違いが分かるように、より詳しく掲載してもらえると助かる。 ・　同じ県内の他地域から当市に移住した者が、何らかの理由で仕事を辞めた後、元いた地域に戻りたいが資金がなく当該地域で住む場所をみつけられず困っているという場合、当市では、当該地域で入居可能な住宅を探すすべがないので、他の地域の居住支援法人の支援内容や活動実績を把握できれば、支援の幅が広がる。 ・　居住支援法人と連携して居住支援に取り組む場合に、どのような連携が可能なのか分からないので、具体的な情報がもらえれば、必要が生じた場合に依頼しやすい。 ・　県内の居住支援法人が、どのような内容の居住支援をしているのか、支援実績があるのか、情報の提供が県からあれば今後の業務の参考になるので有り難い。 ・　居住支援法人の各種サービスについて、どこまで居住支援法人が担えるのか明確にしてほしい。 ・　居住支援法人がシェルターとして管理する物件数情報があれば、居住支援法人を頼りやすい。	11
2	得意分野	例えば、居住支援法人の体制や、各居住支援法人の得意な分野が見守りなのか、物件のマッチングなのかなどが分からなければ、住宅確保要配慮者からの相談等に対し、下手に答えると相談者の希望とのミスマッチを招くおそれもあるため、居住支援法人を紹介しづらい。	2
3	利用料金	居住支援法人の業務範囲及び料金に係るより詳細な情報がほしい。	1
4	体制	居住支援法人の体制が分からないと、相談をつないでも対応できなかったという結果になりかねない。	1
5	居住支援法人の情報全般	・　居住支援法人と連携できるのであればしたいが、情報がなく不安でよく分からない状態であり、どう連携してよいかも分からない。 ・　どういった居住支援法人であるか分からないところを相談者に紹介することには抵抗があるため、県からの情報提供があれば、役に立つ。	6

		・　県が指定した居住支援法人の情報については、県から当市の住宅部局には提供されているのかもしれないが、県でも住宅部局と福祉部局の連携をすべきと考えているのであれば、福祉部局にも伝わるように情報提供があれば良かったのではないか。	

（注）1　当省の調査結果による。
2　複数の欄に該当する市があるため、合計は 18 市とはならない。

ウ　県における取組

本項目（1）の「制度の概要」で詳述したとおり、住宅セーフティネット法の枠組みでは都道府県が居住支援法人の指定等を行うとされていることを踏まえ、指定に際して県が把握している居住支援法人の情報等と、その市区町村への提供状況等について調査したところ、次のような実態がみられた。

（ア）指定に際して把握される情報

本項目（1）の「制度の概要」で述べたとおり、居住支援法人の指定に係る申請書及び添付書類の様式等については、各都道府県で定めていることから、調査対象 15 県における居住支援法人の指定に係る申請書の記載項目及び申請者に提出を求めている資料についてみると区々となっていた。しかし、いずれの県においても、支援業務の実施に関する計画等を提出させて、指定後に行おうとする業務内容・範囲、得意分野等を、また、現に行っている業務の概要を記載した書類や居住支援活動の実績を記載した書類等を提出させて、活動実績、得意分野等を把握していると考えられる状況がみられた（資料 3-③）。

（イ）市区町村への情報提供の状況

調査対象 15 県から市区町村への居住支援法人の情報の提供状況については、次のような実態がみられた（資料 3-④）。

①　指定の申請書を受領した際に、11 県は当該申請書等の情報を市区町村に提供していないが、4 県は、申請者の所在市区町村や申請者が業務区域とする旨を申し出た市区町村に対して、指定に係る意見照会のために、これを提供していた。当該 4 県の中には、口頭により申請者から市区町村に情報提供することの同意を得て、申請書等の書類一式を送付しているところもみられた。

②　本項目（1）の「制度の概要」で述べたとおり、居住支援法人の指定が行われたときの公示内容は、指定した居住支援法人の名称、住所及び支援業務を行う事業所の所在地であるが、その内容からはどのような支援業務を行うかは分からない。そこで、指定時における県から市区町村への情報提供についてみると、調査対象 15 県のうち 6 県は特段何も行っていないが、9 県は、居住支援法人の業務区域となる市区町村等に対して、指定した居住支援法人の情報を提供していた。しかし、その中には、新たな居住支援法人を指定した旨を通知する程度にとどまっていた県もみられた。

③　上記以外における市区町村への直接の情報提供の実施状況についてみると、6 県は特段何も行っていないが、9 県は、居住支援法人の情報をパンフレット等に

まとめるなどして、市区町村に提供していた。中には、毎年度、各居住支援法人に対してアンケート調査を実施して把握した情報を基に、相談窓口の開設状況（受付方法、受付日・時間帯、相談窓口の周知方法、対応する職員数、社会福祉士等の専門職配置の有無）や前事業期間における入居相談の受付件数等の活動実績、「障害者支援事業での経験が豊富」といった居住支援法人の得意分野等、詳細な情報を取りまとめ、これを提供しているところもみられた（事例 3-①）。

④　このほか、調査対象県のホームページにおける居住支援法人の情報の公表状況については、いずれも、公示義務のある情報を掲載しており、くわえて、詳細な情報ではないが居住支援法人の簡単な概要についてはいずれの県も掲載していた。その中には、県居住支援協議会の活動の一環として「居住支援法人紹介パンフレット」を作成し、居住支援法人の特徴や窓口開設時間・場所等の詳細な情報をまとめ、ホームページで公表しているところもみられた。

このように、市区町村への情報提供の取組については、県によって差があり、これに応じて、県下の調査対象市の反応についても差がみられた。例えば、上記イについての調査対象市への調査の中で、複数の調査対象市から把握希望が聴かれた、業務内容・範囲、活動実績、得意分野についての情報を提供している県において、調査対象市から「県から提供される資料は、入居相談の受付件数や入居契約の成約件数等の詳細な情報が掲載されているため、各居住支援法人の活動状況を把握する上で大変使いやすい」との意見があった（事例 3-①）。一方、市区町村に対して提供している居住支援法人の情報が詳細ではない県においては、調査対象市から「県から提供される居住支援法人一覧表では、それぞれの居住支援法人がどのような業務を実施しているのか詳細に把握することはできない」として、より詳細な情報の提供を求める意見があった（事例 3-②）。

事例 3-①　県から市区町村に対して提供されている居住支援法人の情報が詳細である場合の事例

事例の概要
○県からの調査結果 県内の居住支援法人に関する情報については、毎年度、各居住支援法人の基本情報のほか、居住支援法人の特徴・得意分野（「法人内にケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、地域包括支援センターなどを有しており、ワンストップでフレキシブルに対応できる。」、「障害者支援事業での経験が豊富」などと居住支援法人が自由記述）、事業計画、詳細な活動内容（開設している相談窓口について、その受付方法、受付日時、対応する職員数、社会福祉士等の専門職配置の有無）・実績などを取りまとめた資料を作成し、当県の居住支援協議会の総会において、県内の全市区町村などの構成員にこれを配布している。当該情報の入手に当たっては、毎年度、各居住支援法人に対してアンケート調査を実施し、基本情報の確認のほか、事業計画、詳細な活動実績など、市区町村の担当者が必要と考えられる情報を把握するようにしている。 ○県下の市からの調査結果 当市を活動対象エリアとして活動している居住支援法人については、日常業務においてもつながりのある居住支援法人もあれば、これまで全く接点のない居住支援法人もある。また、つながりがあっても特定のカウンターパートによる、いわゆる属人的なつながりであり、居住支援法人の支援の実態を把握することが難しい状況にある。県から提供される資料は、入居相談の受付件数や入居契約の成約件数等の詳細な情報が掲載されているため、各居住支援法人の活動状況を把握する上で大変使いやすい。 具体的には、居住支援協議会の設立を検討するに当たり、当該居住支援協議会の構成員としてどの居住支援法人に参画をお願いするかを決める際の選定資料や打合せ資料として活用しており、選定に当たっては、できるだけ幅広い属性（低額所得者、高齢者、障害者など）に対応ができ、入居相談の実績が豊富で継続的な運営能力のある居住支援法人に参画してほしいと考えた。 また、居住支援協議会の設立を検討するに当たり、居住支援法人へのヒアリング（意見交換）を実施しており、ヒアリング対象の選定やヒアリング内容を作成する際に活用している。

（注）1　当省の調査結果による。
　　2　上記イについての調査対象市への調査の中で、複数の調査対象市から把握希望が聴かれた、業務内容・範囲、活動実績、得意分野に該当する情報について、下線を付した。

事例 3-②　県から市区町村に対して提供されている居住支援法人の情報が詳細ではない場合の事例

事例の概要
○県からの調査結果 　新たに居住支援法人を指定した都度、当県の居住支援協議会の幹事会メンバーに通知を発出して周知している。本通知の別添として、県内の居住支援法人一覧（業務エリア、「入居支援相談」といった業務内容等の一覧）を提供しているが、居住支援法人指定後には、情報の更新等に関する特段の情報提供を行っていない。 　なお、当県ホームページにおいて、「都道府県指定の居住支援法人の概要」（本通知の別添と同じもの）を公表している。 ○県下の市からの調査結果 　県から提供された一覧表等で県内の居住支援法人の概要を把握しているが、当該一覧では、それぞれの居住支援法人がどのような業務を実施しているのか詳細に把握することはできない。

（注）当省の調査結果による。

（ウ）県の意見

指定事務に際して取得した居住支援法人の情報を市区町村に提供することについて、調査対象 15 県の意見を調査したところ、指定事務に際して取得した居住支援法人の情報を市区町村に提供することは有用との意見もあれば、居住支援法人の情報の取扱い・提供には注意が求められ、提供するには居住支援法人の同意を得る必要があるなどの消極的な意見が聴かれた（表 3-②～④）。

なお、都道府県が行う居住支援法人の指定に関する事務に対する意見も、県及び居住支援法人から聴かれた（資料 3-⑤、⑥）。

表 3-②　指定事務に際して取得した情報の市区町村への提供は、有用との意見

No.	意見の概要
1	指定の際に取得した情報や資料について、市区町村に提供することが難しい、あるいは不要とは考えていない。居住支援法人の情報を市区町村に提供することにより、市区町村の住宅セーフティネット制度への理解の促進につながるとともに、県（住宅部局）と市区町村担当者との連携と信頼関係の構築にも寄与していると考えている。
2	指定事務に際して取得した情報を居住支援法人の概要として整理して市区町村に提供しており、市区町村による居住支援法人の理解と活用の促進に寄与していると考えている。
3	個別の住宅確保要配慮者に対し、どの居住支援法人が対応できるかは市区町村等の支援者にとっては重要な内容であると認識している。市区町村自身がよく分からないものを住宅確保要配慮者にはなかなか紹介しづらいため、居住支援法人の業務内容を分かりやすく示す必要はあると感じており、それは県の役割であると認識している。そのため、当県としても各居住支援法人の取組内容や強みを紹介したいと思っている。他方、内容の正確性が必要であると認識しており、例えば、支援業務の対象者として「障害者」を挙げていても「40 歳まで」、「自立していること」など制限を設けている居住支援法人もあるため、その制約まで示さなければ、市区町村が制約を知らずに、相談者に当該居住支援法人を案内した場合、当該居住支援法人では対応できないだけでなく、当該居住支援法人や相談者から、当該居住支援法人を案内したことについての苦情が市区町村にいく可能性がある。詳細な内容を示すこと自体に問題はないと認識しているが、正確で活用しやすい情報提供の方法については工夫が必要である。

（注）当省の調査結果による。

表 3-③　指定事務に際して取得した居住支援法人の情報の取扱い・提供には注意が必要、居住支援法人の同意を得る必要があるとの意見

意見の概要
当県は居住支援法人のガイドブックを作成し市区町村に配布しており、既に一定の情報提供は行っていると認識している。それ以上に他の都道府県の例のように県内の市区町村がどういった情報を求めているか不明であり、その効果も不明であるが、市区町村からのニーズがあれば、指定事務に際して取得した申請書等を提供することは可能と考える。ただし、申請書等は、法令上、第三者に提供することにはなっていないため、情報の取扱いには細心の注意が求められ、提供には各居住支援法人の同意を得る必要がある。また、記載されている個人情報等の管理の整理も必要と考える。 なお、例えばプッシュ型で県から全市区町村に同意を得られた居住支援法人の情報提供を実施する場合、同意が得られた居住支援法人と同意が得られない居住支援法人とで取扱いに差が発生する可能性があるため、市区町村から県に「A 居住支援法人の事業報告が欲しい」といった形で、その該当する居住支援法人の同意を得て情報提供するプル型の手法も考えられる。

（注）当省の調査結果による。

表 3-④　指定事務に際して取得した情報には、市区町村が居住支援業務を行う際に有用な情報は含まれていないとする意見

No.	意見の概要等
1	○県の意見 当県は、県下の市区町村に対し、居住支援法人名、業務区域、事務所の所在地、対象とする住宅確保要配慮者、業務の内容等の情報を提供しており、それ以外には、特に有用と思う情報はない。 ○県下の市の意見 県居住支援協議会から提供される資料等はあるが、各居住支援法人の活動の詳細（具体的な対応可能な業務の範囲）についてまではイメージできないので、活動の詳細が分かる情報が欲しい。
2	○県の意見 当県は、居住支援法人の指定事務で入手した詳細な情報は市区町村に提供していない。その理由は、現時点において、指定事務の際に収集する情報は、指定基準を満たしているかを確認する趣旨で収集しており、市区町村への情報提供を前提としていないからである。 ○県下の市の意見 県内の他の市区町村にある故郷に移住したいが資金がなく故郷で住む場所をみつけられず困っているという場合、当市では、故郷の地域で入居可能な住宅を探すすべがないので、他市を業務区域とする居住支援法人の支援内容や活動実績を把握できれば、支援の幅が広がる。そのため、当市以外を業務区域とする居住支援法人についても情報（支援内容や活動実績）が欲しい。

（注）当省の調査結果による。

エ　居住支援法人の認識

（ア）指定の申請時に、県に対し提出した情報の県から市区町村への提供に関する受け止め

居住支援法人の指定の申請時に県に提出した情報が市区町村に提供されることに懸念があるかどうかについて調査したところ、調査対象 45 居住支援法人のうち 1 法人から否定的な意見があったが、特段懸念することはなく、提供する方が良いと肯定的な意見を挙げたところが 35 法人あった（なお、その他 9 法人からは明確な回答が得られなかった。）（表 3-⑤）。

表 3-⑤　指定の申請時の情報が県から市区町村に提供されることに関する居住支援法人の意見

区分	主な意見の概要
肯定的な意見 （35 法人）	・　県から、居住支援法人の指定の申請時に県に対し提出した情報を市区町村に提供することで、市区町村における居住支援法人に対する理解が深まることを期待しており、情報提供に当たっての懸念や支障は特にない。 ・　居住支援法人の指定時に県に対し提出した情報に関して、県から市区町村に提供されるに当たり懸念する事項や、提供されると困る事項については、特段思い当たらない。
否定的な意見 （1 法人）	県に提出した書類（財務諸表等）から得られる情報では、居住支援法人の実態を判断できないのではないか。住宅確保要配慮者への対応がいい加減な居住支援法人を知っているが、相談件数だけをみて判断されるおそれがあるのではないか。また、新設の居住支援法人で、担当者は熱心だが居住支援に不慣れなせいで、福祉的支援をセットで対応しなかったため、結局、新居に入居後すぐに福祉施設に入所することになってしまった例も承知している。

（注）当省の調査結果による。

（イ）市区町村への情報提供による効果に関する意見

居住支援法人の指定を受ける際に県に提出した情報が市区町村に提供されることにより市区町村の居住支援に良い効果があると考えるかについて調査したところ、調査対象 45 居住支援法人のうち効果はないとするものが 6 法人みられたが、効果があるとするところの方が 15 法人と多くみられた（なお、効果の有無は不明とするものが 4 法人あり、その他 20 法人からは明確な回答が得られなかった。）（表 3-⑥）。

表 3-⑥　居住支援法人の情報が県から市区町村に提供されることによる効果に関する意見

（単位：法人）

No.	区分	主な意見の内容	該当法人
1	効果がある	・　各居住支援法人の得意分野等の情報を市区町村が把握でき、個別事案の居住支援法人へのつなぎが円滑に進むと考える。 ・　居住支援法人の情報や活動状況を市区町村に知ってもらい、居住支援法人の利用が増えれば、新たな居住支援法人の指定につながり、居住支援の裾野が広がることになる。 ・　当居住支援法人の事業について、所在市以外の市区町村にも周知が進むことになり、特に周辺市区町村から当居住支援法人所在市に住みたいという住宅確保要配慮者からの相談に対し、周辺市区町村からの情報提供等の協力も得られやすくなるものと思われる。	15

		・　当居住支援法人の所在市以外の市区町村に当居住支援法人の活動内容について理解してもらえるような情報を提供してもらうと、活動しやすくなる。 ・　活動内容等の透明性が高いほど居住支援法人の活動内容や課題解決への思いが市区町村に伝わり、市区町村と連携して居住支援を実施する際に円滑な協力体制を確立できると考える。 ・　居住支援法人自体の知名度が低いと感じている。地方公共団体にも居住支援法人について知ってもらい、相談窓口の一つとして活用してほしい。 ・　居住支援法人の情報が市区町村に提供されることにより、当居住支援法人の考え方や設立趣旨、特徴（小さな居住支援法人であり、主として実施する事業の傍らボランティアで運営しているため、臨機応変に対応できない、昼休みや終業後でないと連絡が行えない。）を理解してもらいたい。 ・　現在、市民、福祉関係者、行政関係の職員などに居住支援法人の存在が知られていない。居住支援法人がどのような活動をするのかが理解されていないことが分かったので、市区町村に居住支援法人のことを知ってもらうことは大切である。 ・　居住支援法人の理解が進むことを期待する。	
2	効果はない	・　居住支援法人の指定の申請時の情報には、登記事項証明書や財産目録、貸借対照表などあるが、これらが市区町村に提供されても居住支援が円滑に進むような情報ではない。なお、居住支援法人の実施計画及び実績報告についても同様に、これらが市区町村に提供されても居住支援が円滑に進むような情報ではない。 ・　居住支援への関心が薄い市区町村の場合には、県から居住支援法人の情報が提供されても意味がないと思う。 ・　現在でも、居住支援に係る市との関係は既に円滑である。県から市区町村に対して新たに居住支援法人の情報が提供されることで今より更に市との関係が円滑になると考えられるような情報はない。 ・　市区町村の対応が変わる等の効果が生じるとは考えられない。 ・　居住支援法人の居住支援協議会への参画が重要であり、情報提供に意味はない。	6
3	効果の有無は不明	・　県から居住支援法人の情報を市区町村に提供することに意義があるかどうかは分からない。 ・　居住支援法人の情報で居住支援法人の実態を判断できるかどうかは疑問である。 ・　既に居住支援に係る市との関係は円滑であり、今以上に円滑になるかは不明である。	4

（注）当省の調査結果による。

（ウ）市区町村における居住支援法人の活動等の理解不足

調査対象 45 居住支援法人の中には、居住支援法人の活動等に対する市の理解不足により、市との関係構築に苦慮しているとするところが 9 法人みられた。市区町村が居住支援法人の活動等についてよく知ることで、このような事態の発生を防ぐことにもつながると考えられる（事例 3-③）。

事例 3-③　居住支援法人の活動等に対する理解不足により、市との関係構築に苦慮しているとする居住支援法人の主な例

No.	主な事例の概要
1	死後事務のうち、葬儀執行や身元の引受けは行政（居住支援法人所在市）も関係することになるが、市役所の担当職員により対応が異なり、中には何でも当居住支援法人が対応できると誤認している職員がいるため、行政の協力が得られずに、対応に困難を極めたケースもあった。 具体的には、当居住支援法人は賃貸住宅契約時に連帯保証人不在の人に対して、求められる保証を実施しているが、亡くなった人の葬儀執行や身元の引受けは行っていないところ、市から葬儀執行や身元の引受けまで当居住支援法人が行うよう依頼されたことがあった。入院先の病院で亡くなった人のケースであったが、速やかに市において葬儀執行や身元の引受けを行ってもらえなかったため、当居住支援法人が市と病院や関係機関との間に入り手続の調整をしなければならないなど、スムーズな調整を行うことができず、病院や葬儀社等の関係機関にも迷惑をかけた。 なお、最終的には、市が葬儀執行と身元の引受けを実施した。
2	建物の所有者が事業者に一括して建物を賃貸する「賃貸借」契約であるマスターリース契約と比較して、建物の所有者から事業者が借りた建物を入居者に貸すという、いわゆる「転貸借」契約であるサブリース契約の場合、入居に際しての必要な費用が高くなる傾向にある。サブリース契約について知識がないまま、なぜ初期費用や賃料がこれほど高いのか、貧困ビジネスではないのかと市の職員から言われたことがある。このような経験から、市区町村の担当職員の居住支援に関係する知識や居住支援法人に対する理解度が向上すると、不要な誤解を招くことなく住宅確保要配慮者への円滑な支援につながると考える。
3	令和 6 年度に 3 回、市の住宅部局に接触したにもかかわらず、居住支援に対する関心が低く、同部局の職員からは名刺さえももらえていない。令和 6 年 6 月には当居住支援法人主催で近隣の居住支援法人や関係機関等と勉強会を開催し、同市（住宅部局）にも参加を呼び掛けたが、欠席の連絡が来た。

（注）当省の調査結果による。

【まとめ】

前記 2（1）イのとおり、調査対象市の住宅部局の中には居住支援法人との関わりを持っていないところや、居住支援法人が市内にあることを知らないといったところもみられたところ、本項目（1）でも、調査した居住支援法人において、居住支援法人の活動

等に対する市の理解不足に起因して市との関係構築に苦慮している状況がうかがわれた。これらを併せて考えると、市区町村と居住支援法人とが連携した居住支援を推進していくためには、まずは市区町村において個々の居住支援法人への理解を深めていくことが重要である。

この点、本項目（1）イのとおり、市において居住支援法人の情報の把握の希望を調査したところ、調査対象 48 市のうち 18 市から、居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野等の詳細な情報の提供を望む意見が聴かれたところである。

他方、住宅セーフティネット法の枠組みにおいては、居住支援法人の指定等の事務は都道府県が行うこととされており、本項目（1）ウのとおり、都道府県は居住支援法人が行う支援業務の内容や実績等の情報を把握していると考えられ、調査対象県の中には、その詳細な情報を市区町村に積極的に提供し、市区町村の居住支援法人に対する理解の増進に資する取組を講じているところもみられた。

また、そのようにして市区町村に情報提供されることに関する居住支援法人の認識としては、本項目（1）エのとおり、情報提供自体についての懸念は特にないとするところが多く、また、情報提供されることによる効果についても、効果がないとするものよりも、円滑な居住支援に資する等の効果があると考えるものの方が多くみられた。

既に国土交通省の「居住支援協議会　設立・運営の手引き」においては、「居住支援法人の指定権限を有する都道府県が居住支援法人の情報を市区町村に周知することは、各市町村での居住支援活動を円滑にするため重要」と明記されているが、調査結果でみられたように、依然として居住支援法人の情報が市区町村に行き渡っておらず、居住支援法人もその点の改善を求めている状況がみられたところである。

以上のことから、改正住宅セーフティネット法における居住支援法人の指定の申請に関する規定については国土交通省及び厚生労働省の共管とされたことも踏まえ、両省においては、改めて都道府県に対して、居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野等の居住支援法人の情報について、詳細に分かりやすく市区町村に提供するよう促すことが必要である。その際、都道府県がどのような情報をどの程度提供すべきか検討する際の参考となるよう、詳細に分かりやすく居住支援法人の情報を市区町村に提供している都道府県の好事例を示すことも必要と考えられる。

くわえて、本項目（1）ウのとおり、調査対象県から、指定に係る申請書等の情報の提供には注意が求められ、居住支援法人の同意を得る必要があるとの意見があったことから、国土交通省及び厚生労働省は、情報の提供について、都道府県が居住支援法人の同意を得ておくことや、居住支援法人の希望を把握しておくことについての必要性を検討し、同意の取得や提供希望の把握が必要という場合にはその方法を検討し、方法の例を都道府県に示すことも必要ではないかと考えられる。

【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村における居住支援法人をいかした居住支援の取組の推進に資するため、都道府県に対して、指定した居住支援法人に関する詳細な情報（業務内容・範囲、活動実績、得意分野等）を市区町村に提供するよう促すこと。

(2) 居住支援法人の円滑な活動

【調査結果】

ア 国土交通省等における取組

前記（1）アのとおり、国土交通省は毎年、全国の居住支援法人に対するアンケート調査を行い、その結果等を基に居住支援法人の活動状況をホームページにより公表している。

また、同省は、居住支援法人の活動の支援に資するため、「居住支援協議会等活動支援事業（居住支援法人向け）」（国の 100%補助）（資料 3-⑦、⑧）を平成 29 年度から実施している。令和 6 年度の同事業では、居住支援法人が応募する条件として「地方公共団体や市区町村居住支援協議会との一定の連携」が追加され、居住支援法人から市区町村に対し連携を求める動機付けがされている（資料 3-⑨）。

なお、令和 6 年度には、同省において、居住支援法人等が活用できる新たな補助事業（居住支援法人等が連携して実施する、賃貸人等の不安感の軽減に資する先導的な取組に対して支援を行うモデル事業）である「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」が開始されている。

さらに、令和 7 年 4 月 1 日の令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法の施行により、地方公共団体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うに当たって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとされるなど、厚生労働省は、地方公共団体に対し、居住支援法人との各種業務における連携した取組を促している。

国土交通省の「居住支援協議会　設立・運営の手引き」では、居住支援協議会と居住支援法人の連携に関連して、「居住支援法人と連携することで、居住支援の現状や課題の把握ができ、協議会活動の事業計画・検討の参考になる他、効果的・効率的な居住支援体制の構築につながります」、「居住支援法人の活動を把握することは、居住支援協議会活動の参考になることの他に、居住支援法人の質の担保をする上で重要です」とし、その必要性・重要性に触れるとともに、都道府県や市区町村の居住支援協議会における「居住支援法人連絡協議会の設置」等の各地の取組例を紹介している。

しかし、住宅確保要配慮者からの相談対応における、市区町村の各部局と居住支援法人との連携方法や連携の際の留意点について、当該手引においては説明されていない。

イ 活動上の支障に関する居住支援法人の意見

前記 2（1）イのとおり、調査対象市の住宅部局の中には居住支援法人との関わりを全く持っていないところや、居住支援法人が市内にあることを知らないといったところもみられたことに加え、本項目（1）でも、調査した居住支援法人において、居住支援法人の活動等に対する市の理解不足に起因して市との関係構築に苦慮している状況がうかがわれた。そこで、実際の支援業務を行う上でどのような支障が生じたことがあるかなどについて居住支援法人を調査したところ、次のような実態がみられた。

① 調査対象 45 居住支援法人のうち 4 法人において、住宅確保要配慮者に関する情報が個人情報であることなどを理由に市区町村から十分な情報提供が行われなかったため支援を進める上で対応に苦慮したことがあったとしたものがみられた（事例 3-④）。

事例 3-④　必要な情報が提供されなかったため対応に苦慮したことがあったとした居住支援法人の事例

No.	事例の概要
1	市から緊急連絡先となることについて依頼があった際、なかなか相談者の名前や住所、家族構成等の詳細な情報が提供されず対応に困ったことがある。時間を掛けてようやく聞き取ることができたが、市から緊急連絡先となることを当居住支援法人に依頼する際、家庭内にどのような問題があるのか、家族構成等の情報を市から提供すべきである。そのような情報がなければ引き受けるかどうか判断できない。
2	賃貸住宅で亡くなった住宅確保要配慮者の残置物処理を行う際には、死亡診断書等の証明書があれば、それを添付して加入している保険の請求を行うことができるが、市は個人情報が含まれていることを理由に、死亡診断書等の証明書を提供してくれない。それが無理であっても火葬場の名称等の情報でもよいのに、それさえも市は個人情報が含まれていることを理由に提供してくれない。居住支援法人が支援業務に当たって必要な情報について、市区町村が提供を拒むことがないよう、国から市区町村に対して周知が必要ではないかと考える。
3	市が住宅確保要配慮者の相談を受けた後、当居住支援法人の承諾を得ないまま一方的に、当該住宅確保要配慮者に対して、当居住支援法人から連絡をさせる旨を伝えることがある。当居住支援法人として、対応可能であるのかどうか、当該住宅確保要配慮者に関する十分な情報がなく、支援の方向性について市区町村との協議もないまま丸投げされたとしても対応に苦慮することもあり、適当ではない。
4	相談者の中には、生活保護を申請する相談者もおり、生活保護を受給できるかどうかで入居の可否が決まる場合もある。相談者本人では市区町村に対し自身の状況をうまく伝えられない場合に、当居住支援法人の担当者が生活保護に関する問合せを電話で行うことがあるが、代理での問合せは市区町村から断られる。

（注）当省の調査結果による。

②　また、市区町村との間で適切な連携が図られず、難しい案件への対応を強いられたことがあるとするものや、支援を進める対応を円滑に行うことができなかったことがあるとするものも、7 法人でみられた（事例 3-⑤）。

事例 3-⑤　市区町村との間で適切な連携が図られず難しい案件への対応を強いられたこと等があるとする居住支援法人の主な事例

No.	事例の概要
1	市地域包括支援センターから住宅確保要配慮者への対応について相談を受け、当初は当居住支援法人と同センターの両者で連携して対応するものと思っていたが、その後、同センターから、同住宅確保要配慮者の強制退去が 3 日後であると連絡があった。また、市の居住支援協議会からも、当居住支援

	法人に対し、同住宅確保要配慮者への根本的な居住支援活動が困難であるとして相談があったため、一緒に連携をして解決することを打診したところ、市の居住支援協議会からは、「その方が相談に来て迷惑だった」などとして、協力が得られなかった。退去までの時間がなかったため、やむを得ず、市の居住支援協議会や関係各課を集めて臨時会議を行い、議論した結果、当居住支援法人のシェルターに緊急入居させることとした。 その後、同住宅確保要配慮者は公営住宅に入居することとなったが、それまでの 1 か月間の当居住支援法人のシェルターの使用料や光熱費は当居住支援法人の持ち出しとなり、一切、行政からの補助はなかった。それにもかかわらず、公営住宅については、管理業者から 2 か月分の敷金等の請求が市になされたところ、同住宅確保要配慮者は当居住支援法人等の支援の上で生活保護を受け、当該生活保護費から支払われている。 市の当居住支援法人との連携、対応、配慮等に不満はあるが、同住宅確保要配慮者が大事に至らずよかったと収めている。
2	市から当居住支援法人を教示されたとして住宅確保要配慮者から相談を受けることがあるが、事前に市から、こういう者が相談に行くとの情報提供がないことがあった（理解ある各課の担当者からは事前相談あり。）。それぞれの居住支援法人がどのようなことを担えるかを理解せず、対応が難しい案件（刑余者等が関与する案件）を安易に居住支援法人に押し付けているのではないかと思える節がある。
3	自傷他害のおそれがある人への対応については、常にリスクが伴うにもかかわらず、そのような住宅確保要配慮者の対応の全てを任されるケースが多い。
4	死後事務のうち、葬儀執行や身元の引受けは行政（居住支援法人所在市）も関係することになるが、当該市役所の担当職員により対応が異なり、中には何でも当居住支援法人が対応できると誤認している職員がいるため、行政の協力が得られずに、対応に困難を極めたケースもあった。 具体的には、当居住支援法人は賃貸住宅契約時に連帯保証人不在の人に対して、求められる保証を実施しているが、亡くなった人の葬儀執行や身元の引受けは行っていないところ、市から葬儀執行や身元の引受けまで当居住支援法人が行うよう依頼されたことがあった。入院先の病院で亡くなった人のケースであったが、速やかに市において葬儀執行や身元の引受けを行ってもらえなかったため、当居住支援法人が市と病院や関係機関との間に入り手続の調整をしなければならないなど、スムーズな調整を行うことができず、病院や葬儀社等の関係機関にも迷惑をかけた。 なお、最終的には、市が葬儀執行と身元の引受けを実施した。（再掲）
5	緊急性の高い DV 被害者からの相談への対応に当たり、市及び女性相談支援センター（県管轄）に相談したものの、管轄や所掌等を理由として、複数の部署の窓口にそれぞれ相談せざるを得なかったことなどから、進展がないまま 1 か月経過した経験がある。

（注）当省の調査結果による。

③　以上のほか、市区町村と連携して住宅確保要配慮者への居住支援を進めていく上で改善が望まれるものとして、7 法人から様々な意見・要望が聴かれた（表 3-⑦）。

表 3-⑦　居住支援を進めていく上で改善が望まれるとする意見・要望の例

No.	意見・要望の概要
1	住宅確保要配慮者の中には、家賃の滞納だけではなく居室損壊などの迷惑行為が原因で入居契約の解除を求められる者がいる。このような事案が一度でも発生すると、賃貸住宅の大家や管理会社は、以後、住宅確保要配慮者に貸さなくなるので居住支援の支障となる。そのため、支援する住宅確保要配慮者には迷惑行為や家賃滞納をしないように援助することが欠かせない。 住宅確保要配慮者への援助・支援には、居住支援法人、障害福祉サービス事業者、介護保険事業者、訪問看護事業者等複数の関係者が関与するため、これらの者が当該住宅確保要配慮者の生活状況や支援情報を電子カルテのような形式で共有できる仕組みが構築できれば、支援・援助が円滑になる。国土交通省、厚生労働省は多職種の関係者による個人情報の共同利用について整理・検討してほしい。
2	当居住支援法人は、県内の複数の市区町村から自立相談支援事業を受託しているが、個人情報の取扱いについては、厚生労働省の「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」で示された様式を参考にし、「個人情報に関する管理・取扱規程」を作成しており、個人情報の取扱いについて整理できている。一方で、不動産事業者などの国土交通省が所管する業種の会社が居住支援法人である場合も同様に、個人情報について、慎重に取り扱われることが望ましい。
3	当居住支援法人では、受け付けた相談について、その対応内容を記録すること等のため、国土交通省から提供されているアセスメントシート[42]の様式を活用しているが、当該シートに関係者への個人情報の提供等について同意を得ているか否かを記載する欄があればよい。
4	新しい住宅を探して住宅確保要配慮者の入居につなげるまでには審査等もあり 3 週間は必要であることから、できれば、市区町村には余裕をもって相談してもらいたい。
5	当居住支援法人が所在する市の居住支援協議会には構成員として居住支援法人が参画していないことから、居住支援協議会を運営する社会福祉法人職員の居住支援法人に対する理解度が上がっていない。居住支援協議会の対応は、居住支援協議会や市が対応できない相談事案を居住支援法人や一般の不動産事業者に丸投げし、入居前の支援、入居先の物件案内、見回り等の入居中の支援といった、本来のセーフティネット住宅に求められる居住支援等を行わず、「支援しているつもり」であると感じるが、そうではなく、居住支援協議会、居住支援法人、福祉支援等を担う他の支援団体等が協力しながら居住支援を進める体制を構築すべきである。現場で動いている居住支援法人

[42] 国土交通省が居住支援協議会に対し、「居住支援協議会等活動支援事業（居住支援協議会向け）」における参考資料として提供している資料であり、受け付けた相談内容を行政機関側で共有するためのシートのひな形である。

	が参画していない居住支援協議会は、実際の対応事例に対しての協議が行われないため、機能しない。 市の居住支援協議会の窓口に相談しても、時間が掛かり解決につながらないことが分かっているため、市の居住支援協議会の別の支援部門担当者や、市や他の市区町村の担当者は、居住支援協議会の窓口を通さずに、当居住支援法人に直接相談してくる現状にあり、そのような居住支援協議会の窓口は不要との声もかなり上がっている。
6	市や居住支援協議会の相談窓口からの紹介で相談があったことはない。同相談窓口でどの程度相談を受け、どのような対応をしているかの情報を開示してほしい。
7	市の担当者からは、時々電話で市が受けている居住支援の相談について照会や相談の連絡が来るが、こちらがその場で物件を紹介した後は音沙汰がなく、相談が解決したのか気になるため経過報告をしてほしい。また、市においては居住支援をどの部署が担当しているかも分からない状況なので、同市における居住支援の取組をつまびらかにしてほしい。

（注）当省の調査結果による。

④　また、調査対象とした居住支援法人からは、安定的な体制を維持していくことで、支援を必要とする住宅確保要配慮者への適切な支援が可能となるため、国土交通省の「居住支援協議会等活動支援事業（居住支援法人向け）」などの支援の有用性及び重要性を認めた上で、次のように居住支援法人の安定的な体制整備に資する支援の継続・充実を求める意見・要望が 20 法人から聴かれた（表 3-⑧）。

表 3-⑧　安定的な体制整備への支援に関する居住支援法人からの主な意見・要望

No.	分類	意見・要望の概要
1	補助金額、加算関係	居住支援法人の活動への補助金の交付については、住宅を必要とする住宅確保要配慮者に住宅を確保する、いわゆるマッチングの実績を踏まえて加算がなされるような適正な配分方法に戻してほしい。実績のある頑張る居住支援法人に補助が多く配分される仕組みに戻してほしい。活動を行えば行うほど運営が苦しくなる現行の補助制度はおかしい。住宅確保要配慮者の入居に結びついた実績が補助金の額に全く加味されない。年間マッチングを 50 件以上行っている居住支援法人も年間 2、3 件しか行っていない居住支援法人も補助金の額がほとんど変わらない。活動すればするほど赤字になるということであれば、熱意のある居住支援法人の誕生や継続は望めず、国が掲げる理想とはかけ離れていくことになる。
2		居住支援法人に対する補助金が年々減額されており、死後事務委任や家賃保証を行いたいと考えても財政的に厳しく、手が出せないのが現状である。居住支援法人の中には、200 万円程度の補助額に対して日報の作成や中間報告、国土交通省の審査に向けた準備等を行うのが重荷となっていたり、居住支援の活動よりも運営のための事務費の方がかさんだりすることから、居住支援を取りやめるところも出てきている。補助要件の緩和によ

		って居住支援法人が居住支援を円滑に実施できるよう環境整備を行うことが必要だと考える。
3		居住支援は単に入居先の確保の支援に終始するだけでなく、入居後の見守り、病院等への同行など福祉的な支援もある。現行の補助制度は、例えば、見守りサービスを実施していることで補助上限額が引き上げられるが、次年度も同じように引き上げられるのか分からない。特に福祉サービスの行き届いていない地域では、居住支援法人がその部分を担っているところもあり、見守りサービスを実施している居住支援法人に対しては今後も継続して補助上限額を引き上げてもらいたい。
4		補助の対象が 1 月までの活動に限られていることから、2 月、3 月は自費で活動せざるを得ない状況となっており、現行の補助金制度については、この点で最も困っている。
5		将来的に、入居中支援の役割が重要になってくるのではないかと考えているため、居住支援法人の入居中支援を補助金の加算対象とするなど、補助制度の内容をきちんと見直ししてほしい。
6		入居後支援のウェイトは福祉面からの取組の方が、住宅面からの取組よりも重いと考えられることから、厚生労働省サイドの関わりが大きくなるため、同省からも居住支援法人に対する補助金等による支援をお願いしたい。
7		補助金が手厚くなれば、居住支援法人の指定を受けたいと思う公益社団法人や NPO 法人が増え、居住支援の質の向上につながるのではないか。
8	補助の事務手続について	補助事業の最終実績報告の期限が 2 月末とされている一方で、補助金の入金が 3 月末から 4 月頭であることから、補助金決定額がすぐには分からず、事業の見通しが立てづらい。早期の補助金額の決定・入金を望む。
9		補助金受給のための実績報告を作成するに当たって、どの対応が報告の対象になるのかの判断に苦慮している。当居住支援法人は不動産を所有していることもあり、大家としての役割と居住支援法人としての役割との境界について、報告に当たって迷うことがあるため、具体的に明示してもらえると有り難い。
10		令和 5 年度の補助金額について、提出する「相談対応シート（アセスメントシート）」の様式を規定の様式と類似の任意の様式で提出したため、必要な情報が網羅されていないとして申請額よりも大幅に削減された。書式は 8 月頃に決まるが、既に前年度の書式をベースに運営していたため、年度途中で大幅な作り直しはしなかった。その結果、対応案件とみなしてもらえなかったようである。また、「相談対応シート」には相談者の名前や住所を記載することとされているが、電話やインターネットで相談を受け付ける段階では、匿名や偽名、住所不定の者も多く、記載できない。不動産系の居住支援法人は、不動産をあっせんするための受付段階で受付シートのようなものがあり、必要な情報を記入してもらえるが、当居住支援法人のような福祉系の業態では、そのような受付はしていないため、その点を考慮してほしい。業務日誌についても、前年度の様式をベースに作成

		しているが、加算項目の変更により、年度によって必要・不要な欄が変わり、対応することが手間であると感じている。
11		補助金の申請には、毎日の業務日報が必要となるなど、必要書類の作成が複雑・煩雑なので、簡素化してほしい。
12		補助金受給のための報告を、年度途中に数回行わなくてはならない点が負担であるので見直してほしい。また、正規雇用であることの裏付けとして勤務日報を報告しているが、その様式が年度途中で変更されたり、報告対象時期及び報告時期が変更されたりすることも負担である。
13	その他（市区町村への補助の実施要望）	国の補助金はいつか終了してしまうことが予想される。市区町村が居住支援事業の補助を実施しない限り、活動は続けられない。「住宅の確保に問題を抱えている者＝ホームレス」という認識を改め、地域に住居の問題を抱えている人たちが多くいるという考えの下、補助事業として早急に実施してほしい。

（注）当省の調査結果による。

【まとめ】

「居住支援協議会　設立・運営の手引き」においては、居住支援法人と市区町村及び都道府県の居住支援協議会との連携の必要性・重要性が触れられている。

しかし、市区町村と居住支援法人との関係については、本項目（1）でみたように、市の居住支援法人に対する理解度が低く、居住支援法人が市との関係構築に苦慮している状況がみられるなど課題があり、本細目イでも、調査した居住支援法人において、住宅確保要配慮者に関する情報が個人情報であることなどを理由に、行政から十分な情報提供が行われなかったため支援を進める上で対応に苦慮した事例や、市区町村との間で適切な連携が図られず、難しい案件への対応を強いられたことがあるとするもの等がみられたところである。

また、こうした事例が発生している背景としては、前記 2（1）及び 3（1）からうかがえるように、一部の市ではいまだ居住支援法人の情報が不足し、居住支援法人の業務内容や役割等を十分に理解していない状況があることから、こうした点を考慮の上、居住支援法人の円滑な居住支援活動の実施に資するため、例えば上記の手引等において、居住支援法人との連携に関して留意すべき事項を整理して示すことが必要である。

なお、留意すべき事項としては、例えば、次のようなことが考えられる。

・「（国土交通省が、居住支援法人への依頼内容に応じて市区町村が提供すべき情報を整理し、ガイドライン等で周知した上で）居住支援法人に業務を依頼する際に、市区町村から提供する情報について、事前に、依頼する内容ごとに市区町村と居住支援法人で整理しておく。また、居住支援法人に相談者の情報を実際に提供する場合には、相談者から同意を得ておく」
・「市区町村が居住支援法人の業務内容や役割等をよく理解した上で相談対応や支援の実施等を依頼する」
・「市区町村が居住支援法人に相談対応や支援の実施等を依頼する場合には、時間的な余裕をもって居住支援法人に相談する」

また、調査対象の居住支援法人からは、持続的な居住支援に資するため、引き続き国の財政措置（補助金分配等における算定・加算方法の見直しを含む。）や、補助事務手続の見直し、報告対象となる実績の範囲の明確化を求める意見が多く聴かれたところであり、地域において居住支援を行う主体としての居住支援法人の重要性に鑑みると、これらの意見も踏まえた居住支援法人の支援を検討する必要がある。

【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、居住支援法人の円滑な居住支援活動の実施に資するため、市区町村に対して、居住支援法人との連携に関し留意すべき事項を整理し、提示すること。

また、国土交通省は、居住支援法人が地方公共団体と連携しながら行う、地域のニーズ・状況に応じた効果的な支援の実施に資するため、居住支援法人に対する補助事業について、補助要件や事務手続の見直しを検討すること。

4　都道府県による市区町村の取組への支援

(1)　都道府県居住支援協議会による支援

【制度の概要】

国土交通省は、「居住支援協議会　設立・運営の手引き」において、都道府県による市区町村に対する支援として、①市区町村の個別のニーズや取組状況の把握、②居住支援法人の活動や居住支援協議会設立に係る事務処理等についての情報提供、③居住支援の関係団体や居住支援協議会を設立済みの市区町村の間でのネットワーク構築、④都道府県における推奨的な取組の実例、⑤市区町村に対する支援体制の典型的な類型について示している。

また、各都道府県は、全て居住支援協議会を設立済みであり、居住支援協議会を通じた情報提供や関係者のネットワークづくりなどを行うことにより、区域内の市区町村における居住支援の取組を支援している。

【調査結果】

県による市区町村に対する支援に関し、県居住支援協議会の活動等について調査したところ、次のような実態がみられた。

調査対象 15 県の居住支援協議会の構成員をみると、全 15 県が市区町村を構成員に含んでおり、調査対象とした 48 市は全て所在する県の居住支援協議会の構成員となっていた。他方、調査対象とした 45 居住支援法人のうち 12 法人は活動区域の県の居住支援協議会の構成員に含まれていなかった。また、そもそも居住支援法人自体を構成員としていない県が、3 県みられた（表 4-①）。

表 4-①　調査対象 15 県の居住支援協議会の主な構成員の属性

（単位：県）

属性	市区町村	居住支援法人	社会福祉協議会	宅地建物取引業協会	全日本不動産協会	受刑者関係（保護観察所等）
県	15	12	14	14	12	10

（注）1　当省の調査結果による。
2　市区町村を構成員とする 15 県のうち 5 県、及び居住支援法人を構成員とする 12 県のうち 5 県では、県内に所在する市区町村又は居住支援法人の一部が構成員となっていない。

調査対象 15 県の居住支援協議会の開催回数をみると、開催回数 0 回のところが令和 3 年度に 1 県、4 年度に 2 県、5 年度に 1 県みられた（表 4-②）。

調査対象 15 県のうち 12 県では、居住支援協議会会則や設置要綱等において、毎年度会議を開催することを規定しており、うち 11 県では一年度における最低限の開催回数についても規定していた。一方、毎年度開催する旨を規定していないところが 3 県あり、このうち、令和 4 年度の開催回数が 0 回のところが 1 県、3 年度から 5 年度までの間に一度も居住支援協議会を開催していないところが 1 県みられた。

表 4-②　調査対象 15 県の居住支援協議会の年度別開催回数

（単位：県）

	0 回	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上
令和 3 年度	1	3	2	0	6	3
4 年度	2	4	3	0	4	2
5 年度	1	6	2	2	3	1
合計	4	13	7	2	13	6

（注）当省の調査結果による。

調査対象 15 県の居住支援協議会による市区町村に対する支援の状況をみると、11 県の居住支援協議会において、令和 3 年度から 5 年度までの間に、居住支援に関連した制度や居住支援法人との連携事例などに関する知見を深めてもらうこと等を目的とした、講義形式でのセミナーや勉強会、研修会等を開催しており、このうち 7 県では、これらを定期的に開催している状況がみられた。

開催方法としては、居住支援協議会の総会や居住支援協議会の下に設置される専門部会等の機会を利用して開催していたところが 5 県みられ、こうした会議の機会とは別の機会を設けて開催していたところが 8 県みられた（両方の方法で実施しているところが 2 県みられた。）。

上記研修会等の開催のほか、各県の居住支援協議会の構成員や関係職員などの間で居住支援に関する情報交換や意見交換を実施できるよう、意見交換会・交流会などを開催しているところが 10 県みられた。

それらには、不動産事業者等の民間事業者も含め居住支援の関係者を広く対象としているもの、居住支援法人同士の連携を深めることを目的として居住支援法人のみを対象としているもの、市区町村居住支援協議会の設立の機運を高めることを目的として市区町村の担当者のみを対象としているものなどがあり、中には、目的に合わせて小規模な意見交換会を複数回開いている県もみられた。

さらに、市区町村における居住支援協議会の設立等の意識醸成を図り、その機運を高めるため、国や県の事業を活用して市区町村の支援を行ったところ、居住支援協議会が設立されるなど居住支援への取組の進展に寄与している事例もみられた（事例 4-①）。

事例 4-①　国や県の事業を活用して市区町村の支援を行い、市区町村の居住支援への取組の進展に寄与している事例

No.	事例の概要
1	当県は、市区町村における居住支援協議会の設立への意識醸成を図り、その機運を高めるため、継続的に、市区町村別に住宅部局と福祉部局、場合によっては不動産事業者や士業団体等の民間団体も含めて、意見交換会を開催している。令和 4 年度及び 5 年度には、国土交通省の「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」や、厚生労働省の「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」を活用して、講演・意見交換・グループワークを組み合わせた支援を行った。 こうした取組を行った結果、1 市区町村において令和 6 年度における居住支援協議会設立に向けた具体的な動きにつながった。
2	当県は、市区町村居住支援協議会設立支援の一環として、令和 5 年度から居住支援協議会の担当職員同士の交流会を開催している。当該交流会には、居住支援協議会を設立済みの市区町村に加えて、設立を検討している市区町村も出席しており、それぞれの取組や課題について意見交換を行うなど、関係者間の交流の場となっている。 当該交流会には、各市区町村の住宅部局と福祉部局それぞれの担当者が出席している。また、各市区町村からあらかじめ、他の市区町村における居住支援の取組等に関して知りたいことや質問を募った上で、当県が各市区町村の状況を確認し、一覧の形に取りまとめたものを各市区町村に提供している。 当該交流会に出席した市区町村からは、居住支援協議会の取組や課題等についての理解が深まったとの好意的な意見が寄せられている。
3	当県は、支援を受けることを希望する市区町村に対して、民間団体から専門家を派遣し、住宅確保要配慮者からの相談を受ける無料相談会を開催する等の事業を実施しているところ、当該事業を利用した 10 市区町村のうち、少なくとも 3 市区町村では、以後も自ら同様の民間団体に相談の受付を委託し、住宅確保要配慮者からの相談に対応するなど、居住支援に係る相談体制が根付き、居住支援への取組に進捗がみられた。

（注）当省の調査結果による。

なお、県居住支援協議会の活動の一環として協力不動産店事業（前記 2（1）イ（イ）の調査結果参照）を実施している調査対象県には、住宅確保要配慮者等が参照できるように協力不動産店のリストや検索システムをホームページで公開しているところもみられる。当該県内の調査対象市において、前記 2（1）イ（イ）表 2-⑤のとおり、住宅確保要配慮者への対応時に活用している状況がみられた。

上記のように、各県の居住支援協議会では、一部を除き、市区町村と居住支援法人を構成員として毎年定期的に会議を開催し、居住支援に関する制度説明や情報交換、意見交換、市区町村の居住支援体制の整備に資する取組等が行われている状況がみられた。

一方で、令和 3 年度から 5 年度の各年度の居住支援協議会の開催回数が 0 回又は 1 回にとどまる県で活動する居住支援法人からは、当該居住支援協議会の事務局である県の見解と異なり、居住支援協議会の活動は低調であり、市区町村の住宅部局の職員と顔の

見える関係づくりを行うことなどのため、より積極的・活発な活動を望んでいる状況がみられた（事例 4-②）。

この点については、①前記 2（1）アのとおり、居住支援協議会を未設立の調査対象 39 市のうち 30 市が、調査時点において、居住支援に関する住宅部局及び福祉部局の連携体制整備について特段検討していないこと、②前記 3（1）エ及び（2）のとおり、調査した居住支援法人で市区町村との関係構築や支援事業の円滑な実施に苦慮しているものがみられたことを踏まえると、居住支援法人のこうした意見・要望には一定の合理性があるとみられ、これに応えていくことが重要と考えられる。

事例 4-②　県の居住支援協議会の活動状況について居住支援法人の意見と当該居住支援協議会事務局である県の意見が相違している事例

No.	居住支援法人の意見の概要	県の意見の概要
1	・　当居住支援法人では、居住支援に係る関係機関との連携体制を既に確保していることから、セミナーや研修会等の開催も容易であり、県居住支援協議会の活性化に寄与できるので、当居住支援法人に事務を委託してほしい。 　令和 3 年度以降、居住支援協議会は開催されていないが、それ以前の居住支援協議会では主に学生を取組の対象としており、高齢者や生活困窮者、外国人などを対象とした具体的な取組はなかったので、今後、居住支援協議会の活動を活発化するに当たっては、内容を再検討してほしい。 ・　居住支援協議会の議事内容について、情報共有のほか、担当課を交えたケースワークなどを実施してほしい。市区町村の居住支援協議会の設立が進まないような状況なのであれば、県の居住支援協議会をより積極的に実施してほしい。	新型コロナウイルス感染症の流行後は県居住支援協議会を開催しておらず、居住支援協議会を活用した関係機関の連携はできていないが、構成員から居住支援協議会の運営等について特段の要望は寄せられていないと認識している。
2	居住支援協議会の場を通じて、市区町村の住宅部局の職員と顔の見える関係づくりを行うこと、住宅部局の職員の福祉に対する理解を更に深めてもらうことを期待しているが、年 1 回の開催では、毎回お互いに初対面のような状態になっているため、期待したような成果が得られにくい。	居住支援協議会の開催頻度が少ないと感じたことはない。また、開催頻度を増やした場合、特に遠方の市区町村において移動に係る負担が増すことも懸念され、年 1 回か 2 回の開催が妥当ではないかと考える。

（注）当省の調査結果による。

(2) 居住支援協議会以外の都道府県による支援

【調査結果】

次に、県による市区町村等に対する支援に関し、県居住支援協議会以外によるものについて調査したところ、独自の取組を実施している県がみられた（事例 4-③）。

事例 4-③ 居住支援協議会以外による県の支援の事例

No.	事例の概要
1	○市区町村における居住支援協議会の設立意向の把握・個別支援 当県は、区域内の全市区町村に対し、居住支援協議会の設立意向についてのアンケート調査を実施し、関心を示していると回答した市区町村に対しては、個別に出向いて居住支援協議会の設立等に関する説明を行っている。これを受けて、複数の市区町村から居住支援に係る勉強会の講師派遣や会合の出席等の依頼があり、職員を派遣するなどしている。
2	○市区町村における福祉関連人材や団体の発掘・育成 当県は、区域内の市区町村で居住支援協議会の設立を経験した者を講師として、まだ居住支援法人の指定を受けていない社会福祉法人等を対象に、セミナーを実施している。本セミナーでは、住宅セーフティネット制度に関する勉強会の開催や社会福祉法人が居住支援法人になる意義の周知によって、居住支援法人の指定を受けることを促し、市区町村の居住支援協議会の核となる人材の育成発掘を行っている。 本事業の成果として、令和 4 年度には 9 法人、5 年度には 6 法人が居住支援法人として指定された。

（注）当省の調査結果による。

上記のように、調査対象県の中には居住支援協議会の場以外でも市区町村に対する支援を実施している事例がみられた。

一方で、市区町村に対する支援に当たって、具体的な連携の在り方及びそれを実現するための支援方法が分からないなどとして、国からの情報提供の充実を求める意見・要望を挙げているところが 4 県みられた（表 4-③）。

この 4 県には、居住支援協議会の開催頻度が少なくとも問題ないとの意見を有する 2 県（前記（1）事例 4-②）が含まれており、市区町村に対する具体的な支援方法が分からないとの悩みを抱えていることは、居住支援協議会の積極的・活発な開催につながっていない一因であるとみられる。

表 4-③　市区町村への支援に当たって苦慮していることについての県の意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	市区町村の居住支援協議会の設立について、助言することは可能だが、設立する目的、設立した後の具体的取組を示すことはできないことに困っている。福祉部局と具体的にどのように連携をし、どのような取組につなげていかなければならないか分からないため例示をしてほしい。
2	住宅部局と福祉部局の連携が求められているが、現実的には容易ではない。他の都道府県の推奨的な取組事例を更に示してもらいたい。
3	関係機関の役割分担や連携の在り方を定型的に示せるものではないと思うが、モデル事例や基本的な方向性を示し、関係者のイメージ共有を図る必要がある。業務の押し付け合いにならないよう、各部局の取組を具体的に示した方が良い。
4	連携促進のためのマニュアル・ガイドブックの作成及び都道府県や居住支援法人の連携等に係る事例集の作成・更新をしてほしい。

（注）当省の調査結果による。

【まとめ】

調査対象県においては、居住支援協議会の場を通じて、又はそれ以外の方法によって、市区町村の居住支援の取組が適切に実施されるよう、支援活動を一定程度実施している状況がみられた。

一方、居住支援協議会の取組については、調査した居住支援法人において、居住支援協議会の事務局である県の見解と異なり、当該居住支援協議会の活動は低調であり、より積極的・活発な活動を望んでいる状況もみられた。

また、調査対象県において、居住支援協議会又はそれ以外の方法により、市区町村に対する支援が行われ一定の成果はみられるが、調査した居住支援法人の一部で市との関係構築や支援事業の円滑な実施に苦慮している状況がみられたことを勘案すると、そうした支援が必ずしも成果につながっていないとも考えられる。

さらに、一部の調査対象県においては、居住支援協議会の開催頻度が低調であっても特段の問題はないと認識しつつ、市区町村に対する支援に当たって、具体的な連携の在り方及びそれを実現するための支援方法が分からないといった悩みを抱え、国からの情報提供の充実を求めている状況もみられた。

これら調査結果については、令和 7 年 2 月 4 日に、国土交通省に対して情報提供を行い、当該調査結果も踏まえて同省が令和 7 年 3 月 19 日に改訂した「居住支援協議会 設立の手引き」において、都道府県による実施が期待される市区町村に対する支援手法の例や好事例及びその効果等についても紹介されているところであり、その周知の徹底を図る必要があると考えられる。また、都道府県による市区町村に対する支援策を市区町村に示すことで、市区町村が希望する支援を選びやすくなり、市区町村における居住支援の取組の一層の進展に寄与すると思料されるため、国土交通省が、支援手法を都道府県に周知する際に、併せて各都道府県が自ら実施し得る支援策を市区町村に提示するよう促すことは、居住支援の推進に寄与すると考えられる。

【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、都道府県による市区町村に対する支援の充実に資するため、都道府県に対して、都道府県（都道府県居住支援協議会）が実施可能な市区町村に対する支援手法の周知徹底を図ること。

また、都道府県に対し、当該都道府県が実施し得る支援策を市区町村に対し提示するよう促すこと。

〔資料編〕

資料 1-①　専用住宅に係る補助事業についての意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	当居住支援法人が所在する市は、家賃低廉化補助を行っていない。国及び県による補助を望む。（居住支援法人）
2	家賃低廉化補助のうち公的賃貸住宅家賃対策調整補助金[43]について、実際に市区町村が活用するには要件（居住支援協議会の設立、高齢者への家賃補助には高齢者居住安定確保計画の策定等）が厳しいと感じる。要件を緩和してもらえると市区町村のハードルが下がり、家賃補助対策も促進されると思われる。（県）
3	改修費補助には、セーフティネット登録住宅のうち専用住宅に登録するための改修に必要な補助金を受けることができる制度もあるが、専用住宅に改修すると一般入居者を入居させられなくなるため、改修費補助を受けたところで専用住宅にするメリットは大家側にない。そのため、当該補助は住宅確保要配慮者の入居先の増加に寄与していない。（居住支援法人）
4	改修費補助を受けた場合、10 年間は住宅確保要配慮者以外の一般の者を入居させられないことから、当該補助は大家にメリットがほとんどない。（市）
5	低額で入居できる賃貸住宅の供給量を増やすことが急務であり、そのために、例えば賃貸住宅所有者（大家）が利用できる専用住宅の改修費用の補助の増額などの支援策に取り組んでほしい。（市）
6	当県においては、セーフティネット登録住宅総数に対し専用住宅として登録されている住戸はほとんどなく、国の補助制度はセーフティネット登録住宅のうち専用住宅を対象としているため活用できない。補助制度を利用できる住宅が増えるよう専用住宅の要件を見直してほしい。（県）

（注）1　当省の調査結果による。
2　末尾の（）書きは、当該意見・要望を述べた団体の属性を表す。
3　「専用住宅」とは、セーフティネット登録住宅のうち、入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る住宅を指す。
4　専用住宅の大家等は、家賃について、国と地方公共団体による家賃低廉化補助（国の補助率 1/2（限度額は原則 2 万円/戸・月）、地方公共団体の補助率 1/2）を受けることができる。
5　専用住宅の大家等は、バリアフリー改修工事費等について、国による改修費補助（国の補助率 1/3）を受けることができるが、当該補助を受けるには、専用住宅として管理する期間が 10 年以上であることが要件とされている。

[43]　「公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱」（平成 18 年 3 月 27 日付け国住備第 132 号（令和 6 年 10 月 22 日最終改正）国土交通省住宅局長通知）第 4 第 4 項第 4 号、第 6 号において、以下のような要件が掲げられている。
四　高齢者世帯を家賃低廉化の対象とする場合、当該住宅の存する地方公共団体の高齢者居住安定確保計画又は地域住宅計画等において、対象とする高齢者世帯の考え方及び対象世帯数が明示されていること
六　同一世帯について 3 年を超えて家賃低廉化を行う場合、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が 3 年ごとに当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を行うこと

資料 1-② その他のセーフティネット登録住宅についての意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	現状の住宅セーフティネット法の住宅要件では、低家賃であっても耐震基準を満たしていない住宅は対象外となってしまうので、要件を緩和して低家賃の住宅に入居しやすい環境を整えてほしい。（市）
2	セーフティネット登録住宅について、専用住宅が増えるような施策を推進してほしい。その際、特定の市区町村に専用住宅が増え、近隣の市区町村から住宅確保要配慮者が流入すると、専用住宅が立地している市区町村の住宅確保要配慮者が利用できなくなる懸念があるため、そうした事態が起こらないような仕組みもお願いしたい。（市）
3	現状、県のセーフティネット登録住宅の登録基準（補助金が出る基準）は、床面積が 25 ㎡以上であるが、住宅確保要配慮者は単身であることも多いため、県には基準の引下げを要望している。数年前から県や国土交通省に要望しているが変わらないため、今後も変わることが期待できない。（居住支援法人）
4	現行制度では、専用住宅に改修する場合に補助金が出されるが、それだけでは大家のインセンティブにならず専用住宅の増加を推進するのは難しいのではないか。例えば、財務省や総務省の協力を得て、専用住宅を建てた場合の登録免許税や固定資産税の減免制度を創設する等の支援措置が必要ではないか。（市）
5	セーフティネット登録住宅の家賃は高額であることが多く、住宅確保要配慮者が入居できるような住宅はない。そのため、都道府県や政令市での登録事務は、実質的に住宅確保要配慮者の居住支援に活用されていない住宅の登録事務を行っていることになり、非常に無駄な事務である。（県）
6	セーフティネット登録住宅は、住宅確保要配慮者にとって賃料が高く、当居住支援法人でも最初から選択肢に入らないケースがほとんどである。また、家賃債務保証業者の審査を通過できない住宅確保要配慮者の場合、家賃債務保証が必要な住宅の大半から入居を断られてしまうことから、親交のある地元の不動産事業者などから入居可能な住宅を探しているというのが実情である。（居住支援法人）
7	セーフティネット住宅情報提供システムに登録されている住宅は入居済みの割合が高く、実際に住宅を探す場面では使えない。（市）
8	セーフティネット住宅情報提供システムに登録されている住宅の多くは、同一不動産事業者が管理する住宅であり、公平性が確保されていないように感じる。（居住支援法人）

（注）1 当省の調査結果による。
2 末尾の（）書きは、当該意見・要望を述べた団体の属性を表す。
3 セーフティネット登録住宅の登録基準については、住宅セーフティネット法第 10 条第 1 項等において床面積や構造設備、家賃等が定められているが、登録事務を実施する地方公共団体において、賃貸住宅供給促進計画により、基準を厳格化又は緩和することが可能である。
4 「専用住宅」とは、セーフティネット登録住宅のうち、入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る住宅を指す。
5 「セーフティネット住宅情報提供システム」とは、国土交通省が運用する、セーフティネット住宅専用の検索・閲覧・申請ができるホームページである。

資料 1-③　居住サポート住宅についての意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	国からは、例えば「居住サポート住宅に関して、構造的な耐震基準等に係る認定については住宅部局が、認定後の監査については、貧困ビジネスにつながる懸念があるため福祉部局が、それぞれ担当することを想定している」等、事務の分担について一つの目安を示してもらえると、現場が動きやすくなる。（市）
2	法改正により新たに示された居住サポート住宅関係について、住宅部局として、具体的に何をすればよいのか分からない。また、見守りなどの福祉的サービス関連は福祉部局が担当するものと考えているが、当市の福祉部局は、現状、厚生労働省から本件について具体的なことを示されていないとしている。見守り活動といっても、高齢者と障害者では対応する部署が異なることなどから、どの事業で取り組むのか不明であり、両局での役割分担を決めることが難しい。（市）
3	国においては、居住サポート住宅について、その普及を図るため、最低床面積や耐震基準といったハード面の認定要件が厳しくなり過ぎないように検討してほしい。（居住支援法人）
4	居住サポート住宅を導入しても、県内には日常の安否確認・見守り等を行うとされている居住支援法人が少なく、居住サポート住宅がすぐに増えるとは思えず、制度として機能しないのではないかと思われる。（市）

（注）1　当省の調査結果による。
2　末尾の（）書きは、当該意見・要望を述べた団体の属性を表す。
3　「居住サポート住宅」とは、居住支援法人等が大家と連携し、「日常の安否確認・見守り」、「生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ」を行う住宅を指す。福祉事務所設置地方公共団体の長が、国土交通省令・厚生労働省令に基づき認定する（改正住宅セーフティネット法第 41 条）。

資料 1-④　大家に対する支援についての意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	今後、単身世帯が増加するため「緊急連絡先」の確保が重要になると考えているところ、国が緊急連絡先代行の事業者を認定する仕組みを創設するなど、安心して居住支援を任せられる事業者等を担保してほしい。（市）
2	生活保護受給者に対しては 3 か月に 1 回、ケースワーカーが訪問する義務があるが、そうした見守りを行っていても、突然死を防げるわけではない。室内で亡くなり、原状回復に多くの費用が発生することになっても、生活保護制度では補償できないため、原状回復費用を国から出せるようにすれば良いのではないか。（市）
3	賃料の未徴収がなくなる仕組みや、原状回復費用を大家が負担せずに済む仕組み、見守りサービスへの生活保護費支出など、住宅確保要配慮者に住宅を貸し出す際の大家の心理的、金銭的なハードルが下がるような支援が必要と考える。（市）
4	セーフティネット登録住宅の登録を増やすため大家に対する支援をしてほしい。例えば、家賃滞納時の措置や残置物処理について支援が必要である。（市）
5	単身で死亡した者の遺品整理や家財処分に関する事務（業者に依頼する際の手続等）、銀行口座の引き落とし等の死後事務に関して、非常に煩雑で運用のハードルが高いと感じる。また、市民に対しても、市ができる具体的な施策を提示しにくい。これらについて、法改正や制度的支援により、運用のハードルを下げてほしい。（市）
6	入居者の死後処理に困っている。入居者（契約者）と残置物の処理について取り決めていたとしても、相続人が後から相続権を主張してきた場合、大家は負けてしまう。三者契約[44]等の取組はあるが、処理が煩雑になることや、入居者（契約者）の費用負担等がある。これらの点を改善してもらえば民間賃貸住宅の大家も住宅確保要配慮者を受け入れやすくなるのではないか。（市）
7	不動産事業はビジネスであるため、例えば支援件数に応じた補助金の交付等、住宅確保要配慮者支援に対するインセンティブを与えることが必要ではないか。（市）

（注）1　当省の調査結果による。
2　末尾の（）書きは、当該意見・要望を述べた団体の属性を表す。
3　令和 6 年住宅セーフティネット法改正法により、民間賃貸住宅の大家が住宅確保要配慮者の入居に際して抱える不安を解消するため、①居住支援法人が実施する業務に、民間賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者が死亡した場合の賃貸借契約解除や残置物処理等の業務の追加（改正住宅セーフティネット法第 62 条第 5 号）、②緊急連絡先の登録を求めないなどの基準を満たす、住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者の認定制度の創設（改正住宅セーフティネット法第 72 条第 1 項）等の改正がなされた。

[44]　国土交通省及び法務省は、単身の高齢者が死亡した際に賃貸借契約関係及び残置物を円滑に処理できるよう、死後事務委任契約等について賃貸人、賃借人、賃借人の受任者の三者間で締結する「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を策定している。

資料 2-①　「住まい支援の連携強化の推進に向けて（依頼）」（令和 2 年 12 月 25 日付け法務省矯正局更生支援管理官及び保護局更生保護振興課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室、総務課、保護課、障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室及び精神・障害保健課、老健局高齢者支援課並びに子ども・家庭局家庭福祉課並びに国土交通省住宅局住宅総合整備課及び安心居住推進課連名事務連絡）＜抜粋＞

「住まい」は、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、国民の健康で文化的な生活を実現する上で不可欠な基盤です。また、高齢者、低所得者、障害者、子供を養育している者、刑務所出所者等（保護観察対象者及び更生緊急保護対象者をいう。以下同じ。）及び外国人並びにコロナ禍で生活に困窮した方など、生活や住宅に配慮を要する方々が安心して暮らすことのできる住生活を実現することは、極めて重要な政策課題であり、それぞれの分野の課題解決に必要な専門的知識を持った福祉分野、住宅分野及び再犯防止分野の関係者の連携がより一層求められているところです。

（略）

各都道府県、政令市及び中核市におかれては、生活や住宅に配慮を要する方々への住まい支援における福祉部局、住宅部局及び再犯防止関係部局の連携を確保した上で、下記の取組みを強化いただきますようお願いいたします。

（略）

4. 生活困窮者自立支援制度等における居住支援の強化について

（略）

また、生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、居住支援法人等と連携し、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援について、令和 2 年度第 2 次補正予算に引き続き、令和 3 年度政府予算案においても所要額を計上しておりますので、積極的な活用を検討していただきますようお願いいたします。

なお、生活困窮者自立支援制度における支援会議等への住宅部局の参加や、居住支援協議会への福祉部局の参加、両会議の一体的開催など、複雑かつ多様な課題を抱える方に対し効果的な支援が行えるよう、関係部局・団体との連携をお願いいたします。

（略）

（注）下線は当省が付した。

資料 2-②　「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」（平成27年3月27日付け社援地発0327第13号・国住心第217号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）＜抜粋＞

2 自立相談支援事業と居住支援協議会の取組の連携

自立相談支援事業は、生活に困窮した者を幅広く受け止め、一人ひとりの状況に応じた支援を提供する包括的な相談窓口である。生活困窮者は複合的な課題を抱えており、とりわけ住居に関する課題を抱えている場合、居住支援協議会の取組と連携することでより効果を発揮することが可能である。

例えば、離職により住居を失った生活困窮者が民間賃貸住宅の確保が困難な場合、賃貸借契約に当たり保証人を得られない場合などは、居住支援協議会による民間賃貸住宅の情報提供、家賃債務保証会社を紹介するなど、居住支援協議会の構成員となっている不動産団体とのネットワークと連携することにより、住宅の確保に向けた支援を受けることが可能となる。

また、住宅確保要配慮者が離職により住居を失うおそれがある場合、一般就労の準備が出来ていない場合、家計再建が必要な場合などは、自立相談支援事業と連携して支援することにより、住宅を含む生活全般の包括的な支援を受けることが可能となる。

ついては、自立相談支援事業と居住支援協議会の取組が連携し、支援がより効果的なものとなるようお願いする。

なお、とりわけ、住宅に関する支援が含まれている場合、自立相談支援機関による自立生活のためのプラン作成の際には居住支援協議会も参画することが望ましい。

（略）

（注）1　本通知は、平成30年10月1日に第一次改正、平成31年3月29日に第二次改正されており、令和7年3月時点における通知名は「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」である。

2　下線は当省が付した。

資料 2-③　「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 7 号・国住備第 492 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長及び国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）＜抜粋＞

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮者を早期に発見することが必要である。このため、公営住宅の管理等を通して生活困窮者を把握しうる住宅部局と生活困窮者自立支援制度主管部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

例えば、公営住宅の入居者の中には、様々な生活上の事情を抱えており支援が必要な者も少なくないと考えられることから、支援が必要と思われる者については、適切に自立相談支援機関につなぎ、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援を行うことが重要と考えられる。また、公営住宅等に入居を希望している生活困窮者についても同様に、生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局が十分な連携を図りつつ、必要な情報提供や助言を行うことが重要である。その際、都道府県が管理する住宅は、生活困窮者自立支援制度主管部局と事業実施単位が異なることから、特に必要な情報の共有など十分に連携を図っていただく必要がある。

（略）

また、改正法による改正後の法第 9 条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮者の支援に当たって、住宅部局を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

（注）1　「法」とは、生活困窮者自立支援法を指す。
2　「改正法」とは、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律を指す。
3　「都道府県等」とは、福祉事務所設置地方公共団体を指す。
4　下線は当省が付した。

資料 2-④　「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」（令和 3 年 3 月 25 日付け国住備第 639 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）＜抜粋＞

事業主体におかれましては、地域の住宅事情や住宅確保要配慮者の状況等を勘案し、NPO 法人等と連携して、公営住宅の空き住戸を活用した自立支援を積極的に推進するようお願いします。

1．生活困窮者一時生活支援事業のための公営住宅の使用

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項では、事業主体が必要であると認めたときは、国土交通大臣の承認を得た上で、公営住宅の管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅を社会福祉事業等に使用させることができることとされています。

今般、45 条省令が改正され、公営住宅を使用させることができる社会福祉事業等として、「生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 6 項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第 1 号に掲げる事業に限る。）」（以下、「一時生活支援事業」という。）が追加されました。これにより、法第 45 条第 1 項に規定する社会福祉法人等が一時生活支援事業を行う場合であって、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」（平成 8 年 8 月 30 日付住総発 135 号。以下、「運用通知」という。）第 6 の 1（3）の要件を満たす場合には、公営住宅を使用させることが可能であり、公営住宅を社会福祉事業等に使用させたときから一月以内に、別記様式又は運用通知別記様式 27 により、地方整備局長等に報告することにより、同条第 1 項に規定する大臣の承認があったものとして取り扱います。

なお、申請者が公営住宅を使用して行おうとする事業が一時生活支援事業に該当するか否かの判断や公営住宅を使用させる者の選定は、運用通知第 6 の 2 により福祉部局等と緊密な連携を図りつつ、適切に行うようお願いします。

2．居住支援法人等による支援のための公営住宅の使用

1．に掲げる社会福祉事業等以外であっても、事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、当該事業を行う者に公営住宅を使用させることが可能です。

居住支援法人等と連携した住まいに困窮する者に対する支援を推進する観点から、以下の要件を満たす場合には、公営住宅を使用させたときから一月以内に、別記様式により地方整備局長等に事後報告することをもって、同条に規定する承認があったものとして取り扱います。

（1）公営住宅を使用して行う事業が、住まいに困窮する者を入居させ、見守り等の自立支援を行うものであること。なお、入居する者は、公営住宅の入居者資格のうち、法第 23 条第 2 号に規定する住宅困窮要件を満たすものであること。

（2）公営住宅を使用する主体が次のいずれかであること。

イ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人

ロ　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

ハ　特定非営利活動法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき設立された特定非営利活動法人

ニ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条に基づく公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人

(3) 当該事業が次の要件を満たすものであり、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で行われるものであること。

イ　公営住宅の本来の入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないこと。

ロ　事業の円滑な実施が担保されていること。

(4) 使用期間については、原則として一年を超えない期間を設定すること。ただし、地域の実情、事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、住宅確保要配慮者に対する支援活動に係る使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとする。

(5) 使用料については、近傍同種の住宅の家賃以下で、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、公営住宅の入居者家賃の決定に準じて適切に設定すること。

（注）下線は当省が付した。

資料 2-⑤　「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日付け国住総第 191 号（令和 6 年 4 月 1 日最終改正）国土交通省住宅局長通知）＜抜粋＞

第二　公営住宅の目的外使用について

一　事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、DV 被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であること。

この場合においては、事業主体は DV 被害者の居住の安定を図り、その自立を支援する観点から、可能な範囲で適切な配慮をするものとすること。

二～四（略）

五　目的外使用に当たり、前記二の要件を満たす場合には、公営住宅を目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式 2 により地方整備局長等（補助金適正化法第 26 条第 1 項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第 22 条に規定する承認があったものとして取り扱うこと。

資料 2-⑥　「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」（平成 20 年 12 月 18 日付け国住備第 85 号国土交通省住宅局長通知）＜抜粋＞

第一　公営住宅の目的外使用について

事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保するため、当該者に公営住宅を目的外使用させることができる。

事業主体は、目的外使用させる場合であっても、当該住宅の使用状況を把握すること等適正かつ合理的な管理を行うよう努めること。

目的外使用に係る国土交通大臣の承認については以下のように取り扱う。

一　次に掲げるすべての要件に該当する場合には、公営住宅を離職退去者に目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第 26 条第 1 項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、同法第 22 条に規定する承認があったものとして取り扱う。

①～③（略）

二　一の基準に該当しないものであっても、不安定就労者であることからネットカフェなど住居以外の場で生活を営んでいる等の特別な事情がある場合においては、地方整備局長等の承認を得て目的外使用することができる。

資料 2-⑦　個人情報に関する管理・取扱規程＜抜粋＞

●●市●●（自立相談支援機関）（以下「当機関」という。）では、当機関における個人情報保護に関する取組方針及び個人情報の取扱いに関する考え方として、個人情報に関する管理・取扱規程を制定し、公表します。

【取組方針】
当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、当市の個人情報ファイル簿及び関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

【個人情報の取得方法】
当機関は、ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

【利用目的】
当機関は、ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

◎当機関の業務内容
- ◆ 相談支援業務
- ◆ プランの策定・評価

◎利用目的
- ◆ 相談支援業務を円滑に行うため
- ◆ 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- ◆ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等、ご相談者の自立支援に資するため

【個人情報の内容】
当機関で取り扱う個人情報の例は以下のとおりです。
- ◆ 氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、家族関係等の基本的情報
- ◆ 健康状態、疾病、障害、介護等の健康に関する情報
- ◆ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ◆ 収入、資産、債務等の経済的状況
- ◆ 各種制度や支援、サービスの利用状況
- ◆ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

【第三者への提供の制限】
当機関は、ご相談者（又は代理人）の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供することはありません。ただし、【利用目的】に記載する目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間でご相談者の個人情報を共同利用する場合には、原則としてご相談者（又は代理人）の同意を得た上で、ご相談者の個人情報を、別表で例示した関係機関・者等に対して提供することがあります。

◎原則として同意を得た上で第三者に提供する場合

- ◆　他機関・者との間で、各種事業や制度等の利用申込やプラン策定に関する調整を行う場合
- ◆　ご相談者が当機関又は他機関・者が実施する支援を受ける場合
- ◆　プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ◆　病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

◎同意を得ずに第三者に提供する場合

- ◆　法令に基づく場合
- ◆　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由がある場合
- ◆　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由がある場合

【安全管理措置】

当機関は、ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施します。また、ご相談者の個人情報を取扱う従事者について、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

※　当機関は、利用目的の達成に必要な業務を円滑に進めるため、業務の全部又は一部を委託し、必要な個人データを業務委託先に提供することがあります。委託に際しては、委託先の個人情報の取扱いに対する必要かつ適切な監督を行います。

（注）1　上記規程は、福祉事務所設置地方公共団体が自立相談支援事業を民間事業者（社会福祉協議会等）に委託せず自ら実施する場合の様式例である。

2　「利用目的は各地方公共団体において特定されるものであり、個人情報ファイル簿等の中で利用目的の特定を行っている場合もあるため、当該利用目的と齟齬がないよう、適宜調整すること。」等と注記されており、福祉事務所設置地方公共団体は、上記規程を参考に調整の上、使用することとされている。

資料 2-⑧　自立相談支援事業の手引き＜抜粋＞

第 2 章　自立相談支援機関の業務と支援のプロセス

（略）

3．相談支援プロセスの概要

（略）

(3) 利用申込（③）

自立相談支援機関による相談支援を継続的に行うことが適当と判断される場合、別紙の「自立相談支援機関使用標準様式」（以下「帳票類」という。）の「相談受付・申込票」により、本人から自立相談支援事業の利用申込を受け付ける。なお、家計改善支援事業を実施する場合は、アセスメントの段階から当該事業を実施する機関との連携を図ることが、相談者への適切な支援や負担軽減につながることから「相談受付・申込票」は、家計改善支援事業への相談申込も兼ねた表記にするとともに本人にもその旨の説明を行う。

この「相談受付・申込票」は、原則として本人に記載してもらうか、本人が記載できない場合や本人が進んで記載しようとしない項目は無理強いせずに、相談支援員が記載を手伝ったり、聞き取ったりしながら記載を代行することも考えられる。

「相談受付・申込票」には、利用申込み欄があり、自立相談支援機関と関係機関とで本人に関する個人情報を共有することに同意することを含め、記名をしていただくことになる。

（別紙）

相談受付・申込票

受付機関	□自立相談　□家計改善　□町村の一次相談窓口				
ＩＤ		初回相談受付日	西暦　年　月　日	受付者	

■基本情報

ふりがな			性別	□男性 □女性 □（　）
氏名			生年月日	西暦　年　月　日 （　歳）
住所	〒　　－			
電話	自宅	（　）　　－	携帯	（　）　　－
メール				
来談者 ＊ご本人以外の場合	氏名		来談者のご本人との関係	家族（本人との続柄：　） その他（　　）
	電話	（　）　　－		

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。					
	病気や健康、障害のこと		住まいについて		収入・生活費のこと

	家賃やローンの支払いのこと		税金や公共料金等の支払いについて		債務について
	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について
	家族との関係について		子育てのこと		介護のこと
	ひきこもり・不登校		DV・虐待		食べるものがない
	その他（　　）				

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

■相談申込み欄

○○様

上記の相談内容等について、自立・家計改善支援の利用を申し込みます。
また、相談支援にあたり必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。

西暦＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　本人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）厚生労働省「自立相談支援事業の手引き」に基づき、当省が作成した。

資料 3-①　「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（平成 29 年 10 月 25 日付け国住備第 102 号・国住心第 252 号・国住民支第 150 号国土交通省住宅局長通知）＜抜粋＞

第 5 居住支援法人の指定

居住支援法人の指定制度の運用に当たっては、以下の事項を踏まえ、住宅部局と福祉部局との情報共有を図るなど、緊密な連携に努められたい。

1　居住支援法人の指定に当たっては、申請があった場合には、法第 40 条各号の指定基準に適合するか否か適正に審査するよう留意されたい。審査に当たっての具体的な指定基準の考え方については、都道府県において判断することになるが、同号に掲げられている指定基準の考え方については、例えば以下のようなものが考えられる。

①　職員、支援業務の実施の方法その他の支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること

・　支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること

・　特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること　等

②　支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること

・　支援業務を行うに十分な財源を有していること

・　住宅確保要配慮者に対する居住支援活動の実績を有していること　等

③　役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

・　職員又は役員が暴力団員等でないこと

・　役員のうちに禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一定年数を経過しない者がいないこと　等

④　支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

・　他の業務を実施する組織との間に適切な分離がなされていること　等

⑤　その他、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること

・　定款等において支援業務を実施するために必要な記載がされていること

・　支援業務の実施のための意思決定がなされていること　等

（注）下線は当省が付した。

資料 3-②　居住支援法人の問い合わせ先＜抜粋＞

（指定都道府県欄から業務内容欄まで）

指定都道府県	法人名	所在地	業務エリア都道府県内全域	業務エリア	業務内容
北海道	ホームネット株式会社	東京都中野区中野 2-24-11 住友不動産中野駅前ビル 19 階		札幌市、本別町	住宅確保要配慮者への ・保証会社との連携による家賃債務保証 ・住まい探しなど入居支援相談および入居後の健康相談・メンタル相談等 ・見守り（安否確認）
北海道	特定非営利活動法人シニア賃貸住宅サポートセンター札幌	札幌市白石区南郷通12丁目北1番15号		札幌市	・住宅相談 ・サービス（見守り・安否確認） ・家賃保証については必要に応じて指定家賃保証会社を紹介する
北海道	特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター	札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園		札幌市、岩見沢市、三笠市、美唄市、月形町	・登録住宅に入居する住宅確保要配慮者への家賃債務保証会社の紹介 ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ・サブリース事業
北海道	株式会社JDC	札幌市北区北27条西11丁目7番40号		札幌市	・24時間対応の相談窓口、自社のサブリース物件の紹介など、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供 ・定期的な見守りなど生活相談

（HP 欄から【参考】居住支援対象欄まで）

ＨＰ	問合わせ先		【参考】居住支援対象 ※居住支援法人へのアンケート調査に基づき掲載しております（空欄は未回答・公表不可など）。 詳細は各居住支援法人へご確認ください。							
	電話番号	メール アドレス	高齢者	障がい者	子育て世帯（ひとり親世帯含む）	低額所得者	外国人	ＤＶ被害者	刑余者	その他（被災者、児童養護施設退所者など）
http://www.homenet-24.co.jp	TEL:03-6630-8037 ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ:0120-460-560	kyojuushien_osg@homenet-24.co.jp	○	－	－	－	－	－	－	－
http://senior-rent.com/	011-862-7788	info@cmtwork.net								
http://www.cmtwork.net/	011-511-1315	info@cmtwork.net	○	○	○	○	○	○	○	○
http://www.japan-dream-company.com/index.html	011-768-7371	jdc.sasaki@gmail.com								

（注）国土交通省ホームページに掲載された資料による。

資料 3-③　調査対象 15 県が居住支援法人の指定申請において、申請者に提出を求めている書類のうち、「居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野」が記載されていると考えられる書類

都道府県	県が申請者に提出を求めている書類のうち、「居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野」が記載されていると考えられる書類
1	・支援業務の実施に関する計画 ・現に行っている業務の概要を記載した書類
2	・支援業務の実施に関する計画書（組織及び運営に関する事項、支援業務の概要に関する事項） ・現に行っている業務の概要を記載した書類 ・前事業年度の事業報告書 ・居住支援活動の実績を記載した書類
3	・申請書 ・前事業年度の事業報告書
4	・申請書 ・法人の組織体制を記載した書面 ・住宅セーフティネット法第 42 条に規定する支援業務の活動実績を示す書類
5	・申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における事業報告書 ・住宅セーフティネット法第 40 条第 1 号に規定する支援業務の実施に関する計画書（組織及び運営に関する事項、支援業務の概要に関する事項を記載したもの） ・現に行っている業務の概要を記載した書類 ・住宅セーフティネット法第 42 条各号に掲げる居住支援に資する活動のいずれかの実績を示す書類（過去 5 年のうち活動の実績がある直近の年度分のみ） ・法人の組織及び事務分担を記載した書類 ・その他居住支援法人の業務に関し参考となる書類
6	・支援業務の実施に関する計画書 ・現に行っている業務の概要を記載した書類 ・申請以前（申請年度以前の過去 5 年に限る。）に実施した居住支援活動の実績を記載した書類

	・居住支援法人の業務に関し参考となる書類（ホームページの写しなど）
7	・支援業務実施計画書（組織及び運営に関する事項、支援業務の概要に関する事項） ・現に行っている業務の概要を記載した書類
8	・申請書 ・支援業務の実施計画書（組織及び運営に関する事項、支援業務の概要に関する事項） ・役員の氏名及び略歴を記載した書類（役員のうち、少なくても 1 名は過去 3 年間支援業務に係る実績を有することが確認できるもの） ・現に行っている業務の概要を記載した書類
9	・申請書 ・住宅セーフティネット法第 40 条第 1 号に規定する支援業務の実施に関する計画として「組織及び運営に関する事項」、「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類 ・居住支援の実績（10 件以上）が分かるもの ・現に行っている業務の概要を記載した書類
10	・支援業務の実施に関する計画書 ・現在行っている業務の概要を記載した書類（過去 1 年間の実績が確認できるもの）
11	・支援業務の実施に関する計画書（従業員数、業務実施体系図、①家賃債務の保証、②円滑な入居促進に関する援助、③生活の安定及び向上に関する援助に係る実施する支援業務） ・現に行っている業務の概要（住宅確保要配慮者への居住支援業務、その他の業務）
12	・支援業務の実施に関する計画（イ：組織及び運営に関する事項（業務実施体系図、従業員数等）、ロ：支援業務の概要に関する事項（①家賃債務の保証、②円滑な入居促進に関する援助、③生活の安定及び向上に関する援助に係る業務の内容等）） ・現に行っている業務の概要を記載した書類 ・申請年度の前年度の事業報告、申請年度の事業計画書 ・住宅セーフティネット法第 42 条各号に掲げられる支援業務の実績を示す書面（過去 5 年のうち支援業務の実績がある直近の年度分のみ） ・法人の組織及び事務分担を記載した書面 ・その他居住支援法人の業務に関し参考となる書類

13	・住宅セーフティネット法第 40 条第 1 項第 1 号に規定する支援業務の実施に関する計画書（ア 組織及び運営に関する事項（職員数、組織図等）、イ 支援業務の概要に関する事項） ・申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書 ・申請年度の事業計画書 ・申請年度から起算して過去 5 箇年度内に行っている住宅セーフティネット法第 42 条各号に規定する居住支援に資する活動の実績（申請年度から起算して過去 5 箇年度内のうち直近の活動実績の存する年度分のみとする。）を示す書面、居住支援法人の業務に関し参考となる書面
14	・申請書 ・支援業務の実施に関する計画書（組織体制、人員体制、運営、専門技術の確保、支援業務、支援業務以外の業務） ・現に行っている業務の概要を記載した書類 ・職員の勤務体制及び勤務形態一覧
15	・組織及び運営に関する事項を記載した書類 ・実施する支援業務の概要を記載した書類（有償サービスがある場合には、その料金を含む。） ・現に行っている業務の概要を記載した書類

（注）各県のホームページを参照し、当省が作成した。

資料 3-④　調査対象 15 県が市区町村に提供等している居住支援法人情報

都道府県	提供資料（①指定申請書受領時、②居住支援法人指定時、③指定申請書受領時及び居住支援法人指定時以外）				資料にある居住支援法人情報の内容
	①	②	③		
1	○			（申請者の所在市区町村宛て） 指定に係る意見聴取文書	申請年月日、法人の名称、代表者職・氏名、主たる事務所の所在地、実施する支援業務、支援業務を行おうとする事務所の所在地、支援業務を開始しようとする年月日
		○		（法人の所在市区町村宛て） 「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について」	（本文）指定された旨 （別紙）申請年月日、法人の名称、代表者職・氏名、主たる事務所の所在地、実施する支援業務、支援業務を行おうとする事務所の所在地、支援業務を開始しようとする年月日、指定年月日、指定番号
			○	県居住支援協議会の定例会議で出席者に向け提供する資料（会議資料） ※なお、様式として決まっているものはない。	追加指定、若しくは解除した居住支援法人の名称及び指定番号
2				―	―
				―	―
			○	（全市区町村に提供） ①居住支援法人紹介パンフレット ②住宅セーフティネット制度紹介チラシ	①居住支援法人名、支援エリア、居住支援サービス、所在地、電話番号、メールアドレス、ホームページ、窓口開設時間・場所、業務の概要、支援対象者、支援内容 ※居住支援法人の特徴を色付けで明示 ②居住支援法人名、支援エリア、支援対象者、支援内容、電話番号、窓口開設曜日・時間
3				―	―
		○		（県居住支援協議会幹事会（県内市区町村を含む。）宛て）	指定日、居住支援法人名、所在地、業務エリア、業務内容、ホームページ、問合せ先

				「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定状況について（通知）」	
				―	―
4				―	―
				―	―
			○	（県居住支援協議会構成員（県内市区町村を含む。）宛て） 居住支援ガイドブック	指定年月、対象エリア、事務所所在地、連絡先、ホームページ、支援内容（居住支援法人の強み）、支援対象者、支援内容（入居までの支援、入居後の支援）
5				―	―
				―	―
			○	県居住支援協議会の専門部会研修会で、毎年、最近指定された居住支援法人を中心に 2 法人程度の取組を紹介	（居住支援法人資料により様々）
6				―	―
		○		（県居住支援協議会（県内市区町村を含む。）宛て） メール、居住支援協議会会員一覧	新規に指定された居住支援法人の名称
			○	（全市区町村に提供） ①県居住支援法人の紹介 ②県居住支援法人の一覧	①居住支援法人名、所在地、電話番号、支援エリア、業務概要、支援対象 ②指定順、指定年月日、居住支援法人名、所在地、業務エリア、業務内容、ホームページ、問合せ先、居住支援対象（住宅確保要配慮者の属性）
7	○			（申請者が業務区域とする旨を申し出た市区町村宛て） 居住支援法人の指定に係る活動内容の確認文書	名称、代表者名、支援業務実施計画書（所在地、業務区域、業務内容・範囲、事業計画）

		○		（居住支援法人の業務区域内の市区町村宛て） 居住支援法人指定通知書	名称、代表者名、指定年月日・番号、主たる事務所の所在地、支援業務を行おうとする事務所の所在地、支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲、支援業務を行おうとする区域
			○	（県居住支援協議会構成員（全市区町村を含む。）宛て） 居住支援法人活動概要	指定番号、居住支援法人名、居住支援法人所在地（市区町村）、支援業務を行う事務所の所在地、電話番号、受付日、時間帯、活動エリア、居住支援法人が実施している事業、職員体制等、前事業期間における居住支援活動費の財源、相談窓口の開設状況（受付方法、受付日・時間帯、相談窓口の周知方法、対応する職員数、社会福祉士等の専門職配置の有無）、主な相談依頼の経緯・依頼元、居住支援活動を行う上での方針、特徴、得意分野等、現在の事業計画、前事業期間での入居相談の受付件数と入居契約の成約件数、住宅確保の方法、居住支援活動を行う上で感じるニーズ、課題、成功事例、今後強化したい取組、現在の事業計画で行おうとしている支援業務の内容と、前事業期間における活動実績（入居相談の受付件数等）
8				―	―
		○		（居住支援法人の業務区域となる市区町村宛て） 通知	居住支援法人の名称、居住支援法人の住所、支援業務を行う事業所の所在地、支援業務を開始する年月日、実施する支援業務、支援業務を行う区域、指定年月日、指定番号、指定内容
				―	―
9	○			（申請者が活動拠点とする市区町村宛てに、指定に係る意見照会を実施する際） 申請時に提出された書類一式 ※申請書類一式の市区町村宛ての送付について、申請者からは口頭で事前に同意を得ている。	事業年度の始期及び終期、法人の住所、名称、代表者の氏名、事業実施の方針、事業実施の概要、業務エリア、入居前支援事業と入居後支援事業についての活動予定事業とその対象住宅確保要配慮者の属性、連携予定先、具体的な支援の内容（入居前、入居後、その他の事業）、予算（今年度の居住支援事業に係る予算、うち国の補助金額）、事業に係る収支予算書

		○		（居住支援法人の業務区域となる市区町村宛て） 通知	居住支援法人の名称及び住所、代表者の氏名、支援業務を行おうとする事務所の所在地、支援業務を開始しようとする年月日、指定年月日、指定番号
				―	―
10				―	―
		○		（居住支援法人の業務区域となる市区町村宛て） 指定通知書	指定番号、居住支援法人名称、主たる事務所の所在地、支援業務を行う事務所の所在地、支援業務の内容、業務を行う区域、業務の対象とする住宅確保要配慮者
				―	―
11				―	―
		○		（県内市区町村宛て） 当該法人を居住支援法人に指定した旨の情報を記載した事務連絡	当該法人を居住支援法人に指定した旨（居住支援法人の名称、指定年月日）
				―	―
12				―	―
				―	―
				―	―
13				―	―
				―	―
			○	（県居住支援協議会構成員） 居住支援法人説明資料	居住支援法人の取組内容や強み（について居住支援法人が説明）
14				―	―
		○		（居住支援法人の業務区域となる市区町村宛て） 「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について（通知）」	指定番号、居住支援法人の名称、居住支援法人の住所、事務所の所在地、支援業務内容、業務の開始年月日、業務を行う区域

			○	①（県居住支援協議会会員（県内市区町村を含む。）宛て）「会員の追加について」 ②県居住支援協議会にて居住支援法人から活動内容、相談事例の説明	①居住支援法人の名称、居住支援法人の住所、事務所の所在地　支援業務内容、業務開始年月日 、業務を行う区域 ②活動内容、相談事例等
15	○			（申請者が業務を行うとする市区町村宛て） 申請者から提出された書類一式 ※申請書類一式の市区町村宛ての送付について、申請者からは口頭で事前に同意を得ている。	申請書類一式にある情報（支援業務の概要、支援対象とする住宅確保要配慮者、支援業務を行う曜日、時間帯等）
				―	―
			○	県居住支援協議会、研修会、勉強会等における県の説明資料、居住支援法人の説明資料	各会合における県や居住支援法人の資料、説明内容により異なる。
計	4	9	9		

（注）当省の調査結果による。

資料 3-⑤　都道府県が行う居住支援法人の指定事務に関する県の意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	国には、居住支援法人の指定に必要な申請書及び添付書類に関して、居住支援法人に作成義務がない書類について代替書類での提出を認めるなどの取扱いを検討してほしい。以前、申請を検討している法人から、添付書類として住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則により指定されている「申請年度の前事業年度における財産目録」を作成していないため代替書類による申請を認めてほしいと問合せがあったことがある。当県から国土交通省に対して、この点の照会をしたところ、飽くまで同令で義務付けられた添付書類であるとして代替書類による申請は認められず、当該法人は申請に至らなかった。県としては、居住支援に取り組みたいと考える法人に対して門戸を広くしたい。国は、居住支援法人に作成義務がない書類を申請書類として指定する場合は、代替書類の提出を認めるなどの取扱いを検討してほしい。
2	令和 6 年住宅セーフティネット法改正法の施行後は、居住支援法人の指定や指導等に当たって、どのような福祉的要素を勘案すべきであるのか、また、それに関する審査基準について、国から提示してほしい。

（注）当省の調査結果による。

資料 3-⑥　都道府県が行う居住支援法人の指定事務に関する居住支援法人の意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	複数の都道府県の区域で支援業務を行う場合、それぞれの都道府県に申請することになるが、都道府県における審査の際、同一法人で別の都道府県における支援実績がある場合、当該実績も支援実績として認める運用となるようにしてほしい。
2	居住支援法人の中には支援方法が適切ではないと疑われる居住支援法人もあるため、都道府県による居住支援法人指定の基準を厳格化してほしい。
3	居住支援の内容には幅があるからこそ、居住支援法人ごとに業務内容の多様性があり、得意とする支援対象者に違いがあるなど、それぞれ異なる支援の強みを発揮することができている。居住支援法人指定の基準を厳格化することは、居住支援の範囲を狭め柔軟性を損なう懸念がある。

（注）当省の調査結果による。

資料 3-⑦　居住支援協議会等活動支援事業（居住支援法人向け）の概要①

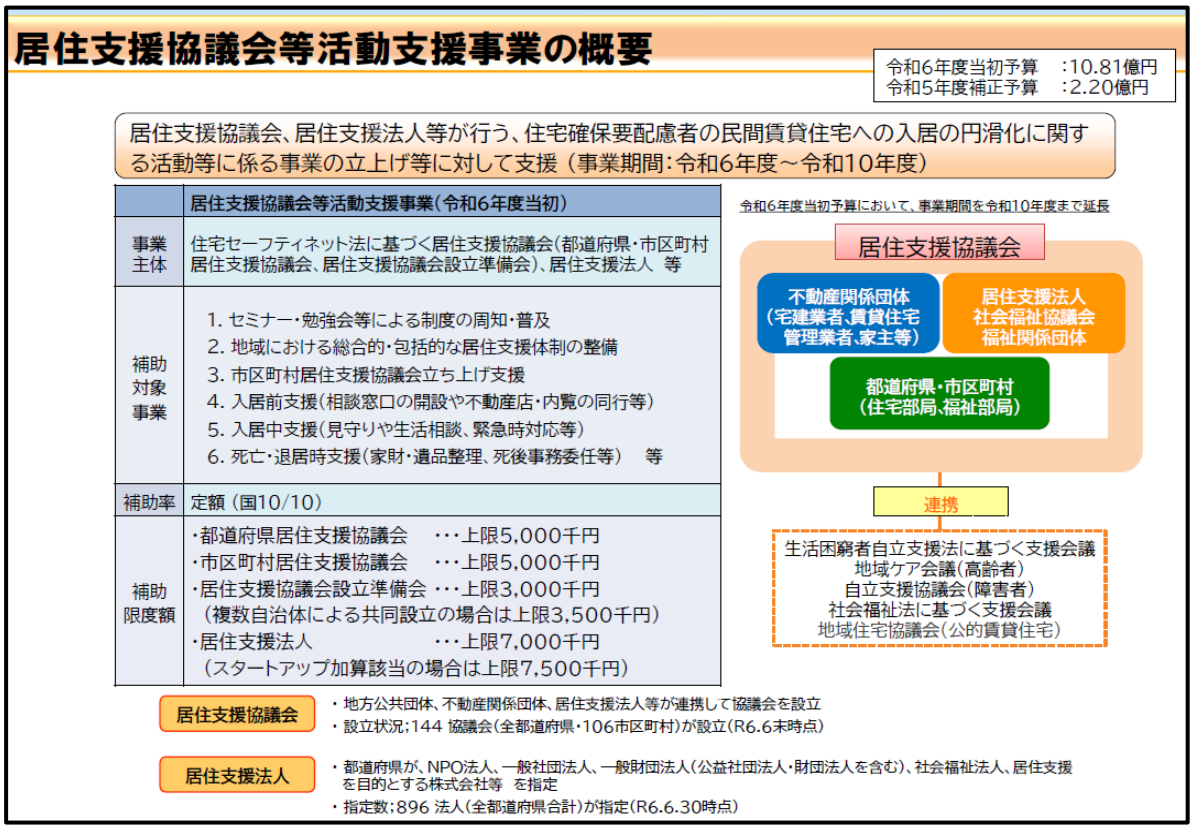

（注）国土交通省の資料による。

資料 3-⑧　居住支援協議会等活動支援事業（居住支援法人向け）の概要②

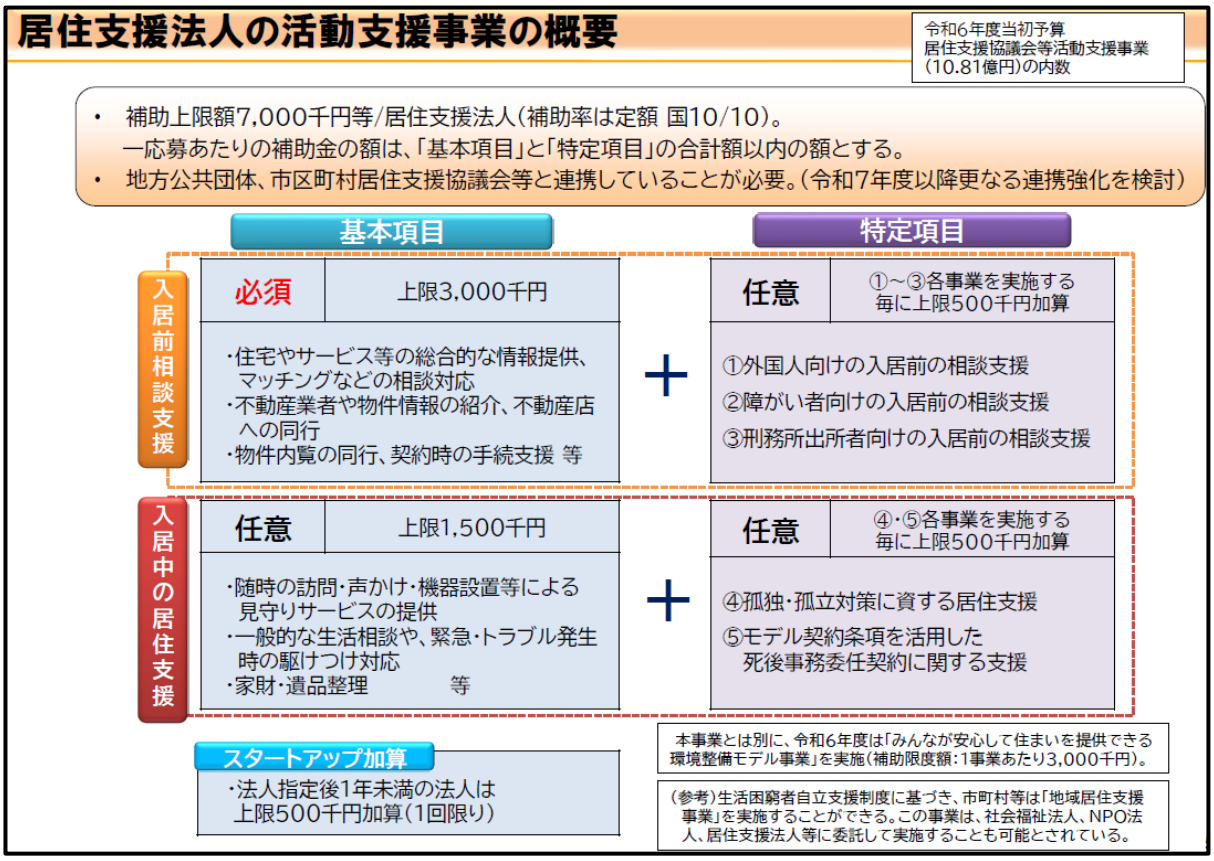

（注）国土交通省の資料による。

資料 3-⑨　令和 6 年度　居住支援協議会等活動支援事業　住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業　応募要領（居住支援法人向け）＜抜粋＞

2．応募条件

本事業への応募にあたっては、以下の（1）～（3）の全ての条件を満たす必要があります。

（1）「居住支援法人」の指定

応募書類提出日までに、都道府県知事から「居住支援法人」の指定を受けていること。（「居住支援法人指定通知書」の写しを提出して頂きます。）

（2）「居住支援法人」であること等の公表

要配慮者に対する居住支援を実施している「居住支援法人」である旨及び相談等の電話やメールアドレスなどの連絡先を広く一般に向けて公表していること。

具体的には、以下のような内容が該当します。

・自法人のホームページ及び SNS において、居住支援を実施している居住支援法人であることをトップページ等において常時わかりやすく掲示していること

（3）地方公共団体や市区町村居住支援協議会との一定の連携

地域における公正かつ適確な居住支援の実施に向けて、自法人の業務エリアのいずれかにおいて、補助対象期間中、自法人が地方公共団体（住宅部局・福祉部局等）又は市区町村居住支援協議会と連携（これらに類する連携を含む。）していること。ただし、補助対象期間内に当該連携を開始する場合も可とする。（必要に応じ連携状況を地方公共団体に確認することがあります。）

具体的には、以下のような内容が該当します。

①居住支援に関し、地方公共団体と業務委託契約や協定・覚書を締結
②居住支援に関するセミナーや相談会等を、地方公共団体と共同開催
③地方公共団体との定期的な会議・意見交換会の開催
④地方公共団体との不定期な会議・意見交換会の開催（この項目は令和６年度限りの予定）
⑤市区町村居住支援協議会（協議会傘下の部会等を含む）又は設立準備会へ出席していること
⑥都道府県居住支援協議会へ出席していること（この項目は令和６年度限りの予定）

（注）1　国土交通省の資料による。
　　2　赤枠は当省が付した。